# プロジェクト研究 「基礎教育分野における官民連携の可能性 に関する調査研究」 報告書

平成24年10月 (2012年)

独立行政法人国際協力機構 人間開発部教育課題タスクフォース 人間 JR 12-095

# プロジェクト研究 「基礎教育分野における官民連携の可能性 に関する調査研究」 報告書

平成24年10月 (2012年)

独立行政法人国際協力機構 人間開発部教育課題タスクフォース 独立行政法人国際協力機構(JICA)人間開発部教育課題タスクでは、教育協力における官民連携の可能性を検討するために、プロジェクト研究「基礎教育分野における官民連携の可能性に関する調査研究」(以下、「本調査」と記す)を実施した。本調査では、日本や欧米諸国、途上国の基礎教育分野における民間の役割を確認し、国際機関や二国間援助機関における官民連携の動向を整理するとともに、日本国内の教育関連ビジネスや社会貢献事業などに携わる民間企業からの情報収集調査を行った。収集した情報に基づいて、基礎教育分野で官民連携を行う際の途上国、民間企業、JICA それぞれのメリット及びリスクを抽出し、具体的な官民連携の事例案及び官民連携の実施に必要な環境整備について考察・提言を取りまとめた。

基礎教育セクターは、先進国においても途上国においても、中央及び地方教育行政が大きな役割を果たしている。日本では、基礎教育のさまざまな局面で文部科学省及び地方自治体の教育委員会の果たす役割が大きく、他国と比較して民間参入度は低いと考えられる。一方で、学習塾、学習材の分野における民間参入は突出していることから、日本の基礎教育において民間が蓄積してきた能力や経験が発揮されるのは、学校外教育とされる学習塾のもつ人材や教授法等のリソース、民間企業によって開発されてきた学習材の提供とそれらを使用した学習指導方法に関連する教育サービス分野と考えられる。

世界銀行や国連機関、そして二国間援助機関では、開発協力に対するリソースの多様化を図り、効率性や持続性を高めるために官民連携を進めている。世界銀行や UNDP はそれぞれの機関が本来有している民間企業への投資機能や広範なネットワークを基盤として、官民連携を担う新たな装置(部署やイニシアティブ等)を創設して、グローバルなレベルで官民連携を進めている。一方、UNICEF や UNESCO は民間企業とのパートナーシップで自らのミッション達成をめざしており、民間企業の CSR を通した連携が多い。二国間援助機関のうち、USAID 及び DfID は多国籍企業や他国の企業もパートナーとして官民連携を進め、GIZ はドイツ企業からアイデアを募って PPP 事業を展開するなどドイツ企業の市場開拓や貿易振興等をめざす。各機関に共通してグッド・プラクティスとして紹介されている事例は、インフラ整備、起業家育成、農業、水供給、保健医療、ICT に関連する事業が多く、基礎教育セクターの事例は限定的であった。

日本の基礎教育セクターにおいて、民間企業は学習塾や学習材の開発・販売において豊富な技術力と経験を有する。教育に関するノウハウを有する企業は、連携の相手先として極めて重要な意味をもつと考えられるが、企業ごとに保有ノウハウや海外展開の状況・考え方などに違いを有しており、具体的な連携にあたっては十分な配慮が必要となる。本調査では、民間企業を対象に、既存資料(CSR報告書)、インタビュー調査、アンケート調査を行い、その結果を取りまとめた。

企業の特性を踏まえた連携の可能性は、以下のように整理できる。

		教育産業企業	教育関連産業企業	社会貢献実施企業
11h <del>1cl :</del>	東アジア・新興国	©	©	0
地域	アフリカ・LLDC	×	△ (BOP)	0

ノウハウ、リソース、	・教育の質の改善	・e ラーニング等	・資金や物資の支援が
特徴	・教員養成	<ul><li>グローバル展開のた</li></ul>	中心
	・児童・生徒指導管理	めのモデル構築	<ul><li>「本業とのつながりを</li></ul>
	*「自己学習」「個別指		重視した展開」「収
	導」「理科学分野教育」		益・ビジネス展開に
	に強み。		つながる展開」を指
			向

出典:本調査で作成

なお、多くの企業が ODA や JICA に関する詳細を把握していないこともあり、JICA との連携に関して具体的なイメージや考え方を有していなかった。基礎教育分野における官民連携の第一歩として、まずは JICA の民間企業に対する戦略的な情報発信を進めていくことが重要である。また、日本の民間企業との情報共有及び意見交換を活発に行い、双方の利益・目的が合致する点を見つけていくことが必要である。

# **人**

要	約
目	次
略語	吾表

第1章	重	調査の概	[要······	1
1 -	- 1	背景…		1
1 -	- 2	本調査	の目的	1
1 -	- 3	本調査	における用語の定義	2
1 -	- 4	手法•	手順	3
1 -	- 5	本調査	<b>雲</b> 庵上の制約	3
第2章	至	基礎教育	ぶにおける民間の役割	4
2 -	- 1	調査の	視点と分析方法	4
2 -	- 2	日本の	基礎教育における民間の役割	5
2	2 —	2 - 1	教育政策の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	2 —	2 - 2	基礎教育において民間が果たす役割	7
2	2 —	2 - 3	日本の基礎教育における民間活用の環境整備	14
2 -	- 3	欧米諸	省国の基礎教育における民間の役割	15
2	2 —	3 - 1	米国の基礎教育の概要と民間が果たす役割	16
2	2 —	3 - 2	英国の基礎教育の概要と民間が果たす役割	20
2	2 —	3 - 3	ドイツの基礎教育の概要と民間が果たす役割	24
2 -	- 4	途上国	]の基礎教育の概要と民間が果たす役割	27
2	2 —	4 - 1		27
2	2 —	4 - 2	ネパールの基礎教育の概要と民間が果たす役割	31
2	2 —	4 - 3		34
2	2 —	4 - 4	ケニアの基礎教育の概要と民間が果たす役割	37
2 -	- 5	日本と	先進国、途上国の基礎教育における政府と民間の役割の考察	39
第3章	至	基礎教育	を中心とした社会開発セクターにおける国際的官民連携の動向	40
3 -	- 1	調査の	視点と分析方法	40
3 -	- 2			42
				42
				50
				53
3	3 —	2 - 4	UNDP における官民連携······	56
3 -	- 3	二国間	援助機関の官民連携に関する動向	61
3	3 —	3 - 1	USAID における官民連携 ····································	61
3	3 —	3 - 2	DfID における官民連携 ······	64

3-3-3 GIZ における官民連携	66
3-4 国際機関及び二国間援助機関による官民連携の動向	67
第4章 途上国の教育分野及び他分野における本邦民間企業による事業展開の可能性	71
4-1 調査の視点と分析方法	71
4-2 本邦民間企業の途上国における事業展開及び CSR・社会貢献活動	72
4-2-1 本邦民間企業の途上国における事業(ビジネス)展開の全体動向	72
4-2-2 本邦民間企業による $CSR$ ・社会貢献活動	76
4-3 本邦民間企業の事業・活動展開における連携に向けた状況	77
4-3-1 本邦企業における社会貢献活動の現況	77
4-3-2 本邦企業における教育関連ビジネス展開の現況	78
4-3-3 他団体・組織との連携の可能性	78
4-3-4 JICA との連携の可能性	80
4-4 本邦企業との連携促進に向けたポテンシャル及び課題	81
第5章 JICA の基礎教育協力における官民連携の可能性に関する考察・提言	89
5-1 基礎教育分野における官民連携の可能性・メリット······	89
5-2 具体的事例案	92
5-3 基礎教育分野における官民連携のリスク・留意点	95
5-4 官民連携実施のために必要な環境整備	96
5-4-1 短期的視点	96
5-4-2 中長期的視点	96
5-4-3 民間企業との情報共有・意見交換に向けた具体的方法	96
参考文献	99

# 略 語 表

略語	正式名	日本語名
AED	Academy for Educational Development	教育開発アカデミー
APS	Annual Program Statement	年間プログラム書
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
BCtA	Business Call to Action	ビジネス行動要請
BIF	Business Innovation Facility	ビジネス・イノベーション・ファシリティ
BMZ	Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung	ドイツ経済協力省
BOP	Base of the Pyramid	低所得者層
CDC	Centers for Disease Control and Prevention	米国疾病制御予防センター
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DCED	Donor Committee for Enterprise Development	企業開発のためのドナー委員会
DEG	Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft	ドイツ投資開発公社
DfID	Department for International Development	英国国際開発省
DGQITEP	Directorate General for Quality Improvement of Teachers and Education Personnel	教職員資質向上総局
ECFA	Engineering and Consulting Firms Association, Japan	海外コンサルティング企業協会
EdStats	Education Statistics	世銀の教育統計
EFA	Education for All	万人のための教育
EMIS	Educational Management Information System	教育情報管理システム
GDA	Global Development Alliance	グローバル・ディベロップメント・アライ アンス
GIM	Growing Inclusive Markets	包括的な市場の育成イニシアティブ
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GPD	Global Partnership Division	グローバル・パートナーシップ課
GSB	Growing Sustainable Business	持続的成長ビジネス
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社

HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus / Acquired Immunodeficiency Syndrome	後天性免疫不全症候群
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Development Association	国際開発協会
IDEA	Office of Innovation & Development Alliance	革新・開発局
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IIEP	International Institute for Educational Planning	UNESCO 国際教育計画研究所
IMD	Inclusive Market Development	包括的な市場の開発
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
KCPE	Kenya Certificate for Primary Education	ケニア初等教育統一試験
KMK	Kultusministerkonferenz	各州文部大臣会議
LLDC	Least among Less Developed Countries	後発開発途上国
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non Government Organization	非政府組織
NPO	Non-profit Organization	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PfE	Partnership for Education	教育のためのパートナーシップに関する共 同研究
PISA	Programme for International Student Assessment	生徒の学習到達度調査
PPP	Public-Private Partnerships	パブリック・プライベート・パートナー シップ
PSLO	Private Sector Liaison Officer	民間セクター・リエゾン・オフィサー
SABER	System Assessment and Benchmarking for Education Results	教育システム分析ツールの研究開発/教育 のベンチマークに係る取り組み
SIP	School Improvement Plan	教育改善計画
SMC	School Management Committee	学校運営委員会
SMS	Short Message Service	携帯電話のショートメッセージサービス
UN	United Nations	国際連合
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画

UNESCO	United Nations Educational, Scientific and	国連教育科学文化機関	
CIVESCO	Cultural Organization		
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金	
USAID	U.S. Agency for International Development	米国開発援助庁	
WBI	World Bank Institute	世界銀行研究所	
WFP	World Food Programme	世界食糧計画	
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関	

## 第1章 調査の概要

独立行政法人国際協力機構(JICA<sup>1</sup>)人間開発部教育課題タスクでは、教育協力における官民連携の可能性を検討するために、プロジェクト研究「基礎教育分野における官民連携の可能性に関する調査研究」(以下、「本調査」と記す)を実施した。本調査では、日本や欧米諸国、途上国の基礎教育分野における民間の役割を確認し、国際機関や二国間援助機関における官民連携の動向を整理するとともに、日本国内の教育関連ビジネスや社会貢献事業等に携わる民間企業からの情報収集調査を行った。収集した情報に基づいて、基礎教育分野で官民連携を行う際の途上国、民間企業、JICA それぞれのメリット及びリスクを抽出し、具体的な官民連携の事例案及び官民連携の実施に必要な環境整備について考察・提言を取りまとめた。第1章では、本調査の背景や目的、用語の定義、手法・手順、実施上の制約を概説する。

#### 1-1 背景

わが国は、2005年の政府開発援助 (ODA<sup>2</sup>) に関する中期政策において、ODA と民間企業活動等との連携を強化する方針を打ち出した。さらに、2008年4月には、ODA 等と日本企業との連携強化を意図した新たな施策「成長加速化のための育成パートナーシップ」を公表した。そこには、途上国の貧困削減のためには民間セクターの成長が重要との認識の下、官民双方に有意義なパートナーシップを構築するとともに、重要な対外政策目標を共有し、官民一体の取り組みにより、途上国の成長を加速化させる戦略が記されている。

上記の背景を踏まえ、2011 年度までの JICA 中期目標では、「民間セクターとも連携を図り、現地ニーズを的確に把握する」ことが定められるとともに、「民間企業等とのパートナーシップの強化」が目標として掲げられた。JICA の民間連携に関する具体的方策は、①各業務の中で民間連携の視点を強化する制度作り、②民間企業・団体とのコミュニケーションの強化とニーズの把握、③民間連携推進の環境整備、④個別の民間連携案件の実現推進、⑤広報での連携、の5つであり、協力準備調査〔低所得者層(BOP³)ビジネス連携促進〕や海外投融資事業等、民間連携事業が推進・展開されている。

これまでJICAでは、貧困削減、経済成長、科学技術の発展、宗教や民族を超えた相互理解の促進等、すべての開発課題の根底に教育問題があると考え、教育協力を積極的に展開してきた。特に基礎教育分野においては、①教員研修を通じた教員の能力強化、②コミュニティ参加型の学校運営体制の確立、③現地業者を活用した学校校舎の建設、④教育行政官の能力強化、を重点として協力を実施している。しかし、JICAの教育協力における官民連携は他分野に比較して進捗が遅れており、実績はいまだ限定的といわざるを得ない。そこで、民間企業との連携でより大きな開発効果を上げることができる場合には、その実現を積極的に模索し、官民連携を通じた協力メニューの拡大可能性を検討することが必要だと考えられ、本調査が実施されることとなった。

#### 1-2 本調査の目的

本調査の目的は以下のとおりである。(なお、本調査における「民間」、「連携」等の用語の定義は、

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> JICA: Japan International Cooperation Agency

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ODA: Official Development Assistance

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> BOP: Base of the Pyramid

#### 1-3に示すとおり。)

- ① 教育分野及び他分野における国内外の官民連携の動向を把握し、その役割、可能性、課題を確認する。
- ② 本邦民間企業が、ODA による教育協力に参画するにあたってのメリット、課題、リスク等を把握する。
- ③ JICAが、基礎教育協力において官民連携を進めるにあたっての意義、メリット、リスク、 実施可能性、具体的事例案、必要となる環境整備等を検討する。

#### 1-3 本調査における用語の定義

#### (1) 基礎教育

本調査は「基礎教育」を対象サブセクターとする。「基礎教育」には、就学前教育、初等教育、 前期中等教育及びノンフォーマル教育が含まれる。

#### (2) 民間

本調査では、「民間」とは、学校法人、学校設置会社、企業、特定非営利団体(NPO⁴)及び非政府組織(NGO⁵)等、公的機関〔中央政府、地方政府、政府関係機関(JICA など二国間援助機関を含む)、国際機関〕以外のすべてを対象とする。民間企業のみ、NPO あるいはNGO のみを指す場合には、それぞれ民間企業、NPO、NGO と具体的に記載する。

#### (3) 官民連携

「官民連携」の形態としては、パブリック・プライベート・パートナーシップ( $PPP^6$ )による業務委託や、企業の社会的責任( $CSR^7$ )活動や BOP ビジネスを通した協働が考えられる。本調査ではこれらの用語の定義を以下のとおりとする。

- ① PPP: 従来、公営で行ってきた事業に民間企業が計画段階から参加して、投資や運営を民間委託とする官民協力の方法。
- ② CSR:利益を追求し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献、途上国支援など民間企業が果たすことが期待される責任。
- ③ BOP ビジネス:民間企業の利益を追求しつつ、世界の低所得者層(BOP)の生活水準の向上にも貢献することをねらったビジネス・モデル。

なお、本調査では、「官民連携」は公的機関及び民間企業の双方が情報、資金、物資等を提供し、基礎教育が改善されて学校、児童・生徒が裨益することをめざすものとし、公的機関及び民間企業のどちらかが、一方的に情報、資金、物資等を提供することは「官民連携」に含めない。本調査では、公的機関と上記「民間」のうち特に民間企業との連携を念頭に置き、情報収集・分析を行った。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> NPO: Non-profit Organization

NGO: Non Government Organization
 PPP: Public-Private Partnerships

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> CSR: Corporate Social Responsibility

#### 1-4 手法・手順

本調査を進めるにあたって、JICA 人間開発部教育課題タスク内に「基礎教育分野における官民連携の可能性」検討のためのサブタスクフォースが設置された。本調査の情報収集・分析はコンサルタント2名が担当し、上記タスクフォースとの協議を行うとともに、各段階で作成したアウトプットに対してタスクフォースからのコメント及び助言を受けながら業務を進め、報告書を取りまとめた。

本調査における手法・手順は以下のとおりであった。

- ① 情報収集・分析方針の決定
- ② 既存文献のレビューを通じた、先進国及び途上国の教育開発における民間セクターの役割 に関する主要な論点の整理・分析
- ③ 報告書、ホームページ等の既存資料からの情報収集による、教育開発における各機関の官 民連携に関する政策・制度・実績・事例等の基礎情報の整理、及び各機関が官民連携を行う ことの意義や教訓の分析
- ④ 本邦民間企業による途上国開発参画事例に関する既存資料のレビュー・情報抽出
- ⑤ 教育関連ビジネス及び CSR 事業を行っている代表的な企業等に対するインタビュー
- ⑥ 教育ビジネス及び CSR 事業を行っている企業に対するアンケート調査 (インタビュー及びアンケート調査の概要については第4章で説明)
- ⑦ ⑤⑥の調査結果を通じた、各民間企業の途上国開発に関する方針・実績・事例等の基礎情報の整理、及び民間企業の関心領域、援助機関との連携の意義、事業実施上の成功・阻害要因と教訓の分析
- ⑧ ⑦の分析に基づく、基礎教育分野における官民連携の意義、リスク、具体的な案件の実施 可能性の検討
- ⑨ 本報告書の作成

#### 1-5 本調査実施上の制約

- ① 日本及び他国の教育分野における民間の役割並びに国際機関及び他ドナーの官民連携に関する調査では、公開されている情報が限られており、各国の教育政策や教育事情等に関する 既存文献やインターネット検索から情報収集・分析を行ったものの、全体像の把握には限界があった。
- ② 民間企業に対するインタビュー及びアンケート調査では、企業により JICA の活動内容に 対する理解度に相違があり、官民連携への期待やリスク、具体的なアイデア等の入手に制約 があった。

## 第2章 基礎教育における民間の役割

基礎教育セクターは、先進国においても途上国においても、中央及び地方教育行政が大きな役割を果たしている。第2章では、日本をはじめ、各国の基礎教育分野の教育制度、政策、行政組織、学校設置者、学校の選択、カリキュラム、教科書、教員の採用と配属、教員研修、学習塾、学習材について情報収集を行い、それぞれの分野における民間の役割や民間に蓄積された経験、リソースや課題等を確認した。

本章における分析結果として、日本では、基礎教育のさまざまな局面で文部科学省及び地方自治体の教育委員会の果たす役割が大きく、他国と比較して民間参入度は低いと考えられる。一方で、学習塾、学習材の分野における民間参入は突出していることから、日本の基礎教育において民間が蓄積してきた能力や経験が発揮されるのは、学校外教育とされる学習塾のもつ人材や教授法等のリソース、民間企業によって開発されてきた学習材の提供とそれらを使用した学習指導方法に関連する教育サービス分野と考えられる。

#### 2-1 調査の視点と分析方法

従来、基礎教育レベルの学校教育の水準を定め、財政を含めて直接教育機関を管理運営することが、国または地方公共団体の役割だと考えられてきた。しかし、先進国・途上国とも、教育の重要性を認識しながらも、さまざまな教育問題を抱えているのが現状である。そして、今日では、政府と民間セクターの適切な連携が教育の質と公平性を改善するための有力な手段として期待されている。

世界銀行(以下、「世銀」と記す)が2009年に発表した報告書「The Role and Impact of Public-Private Partnerships in Education」は、教育分野における民間セクターとの連携によって以下の成果が期待できるとしている。

- ① 教育市場に競争原理を持ち込むこととなり、公共機関と民間セクターが競合し、より質の 高い教育サービスの提供をめぐって工夫し、努力するようになる。
- ② 民間セクターは公共機関に比較してより柔軟かつ自主的に教員雇用や学校設立が行えることから、教育の需要と供給を合致させるためにこうした仕組みや経験を活用できる。
- ③ 教育の質を改善する活動を委託するために、適切な入札プロセスを通して契約先を選定することによって効率性を向上させられる。
- ④ 政府と民間がリスクを共有することによって、教育サービスの効率性を向上させ、新たなリソースを開拓する可能性が生まれる。

では、日本や先進国の基礎教育分野では、各国政府はどのような役割を果たし、民間セクターとどう連携しているのか。途上国では、ドナー支援を受けながら政府はどこまでその責務を果たし、民間セクターはどのように活用されているのか。本章では、日本、先進国及び途上国の基礎教育分野における政府の役割及び民間の役割と、これらの役割を通して各国政府と民間企業、その他関係機関が蓄積しているリソースや課題を確認する。

#### 2-2 日本の基礎教育における民間の役割

#### 2-2-1 教育政策の変遷

(1) 戦後の教育改革と高度経済成長期の教育拡大(1945年~1960年代)

第2次世界大戦後の1946年に公布された日本国憲法には、国民の基本的人権のひとつとして「教育を受ける権利」が規定され、さらに義務教育とその無償性の原則がうたわれた。これを受けて、1947年に民主化を柱とする大幅な教育改革の実現をめざして「教育基本法」(以下、「旧教育基本法」と記す)が制定・施行され、続いて1947年には「学校教育法」、1948年には「教育委員会法」、1949年には「社会教育法」や「私立学校法」などの教育関係法規が相次いで制定された。このように、教育による「人格の完成」をめざして新たな教育制度の骨格が形づくられ、学校制度の6-3-3-4制への移行、義務教育の延長(小・中学校計9年間)、男女共学の原則化、県・市町村への教育委員会の設置と委員の公選、師範学校廃止と大学での教員養成、教科書検定制度の発足、学習指導要領の作成等の形で具現化された。

私立学校は従来監督官庁の規制の下に置かれ、官公立学校に比して軽視される存在とされていたが<sup>8</sup>、1949年制定の私立学校法では、私立学校の自主性尊重という立場から、私立学校に対する監督官庁の権限を大幅に縮小し、私学の設置者を、従前の財団法人に代えて「私立学校の設置を目的にして設立される学校法人」とした。また、私学に対し補助金を支出するなどの公的な財政援助も可能となった。

こうして進められた戦後の新教育であったが、その後方向性が転換され、学校と教師・地方教育行政を文部省の監督下に位置づけし直し、中央の権限を強化する施策が相次いで実施された。その結果、1956年に地方教育行政の組織及び運営に関する法案が可決され、公選制の教育委員会制度は廃止され、自治体首長による教育長の任命制に変更された。また、それまで教師用の参考資料であった「学習指導要領」は、1958年に法的拘束力をもつものとして国家基準化され、県教育委員会に与えられていた教科書検定の権限は、1953年の法改正で文部大臣に一本化された。

以後、家計の安定、都市部中間層の拡大、雇用人口の増加、学歴社会の顕在化等を背景に、より高い学歴を求めて国民の進学需要は増加し、高等学校や大学への進学希望者が急増した。このような進学需要を吸収すべく私立学校は年々拡大し、その果たす役割は急速に高まってきた。他方、私立学校には経営事情、教育研究条件、学生・生徒の学費等についての問題が山積していたため、1970年から私立大学等に対する経常費助成が開始され、高等学校以下の私立学校に対しても地方交付税による財源措置が開始された。。

(2)「第三の教育改革」、臨時教育審議会から「ゆとり教育」へ(1970年代から1990年代) 1970年代に入ると、1960年代に経験した急激な社会・経済状況の変化、急速な教育の 拡張を受けて、教育制度のあり方を全面的に見直すべきだという議論が高まってきた。そ して、文部大臣の諮問機関である中央教育審議会は、1971年に「今後における学校教育 の総合的拡充のための基本的施策」を答申した。その内容は、幼稚園から大学に至る全学 校体系の再編成を意図した包括的な教育改革案であり、明治、戦後に続く「第三の教育改

<sup>8</sup> 文部省『学制百二十年史』、ぎょうせい、1992年9月

<sup>9</sup> 同上

革」を提唱するものであった。しかし、この答申の実現は日本教職員組合や高等教育関係者の反対、オイルショックに伴う景気後退、政府予算の制限等により頓挫し、1974年の人材確保法<sup>10</sup>の制定、教頭・主任職の制度化、教育系大学院の設立を除いて事実上棚上げされることになった<sup>11</sup>。

1984年に首相直属の諮問機関として臨時教育審議会(以下、「臨教審」と記す)が発足した。臨教審は、登校拒否、校内暴力、いじめ等の教育問題を背景に、明治以来の画一的・硬直的・閉鎖的な学校教育の体質を打破すべく、①個性重視の原則、②生涯学習体制への移行、③国際化や情報化等の変化への対応、の三原則を掲げ、体系的・網羅的な教育改革を断行しようとした。なかでも「学校と塾など民間産業の関係のあるべき姿や教育行政の対応の仕方等についても、基本的な検討を行う」ことを求めた点などは注目に値する。しかし、臨教審の答申の多くは具体性に欠け、また、規制緩和に反対する文部省の抵抗もあり、初任者教員研修の義務づけ、6年制中等学校の設置、単位制高校の創設、共通一次試験に替わる「共通テスト」の導入、大学審議会の設置、教員免許制度の改正以外は、実現には至らなかった。

その後の国内情勢・世界情勢を受け、1996年には、中央教育審議会の答申「21世紀を展望した日本の教育のあり方について」が提出された。その内容は、「変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代」の到来が予想される日本社会にあって「生きる力」をはぐくむ必要があるとされ、そのためには子ども、学校、家庭、地域社会、社会全体に「ゆとり」が必要であると主張した。そして、これまでの学校教育の基調の転換をめざして、年間授業時間の縮減、「総合的な学習の時間」の創設、選択学習幅の拡大等を盛り込んだ学習指導要領が、1998~1999年に告示され、2002年から実施されるに至った。また、同年、完全学校週5日制も導入された。こうして、教育の多様化、選択の自由の拡大、学校のスリム化、公教育の縮小等の対策が講じられるようになった。しかし、このような「ゆとり教育」開始直後から、大学や産業界を中心に、子どもの学力低下とそれに起因する日本経済や科学技術の低迷に対する懸念や不満が噴出した。そのため、文部省は学習指導要領を児童・生徒に指導すべき「最低基準」と位置づけ、理解不十分な児童・生徒への「補充的な学習」と理解十分な児童・生徒に対する「発展的な学習」を推奨するなどの対応を行ったものの、国際的な学習到達度調査結果とも相まって、この議論は次第に社会問題化していった。

#### (3) 新教育基本法の制定(2000年以降)

戦後教育の総点検と今後の教育のあり方を幅広く検討する目的で、首相の私的諮問機関として2000年に「教育改革国民会議」が設置された。その報告書として「教育を変える17の提案」がまとめられ、教育基本法の見直しと教育振興基本計画の策定が提言された。これを受けて、2001年に文部科学大臣が中央教育審議会に諮問し、2003年に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」答申が提出された。その後、与党が協議会・検討会を設置して検討を重ね、2006

<sup>10</sup> 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人財確保に関する特別措置法

<sup>11</sup> 独立行政法人国際協力機構編著『日本の教育経験 一途上国の教育開発を考える』、東信堂、2005年3月

<sup>12</sup> 柴田義松・斉藤利彦編『教育史』、学文社、2010年3月

年に「教育基本法案」が政府案として国会に提出され、同年に新教育基本法が成立した。新教育基本法には、わが国と郷土を愛する態度を養うこと(愛国心)、宗教に関する一般的な教養(宗教教育)、国による教育水準の維持向上と国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定(教育行政)などが盛り込まれた<sup>13</sup>。なお、私立学校規定は新設され、第8条において「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と述べられている。

#### 2-2-2 基礎教育において民間が果たす役割

#### (1) 教育行政と学校制度

日本における教育行政の主体は国と地方公共団体であり、前者で中心的な役割を担っている機関は文部科学省、後者では各都道府県及び各市町村の教育委員会である。

学校制度は文部科学省の管轄下にあり、教育基本法や学校教育法をはじめさまざまな教育法規によってそのあり方が規定されている。それぞれの学校は一定の基準(設置基準)に基づく施設・設備と、定められた資格(教員免許)をもつ一定数の教員をもたなければならない。そして、そこに学ぶ子どもたちは一定の身分(児童・生徒)を与えられる。

教育内容は、文部科学省が告示する学習指導要領によって規定され、原則として学校教育制度内のすべての国立・公立・私立学校で適用される。また、具体的な教育内容は、学習指導要領に基づいて作成される教科書を通じて児童・生徒に提供される。教科書は、学習指導要領を基に民間の発行者が教科書を作成し、文部科学大臣の検定を受け、教育委員会等が検定教科書を採択するという過程を経て、児童・生徒の手に渡る。

#### (2) 学校設置者

教育機関のうち、学校については、国と地方公共団体以外には、私立学校法に定める学校法人のみが設置できることとされている。表2-1に日本国内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校の公立、私立学校数とそれぞれの割合を示す。表2-1に示すとおり、小学校と中学校においては、公立学校及び公立に通う児童・生徒数が、ともに全体の9割以上を占め、私立学校は少数派にとどまる。特別支援学校も、9割以上が公立学校である。

一方、幼稚園、大学教育では、それぞれ 6割、7割が私立と、私立の学校数、私立に通 う園児または学生数が大部分を占めている<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> 鈴木友紀「教育基本法の全面改正をめぐる国会論議 ~教育基本法案、日本国教育基本法案~」(『立法と調査』260 号、参議院常任委員会調査室・特別調査室、2006 年 10 月)

<sup>14</sup> 私立小学校は東京都・神奈川県等の大都市圏に存在し、地方にはほとんど設置されていない。

表 2 - 1 日本の公立・私立学校数及び児童・生徒・学生数 (平成 23 年度)

		公立	私立	その他	合計
	園数	4,653	7,800	49	12,502
/1.14/E	全体に占める割合	37.2%	62.4%	0.4%	100%
幼稚園	在園者数	269,617	1,250,997	5,665	1,526,279
	全体に占める割合	17.7%	81.9%	0.4%	100%
	学校数	20,111	208	71	20,390
1 24+	全体に占める割合	98.6%	1.0%	0.4%	100%
小学校	児童数	6,463,437	77,466	42,354	6,583,257
	全体に占める割合	98.2%	1.2%	0.6%	100%
	学校数	9,275	747	70	10,092
-1-24	全体に占める割合	91.9%	7.4%	0.7%	100%
中学校	生徒数	3,129,120	252,346	30,237	3,411,703
	全体に占める割合	91.7%	7.4%	0.9%	100%
	学校数	3,480	1,270	15	4,765
- frie NA Lila	全体に占める割合	73.0%	26.7%	0.3%	100%
高等学校	生徒数	2,211,391	970,940	8,678	3,191,009
	全体に占める割合	69.3%	30.4%	0.3%	100%
	学校数	181	599	0	780
1 202	全体に占める割合	23.2%	76.8%	0.0%	100%
大学	学生	767,053	2,126,381	0	2,893,434
	全体に占める割合	26.5%	73.5%	0.0%	100%
	学校数	934	私立または	その他 54	988
性四十层次生	全体に占める割合	94.5%	5.5	%	100%
特別支援学校	在学者数	116,507	私立またはそ	つ他 3,538	120,045
	全体に占める割合	97.1%	2.9	%	100%

出典:日本政府統計 e-Stat

#### (3)教育特区の導入

構造改革の一環で導入された構造改革特別区域制度  $^{15}$  により、当該地区において、株式会社(学校設置会社)や NPO も学校を設置できることとなった。

文部科学省では、公共性、安定性、継続性が求められる学校教育では、教育提供主体の 多様性を安易に認めるべきではないとして、当初は反対の姿勢をとっていたが、その後は 条件付きの容認に転じた <sup>16</sup>。2004 年 4 月には、構造改革特区(教育特区)の認定を受けた

<sup>15</sup> 現在の実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することによって、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的とする制度。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 大田直子・黒崎勲『学校をよりよく理解するための教育学④ 教育行政と学校経営』、学事出版、2007年2月

地方公共団体において、4 校の株式会社立学校が開校した。2004 年から 2009 年春までに、全国で高等学校 21 校、中学校 1 校が設置された <sup>17</sup>。こうした改革を進めることによって、官業を民間に開放して教育提供主体の新規参入を図り、活力ある経済社会を実現し、消費者・利用者の選択肢を拡大して、教育提供主体間に競争原理を働かせて教育の質を高めることが期待されている。

構造改革特区に設立された株式会社立または NPO 法人立学校では、既存の学校と異なり、カリキュラムを自由に組んで特色を出すことができ、校舎や運動場等の施設の条件も緩和されている。一方で、私学助成金が受けられず、また学校法人への寄付には認められている税制上の優遇措置はない。

また、構造改革の一環として、社会教育の分野においては、地方自治法を改正して導入された「指定管理者制度」を利用して、公立図書館などの運営を民間事業者に包括的に委託することが可能となった。

#### (4) 学校の選択

幼稚園や高等学校は、子どもが通いたい、もしくは保護者が通わせたい学校を選択できる。小・中学校でも国立学校や私立学校については、子どもや保護者が学校を選択し、入試等を経て就学することができる。公立の小・中学校に通う場合は、原則として子どもや保護者が学校を自由に選択することは認められていない。市町村の教育委員会が、市町村内にある各学校に通う児童・生徒の住所の範囲を定め、この範囲を通学区域(学区、校区)とし、通学区域と子どもの住所を照合して就学指定校を決定する。

1997年には文部省が「通学区域制度の弾力的運用について」という通知を出し、就学校の指定に際してあらかじめ保護者の意見を聴き、それを踏まえて決定することが認められるようになった。2003年には学校教育法施行令が改正され、市町村の教育委員会の判断によって学校選択制 <sup>18</sup>を導入できることとなった。学校選択制には、当該市町村内のすべての学校のうち希望する学校に就学を認める自由選択制、当該市町村内をブロックに分け、その区域内の希望する学校に就学を認めるブロック選択制をはじめ、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制等がある <sup>19</sup>。

内閣府が 2006 年に行った調査では、公立小学校の 14.9%、公立中学校の 15.6% が導入しているとされる。ただし、2008 年 9 月には江東区教育委員会が学校選択制による地域コミュニティの崩壊を防止するという観点から、小学校における学校選択制を 2009 年度より選択範囲を「徒歩圏に限る」と変更した。前橋市が 2011 年から学校選択制を廃止するといった動きも出てきている。

#### (5) カリキュラム

教育基本法は、「人格の完成」という教育の目的を実現するため、達成されるべき教育の目標を掲げている。これを受けて、学校教育法では、学校種ごとの教育目的・教育目標

<sup>17</sup> 当初株式会社立で開校し、後に学校法人立に転換した朝日塾中等教育学校(岡山県)以外は、株式会社立の形式をとっている学校は通信制高等学校が大部分となっている。

<sup>18</sup> 公立小中学校において、保護者の意見を踏まえ市町村教育委員会が就学指定校を決定する仕組みを学校選択制という。

<sup>19</sup> 諏訪英広・福本昌之編著『現場と結ぶ教職シリーズ 5 教育制度と教育の経営 -学校 - 家庭 - 地域をめぐる教育の営み-』、 あいり出版、2011 年 11 月

が示されている。例えば、中学校の教育目的は、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと」と定められている。こうした法律に定められた教育の目的・目標は、すべての学校に共通するものであり、各学校は地域の特性や学校の人的・物的条件、児童・生徒等の実態を考慮して、できるだけ具体的な目的・目標を設定することが求められる。

学校教育法には、その教育目的・教育目標を達成するために文部科学大臣が学校種ごとの教育課程に関する事項を定めることが明記され、これを受けた学校教育施行規則(文部科学省令)には、学校種ごとの教育課程の構成が示されている。同規則には、別表という形で小学校と中学校については年間の授業時数の基準が明示される。また、学校教育法施行規則は、文部科学大臣が教育課程の基準として学習指導要領(幼稚園については幼稚園教育要領)を別に公示することを定めている。

学習指導要領は、地域や学校の違いに関係なく一定の水準の教育が行われるよう、最低限度の合理的・大綱的な国レベルの教育課程の基準として、学校種ごとに作成・提示される。こうした学習指導要領は、文部科学大臣の告示としてその全文が官報に掲載され、教育課程に関する法的拘束力を伴った基準として位置づけられ、およそ 10 年ごとに改定されながら今日に至っている <sup>20</sup>。

#### (6) 全国学力試験

学力試験においては、民間は従来から一翼を担ってきた。文部科学省は、2007年から、全国学力・学習状況調査を、日本全国の小学校6年生、中学校3年生全員を対象として行っている。実施日は毎年4月の第4火曜日で、同調査の一部業務は民間の教育産業企業が担当している。基本的にすべての小中学校が参加するが、教育委員会の決定で参加を見送る市町村もある。また、私立学校の参加は6割程度である。

文部科学省ホームページによると、民間機関に委託されている業務は、①調査問題の配送・回収、②調査結果の採点・集計、③教育委員会及び学校への調査結果の提供、④教育委員会及び学校からの相談対応、である。小学校6年生の調査に係る業務はベネッセコーポレーション、中学校3年生の調査に係る業務は、2007年度はNTTデータ、2008年度~2010年度は内田洋行と教育測定研究所(旺文社グループ)がそれぞれ担当した。

他方、民間の出版社等が作成した学力テストは、いわゆる業者テストと呼ばれ、1990 年代までは高校受験と深く結びついていた。受験生も業者テストの成績と希望校の基準点 を比較して進路決定の材料としていた。学校における一律業者テストの実施は禁止となっ たが、進路決定の材料として依然として必要視され、現在も申込者を対象に学校外の試験 会場で業者テストは行われている。初等・中等教育段階では、子どもの学習達成度を確認 するための学力診断テストを受ける機会が、学習塾や、その他教育関連ビジネスに携わる 民間企業のホームページ等を通して広く提供されている。

<sup>20</sup> 諏訪英広・福本昌之編著『現場と結ぶ教職シリーズ 5 教育制度と教育の経営 -学校 - 家庭 - 地域をめぐる教育の営み-』、 あいり出版、2011 年 11 月

#### (7) 教科書

学習指導要領に沿って各学校が編成した教育課程が実施される際に、各教科の授業では「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用」することが学校教育法によって義務づけられている。教科用図書(教科書)とは、「教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材」であることから、それが授業で使用されることを通じて、国が定めた学習指導要領の内容が児童・生徒に伝えられることとなる。

教科書は、原則として民間の発行者によって著作・編集されるが、授業の主たる教材として使用されるためには、教科用図書検定調査審議会による教育基本法や学習指導要領などに照らして適切であるかの審査を経て、文部科学大臣の検定を受けなければならない。そして、検定に合格した複数の教科書から各学校で使用される一種類の教科書が教科ごとに採択される。採択の権限は公立学校の場合は当該の教育委員会にあり、国立及び私立学校の場合は校長にある。

市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、都道府県教育委員会が設定した採択地区ごとに、教科書の採択権限を有する市町村教育委員会が協議して採択する広域採択性がとられている。文部科学大臣は、採択された教科書の需要数の集計結果に基づいて、発行者に発行する教科書の種類や部数を指示する。これを受けて発行者は、教科書を発行し、供給業者を通じて各学校に供給する。義務教育諸学校で使用される教科書については、国の負担によりすべての児童・生徒に無償で供与される。

#### (8) 教員の採用・配属

公立学校の教員は、当該地方公共団体の職員、つまり地方公務員としての身分を有する。したがって、地方公務員法等の公務員制度の基本ルールの中に組み込まれ、さらに公立学校の教員の職務と責任の特殊性に基づき、教育公務員特例法という法律が適用される。

校長と教員の資格は、学校教育法及び教育職員免許法に定められており、教員の資質の保持と向上を法律で保障している(教員免許の法律主義)。教員の免許状は、国の定める基準に基づいて教員として必要な資格を備えているかどうかを判定し、その資格を有すると認定した時に都道府県教育委員会が授与する。教育職員免許法において、教員は、それぞれの学校の種類、教科等に応じた免許状を有していなくてはならない旨が規定されている(相当免許状主義)<sup>21</sup>。

公立小中学校の教員の採用は、教員免許状を保持している者のなかから、都道府県・政 令指定都市の教育委員会が実施する選考試験(教育採用試験)によって行われる。選考合 格者は、当該教育委員会によって決定された学校に配属される。

#### (9) 教員研修

文部科学省は教員研修の実施体系をモデル化しており、1999 年教育課程審議会答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」では、初任者の段階、中堅教員の段階、管理

<sup>21</sup> 諏訪英広・福本昌之編著『現場と結ぶ教職シリーズ 5 教育制度と教育の経営 -学校 - 家庭 - 地域をめぐる教育の営み-』、 あいり出版、2011 年 11 月

職の段階に分けて、それぞれの段階に必要な資質能力について検討し、「教員の各ライフ ステージに応じて求められる資質能力」を示している。国レベル及び都道府県・市町村レ ベルで提供される公的な研修については、教員のライフステージに応じて担うべき役割の 異なりに対応する形で、おのおのの段階で求められる上記の資質能力が身に付くように体 系化された教員研修が整備され、提供されている。

このような公的な研修のほかに、教員が自主的に行う学校外での授業研究やサークルで の学習といった自主研修も行われており、公的な研修または自主研修の一環として、ごく 一部ではあるが民間企業での研修も行われている。民間が研修機会を提供している事例と して、教育委員会が教員研修先として、塾や予備校に教員を派遣するというものがある。 代々木ゼミナール教育総合研究所や駿台教育研究所では「教員向けセミナー」、早稲田ア カデミーでは「教師力向上講座」を提供している。逆に、民間企業への派遣研修として、 財団法人経済広報センターの主催により、学校の夏季休暇期間に教員を民間企業に派遣す るといったものもある。

#### (10) 学習塾と予備校

教育分野における民間の役割としては、私立学校の設立と運営に加えて、塾や予備校と いった学校教育以外の教育サービスの提供が挙げられる。このうち、基礎教育分野の中で も特に小・中学校段階では主に学習塾が関係するため、ここでは学習塾について取り上げ る。

高度経済成長下の進学需要の増大と受験競争の激化を背景に1960年代後半から学習塾 の数が急増した。かつて文部省は「過度の学習塾通いは、子どもたちがその発達段階にふ さわしい豊かな生活体験を得ることを困難にし、人間形成に重大な悪影響を及ぼしてい る。」22と考えていたが、文部大臣の諮問機関である生涯学習審議会が1999年に行った提言 以来、学校教育と学習塾を共存させる方針に転換した。そして、今日では学校側も大手学 習塾の指導法に注目している。ちなみに、学習塾はサービス産業の一業種であるため、所 管は文部科学省ではなく、経済産業省となる。

文部科学省が2007年に実施した「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査」に よれば、小学1年生の通塾率(学習塾に通っている子どもの割合)は15.9%で、学年が上 がるにつれて数値が上昇し、小学6年生では37.8%、中学3年生では65.2%となっている。 塾に通っている小学生では、どの学年でも「学校の宿題や予習・復習」が約4割と高いが、 中学生では、学年が上がるにつれて「進学準備が中心」の割合が増え、中学3年生ではそ の割合が 6 割を超えている。文部科学省は、塾通いが増加する背景には、「学歴偏重の社 会的風潮、入学者選抜の在り方とそれに伴う受験競争の激化、子どもの教育に対する保護 者の関心が知的な教育に偏りがちであることなど、社会や学校、家庭のそれぞれの要因が 深くかかわっている」23と分析している。

学習塾は、主に小・中学校の放課後に、有償で学力の補強や学習の補助などを行う民間 の施設である。ほとんどの塾では、主要5教科 [国語、算数/数学、理科(物理、科学)、 社会、英語〕の学習に特化している。学習塾をその目的によって分けると進学系と補習

<sup>22 「</sup>我が国の文教施策」(平成元年度)、文部省、1989 年 11 月23 「我が国の文教施策」(平成 5 年度)、文部省、1993 年 11 月

系の2つに大別される。人数・指導形式によって分けると、集団授業の塾(大手進学塾)、 自習形式の塾(フランチャイズ形式)、少人数制授業の塾、個別指導の塾などとなる。大 手の進学塾では社員雇用の講師を抱えているケースもあるが、多くはアルバイト雇用の講 師である。

学習塾をとりまく環境は、少子化、中高一貫校の増加により対象が減少し、良好とはいえない傾向がみられるが、一方では通塾者の低年齢化、家計から学習塾への出資額の上昇による市場の拡大もみられる。塾側では、フランチャイズ化や、大手塾または教育ビジネス企業間の買収の動きなども拡大している。

#### (11) 学習材

学習材は、主に図書をはじめとする資料や各種の道具が該当するが、人材・自然環境・地域社会も広く学習材ととらえられることも多い。学校等で使用される学習材としては、教科書、問題集、資料集などの図書、授業で配布されるプリント、ワークシートなど授業を担当する教員が作成した資料のほか、理科室や体育館の器具等が存在する。また、児童や生徒など学習者が自習のために書店などで購入した問題集や自作した単語帳なども学習材である。

主たる学習材である教科書以外の学習材については、学校教育法により「有益適切なものは、これを使用することができる」と定められている。授業で教科書以外の学習材を用いる場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、あらかじめ教育委員会に届け出ることまたは承認を受けることが求められている。

教員が授業を行ううえで学習材は必須であり、授業を担当する教員が自ら作成する場合も少なくない。児童や生徒の学習レベルやニーズに合わせることができる一方で、汎用性がなかったり、校閲が十分でなかったりする可能性がある。また教員にとって負担となることもある。

こうした学習材の重要性や教員の負担軽減等の理由から、民間企業は、学習材の提供を ビジネス・チャンスととらえ、多くの学習材を作成・販売している。出版社等が作成する 学習材は、多くの学習者を想定して作成され、学習内容全体を網羅し、さらに多くの目で 校閲されているため、概して完成度が高いといわれている。

学習材として、教員には教師用指導書(時間配分など授業を進めるうえでの要点が中心)があるが、児童・生徒向けにも教科書ガイド(教科書について詳細な説明が掲載されている補完本)等が市販されている。教師用指導書は教科書発行者が同時に発行するが、教科書ガイドは教科書発行者でない者が教科書発行者の許可を得て発行する。教科書ガイドは、学校の授業のみでは十分な理解を得られなかった児童や生徒にとって効率よく予習や試験対策ができる学習材として使用されている。

このほか児童・生徒が活用する学習材としては、副読本、問題集、資料集、漢字ドリル、文具(筆記用具、ノート、単語帳等)などがある。授業で使われる学習材として、理科の体験的学習用〔顕微鏡、双眼鏡、天体望遠鏡、理科実験機材(ビーカー、フラスコ、試験管等)、人体模型等、鉱物資料等〕、図工等の体験的学習用(粘土、画用紙、書道セット、図画セット、裁縫セット等)、地理の確認学習用(地球儀、世界地図、日本地図等)、音楽の学習用(ハーモニカ、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等)、体育の学習用(マット、

ボール、跳び箱、バット等)、パソコンなどが挙げられる。

近年は、コンピュータの発達により、コンピュータを利用して作成した学習材(教材)も増えてきた。教員が教材を作る際にコンピュータを活用するケース、プロジェクター用のプレゼンテーション学習材として活用するケース、コンピュータ上の学習用ソフトウェアを使うケースに加えて、インターネット上で公開されるいわゆるeラーニングと呼ばれる自習用の学習材が学校外でも使われるようになった。

#### (12) 文部科学省による「開かれた学校づくり」施策

文部科学省による「開かれた学校づくり」の施策の一環として、公立の小中学校では、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が導入された。その主な役割は、①学校運営の基本方針の承認、②学校運営に関する意見の表明(対教育委員会・校長)、③教職員の任用に関する意見の表明(対教育委員会)である。また、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室事業、家庭教育支援事業なども行われており、地域住民に加えて、民間企業やNPO、NGOの学校とのかかわりが増加し、学校外で広く社会や生活にかかわる学びの場を拡充する動きがみられるようになった。また、「生涯学習事業」推進の一環として、日本各地において、NPO、NGOなどを中心に、県民大学や市民大学、コミュニティ・カレッジなどの生涯学習事業が実施されている。

#### 2-2-3 日本の基礎教育における民間活用の環境整備

上記に整理した情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

表2-2 日本の基礎教育(主に義務教育)における民間活用レベル

教育サービス	現 状	要因
学校の設置	・学校教育法に基づいて、私立学校の設置を認めている。 ・義務教育では学校数のうち約9割が公立学校。 ・教育特区には株式会社やNPO等による設置も認めているが、限定的である。	共サービスであるとの認識が強いた
学校の選択	<ul><li>・学校選択制が導入されているところもある。東京首都圏等では拡大しているが、 全国的にみるとまだ限定的。</li><li>・私立は都市部に集中している。</li></ul>	同上
カリキュラム	・公立・私立ともに、カリキュラムや授業 時間数等について、基本的に学習指導要 領に従うことが求められる。	
教科書	・文部科学省による検定制。 ・教科書の採択は広域採択制。 ・作成・出版は民間企業による。 ・検定外教科書を使うことも可能。	

教員の採用・配属	・公立は地方自治体による採用・配属。 ・教員は地方公務員である。 ・私立学校は教員を独自に採用できる。	地方公務員法等による。 教員定数・配属等は法律で決められ ているため。
教員研修	・基本的に公的機関が提供する。 ・学習塾や民間企業で行われるケースもみ られるが限定的である。	国・地方自治体・学校により体系的 制度が整備されているため。 民間にとって魅力的な市場ではない。
学習塾	・民間企業による経営。	学校外教育を対象に公教育が行われ ないため。子どもや保護者の補完教 育に対するニーズが高い。
学習材	・民間企業が開発・販売。 ・パソコンやインターネットにより多様化。 ・学校の副教材で使う場合は、教育委員会 の事前の届け出等、承認を受けることが 必要とされている。	民間企業は、多様な学習材を作ることにはビジネス・チャンスがあると考えて参入。教員、児童・生徒のニーズと合致して市場は急速に拡大した。 学習材の開発・販売には法的規制はない。

出典:本調査で作成

日本では、学校設置や学校の選択については、教育特区や学校選択制が導入されつつあるものの、まだ限定的である。カリキュラムや教科書についても、中央の権限が強く、基本的に学習指導要領や文部科学大臣の検定教科書に従うことが求められている。教員研修については学習塾や民間企業によって行われるケースもみられるが、公的研修制度等が整備されていること、このため学習塾にとって魅力的な市場ではないこと、民間企業は CSR の範囲内で研修を行っていることから、民間の参入は限定的である。

政府の規制がなく、高い教育への関心を受けて大きな市場を有していることから、民間参入が進んでいる教育サービス分野として学習塾、学習材が挙げられる。学習塾は、ゆとり教育に伴う授業時間数減少などの影響から、保護者や子どものニーズは依然として高い。学習材は、教科書の教師用指導書をはじめ古くから活用されている。教育委員会の承認を得て問題集等の副教材が授業で活用されており、また個人でもさまざまな副教材が利用されており、eラーニングも含め、大きな市場となっている。

#### 2-3 欧米諸国の基礎教育における民間の役割

ョーロッパ社会では、そもそも子どもを育て、一人前にすることは保護者の責務であると考えられており、強制的な就学を伴う義務教育は親権への国家介入とみなされた。また、現実問題としても、必要な生活費の一部を子どもの賃金によって賄っていたり、年長の子どもが兄弟の面倒をみたり家事をすることが期待されていた一般大衆の家庭では、なぜ有償の基礎教育学校に何年も通学しなければならないかということは大問題であった。

第2次大戦後、多くの先進国が福祉国家路線を採用した。「教育の機会均等」原則は、それ自体平等を表すものとして実現されるべき原則として一般的に受け入れられたのだが、それと同時に教育によって社会の平等を促進することも重視されるようになる。

それはまず 20 世紀初頭から問題視され、大戦間期の「中等教育をすべてのものに」、ドイツと フランスなどにみられた統一学校運動、フランスのランジュバン・ワロン計画など、中等教育の 機会の開放と初等教育との接触をめぐって論議がなされた。そして 1980 年代には英国保守党政権による新自由主義的教育改革が進められ、教育へ市場原理を取り入れることで質の向上が図られたが十分な実践には至っていない。

以下に、日本とは異なるコンテクストをもつ英国、米国、ドイツの基礎教育分野における民間 の活用状況を概説する。

#### 2-3-1 米国の基礎教育の概要と民間が果たす役割

#### (1)教育制度

米国の教育に関する根拠法は、各州の州憲法及び教育法(または学校法)である。

米国の初等及び中等教育は12年間となっている。初等・中等教育の組織は、学区及び州によって異なるが、8-4制、6-3-3制、6-6制、5-3-4制が一般的な学校制度である。大部分の公立小学校は入学前1年間の就学前クラスを有しており、多くの児童が5歳から就学している。

上級学校への進学・入学試験は行われず、進級・進学について法令上の年齢制限はない。義務教育も9年生から10年生と州によって異なり、義務教育以後のハイスクールへの入学試験も行われない。大学入学試験も、全国的大学入学適性試験などを受験し、その結果と高等学校の学業成績あるいはクラブ活動の成績などを基に選考されるという制度となっている。多くの生徒が希望すれば高等教育を受けることができる大衆化した高等教育となっている。卒業できるかどうかは本人次第であり、米国の大学の授業や評価は厳しい<sup>24</sup>。

ホーム・スクーリング(在宅教育)は、すべての州で就学義務の免除として認められている。ホーム・スクーリングの教員資格を規定している州は少ないが、多くの州では州が指定したテストを決められた学年で受けることを課している。また、学習時間等の記録を学区に定期的に提出することが求められる場合が多い。

#### (2) 教育行政

米国憲法修正第10条により、連邦政府の権限として規定されている以外の権限は、特に禁止されていなければ州及び市民に移譲されることが定められている。教育についても、憲法の中に規定されていないことから、州の専権事項とされ、連邦政府には教育の内容や制度を統制する権限は与えられていない。1980年に創設された連邦教育省では、教育の機会均等と優れた教育実践の振興の2つを責務としている。具体的には、各種補助金事業及び奨学金事業と教育情報の収集、統計、分析、提供及び研究・開発活動等が含まれる25。

州は、州議会及び州法(州教育法)に基づき独自の教育制度をつくっているが、義務教育年限がすべての州で12年であるなど、共通する部分も多い。州の教育行政は州教育委員会及び州教育長を中心に行われるが、州が定める教育方針や制度は大綱的あるいは必要最小限にとどまることが多い。教育の目的、内容、方法、制度などはすべて各州政府の権

<sup>24</sup> 二宮皓編著『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

<sup>25</sup> 独立行政法人国立特殊教育総合研究所ウェブサイト

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub f/F-101/chapter03/chapter03 a02.html

能であるが、その実施運用については州の下に位置する基礎的な教育行政単位である学区に多くの裁量が委ねられている。学区は特別地方公共団体であり、市町村の一般行政からは独立しているため、独自の課税権や起債権を有している。予算的にみると、連邦政府の補助金は5~6%、州政府からの補助金は50%程度、残りは学区の税収入を充てることとなる。学区に教育行政の組織として教育委員会が設置されている。

州政府にも州教育委員会とその機能を専門的に支援する教育長・事務局が置かれている。教育委員会の委員の数や任命の方法は学区によって異なっているが、公選制は少なくなりつつあり、任命制が多くなっている<sup>26</sup>。

#### (3) 教育改革

近年の米国の教育改革としては、授業日数の延長、教員免許制度改革、学校の設置認可 基準の改善、全国及び全州テストの導入、厳格な服装規定と学校制服の導入などがある。

2002年1月、ブッシュ政権の下で、No Child Left Behind 政策が成立した。この法律は、成果を上げない学校へは補助金を打ち切るなど、学校のアカウンタビリティを徹底して追求する改革となった。各州において、州統一学力テストの結果、出席率、中退率などを学校ごとに公表し、各州が定める基準に従って、学区が問題校と判定した学校は、閉校を含む措置が取られる。

2010年3月には、成立してから8年目を迎えたNo Child Left Behind 政策の見直しが行われ、改正案(骨子案)が公表された。さらに同月には、連邦の景気対策法「米国再生・再投資法」で定められた州レベルの抜本的な教育改革を支援する競争的支援の最初の支給対象としてデラウェア州とテネシー州が選ばれた。また、6月には全米州知事会と州教育長協議会が各州と協力して開発してきた国語と数学の共通スタンダードが完成し、ネット上で公開された。8月時点で、既に3分の2以上の州がこれら2教科の共通スタンダード導入を決定したとされる27。

#### (4) 学校の設置

全国で、生徒の多数は公立学校に通学している。私立学校は全学校の24%、全生徒の10%となっている。私立学校は一般に教育行政の対象外であって、公教育に含まれない。設置は、州によって異なるが、州の認可制もしくは届け出制による。多くの州では、私立学校への就学は「就学義務の免除」として扱われる。6割の州では、私立学校の教員について資格等の規定を設けていない。一般に私立学校には公的補助はない。

公設の民営学校としてチャーター・スクールが増えつつある。チャーター(特許状、認可状)を、州や学区教育委員会から受けることによって公設民営学校が開設できる。1991年にミネソタ州で始まって以来、各地で設置されるようになった。特徴は、州や学区の法令の適用を除外され、自由に学校を運営できるという点にある。例えば、教員免許状をもたない人を教員として雇用できること、通学区域を越えて就学できること、独自の理念や方針で経営できること、教育課程の弾力化が可能となることなどの特別措置が認められている。公費で維持されるが、自由な経営を許される学校であり、保護者、地域住民、教

<sup>27</sup> 文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』、明石書店、2011 年 11 月

員グループ、企業、NPO、既存の学校等がチャーターを受けて学校を経営できる。多くの州でチャーター・スクールが制度化されるようになった理由は、公立学校の質の低下に対して、困難な問題解決に挑戦し、成果を上げることを約束して発足する学校に期待が寄せられたためである。しかし、補助金を受けていることから、成果に対する責任は問われる<sup>28</sup>。

#### (5) 学校の選択

通常、公立学校は通学区域が定められているが、近年、通学区域や学区を越えて学校が選べる、学校選択制を取り入れる州や学区が増えている。学校選択制の枠組みの下では、特色ある教育を実施して、人種の均衡を考慮したうえで学区内全域から生徒の入学を認めるマグネット・スクールや、州内すべての学校に学校選択を認めるオープン・エンロールメント制の導入、選択制の学校として前述のチャーター・スクールの開設<sup>29</sup>、さらに教育バウチャー制度の実践が進められた。

教育バウチャー制度は、私立学校に通う家庭の学費負担を軽減するとともに、学校選択の幅を広げ、学校間の競争により学校教育の質全体を引き上げることを目的に 1950 年代から提案され、1990 年代から大きな議論となった。

バウチャー制度では、保護者に対する公的な教育資金援助制度で、保護者が選んだ子どもの学校の授業料の全額または一部の支払いを肩代わりする。この制度により、保護者は私立学校及び公立学校の双方から子どもの学校を選ぶことができるとされる。これは、バウチャーの配布により私立学校が受け入れた生徒の数に応じて補助金額が決定されることとなり、学校はより多くの生徒を集められるよう質の向上を図るはず、という考えに基づく。日本では学校選択制は公立学校の学区の緩和を意味するが、国際的にはバウチャー支給によって私立学校への選択を容易にさせるという考え方が強いと考えられる。

米国において、バウチャー制度を実施している州は限定的である。米国最初の公的なバウチャー政策は 1990 年にウィスコンシン州ミルウォーキーで公立小学校に通う低所得家庭の子どもを対象に実施された。その後、オハイオ州クリーブランド市、フロリダ州、ワシントン DC 等で実施された。ワシントン DC では、当時のブッシュ大統領のイニシアティブによる連邦資金を使ったバウチャー政策が 2004 年に実施された 30。

#### (6) カリキュラム

米国の学校には日本の学習指導要領のような国家基準はない。教育課程は、州教育委員会が一定の枠組みを定めるが、多くは教育行政の単位となる「学区」教育委員会に権限を委譲している。どのような教科を何時間教授すべきかについては州や学校によって異なる<sup>31</sup>。

#### (7) 教科書

教科書の国定制・検定制はとられていない。また、広域採択制度ではなく、州ごとの教

<sup>28</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

<sup>29</sup> 成松美枝『米国都市学区における学校選択制の発展と限界』、溪水社、2010年1月

<sup>30</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

<sup>31</sup> 同上

科書採択制度を基本とする仕組みとなっている。州政府は、州の公金で購入することになる教科書については採択過程において審査し、採択教科書リストを公表する。各学区採択委員会は、公費購入となる教科書の採択をこのリストの範囲内で行う。教科書出版社は、州が求める「採択基準」を分析し、州ごとに異なる基準に対応した教科書を用意し、販売戦略を練る<sup>32</sup>。

#### (8) 教員の採用・配属

米国で公立学校の教員になるには必ず学士号を取得し、認定されている教員養成プログラムを修了しなくてはならない。そこで初めて教員免許状が州政府によって授与される。州ごとに学級編成・教員配置の基準は異なり、教職員定数の配分の原則は各学区が決めるが、多くは各学校の裁量に委ねられている。小学校の教員はクラス担任として全教科を担当するのが伝統的であったが、最近ではチームティーチングも積極的に導入されてきた3。

以上が、米国における基礎教育の教育制度や行政、教育改革等の概要である。上記に整理した情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

なお、このほか、米国の教育分野では多くの NGO も重要な役割を果たしている。これらの 組織には、慈善団体、教員組合、PTA をはじめ、その他多くの教育関連団体が含まれる。活動 としては、調査の実施や支援、情報の配布、アドボカシー活動などが考えられる。また、民間 企業も、さまざまな形で教育を支援し、教育政策に影響力を及ぼしている。多くの民間企業が 近隣の学校に資金を寄付し、自社の従業員が学校で指導員などのボランティア活動を行うこと を奨励している。企業代表者の多くが、教育関連の会議に出席し、教育関係の諮問会議に貢献 している。

表2-3 米国の基礎教育(主に義務教育)における民間活用レベル

教育サービス	現状	要 因
学校の設置	・私立は州の届出・認可によって設置できる。	州ごとの法規定に基づくため。
学校の選択	<ul><li>・通学区域が定められているが、学校選択制を導入する州が増加している。</li><li>・教育バウチャー、チャーター・スクールなどによって、公平性の強化がめざされているが、教育バウチャーの導入は限定的。</li></ul>	連邦政府によっても学校の機会均等 のための政策が積極的に実施されて いるため。
カリキュラム	・教育課程の多くは学区が担うが、学校が具体化する。	

<sup>32</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景までー』、学事出版、2011 年 5 月 33 同ト

教科書	・州ごとの教科書採択制度をとる。 ・作成・出版は民間企業。 ・州の方針に沿って採択されやすい教科書 を民間企業がつくる傾向もある。	州ごとの教科書に採択されることで 大きな市場が確保できるため。
教員の採用・配属	・教員の採用・配属は学区が基本方針を決めるが、学校の裁量に任されるところが大きい。	
教員研修	・基本的には公的機関が提供する。民間も 研修を行っているが、詳細は不明。	
学習塾	・州ごとに異なるが、宗教系やチャーター スクールなど、塾に類似した多様な形態 の学校外教育機関があるものの、市場規 模は決して大きくない。	
学習材	・学校向けの学習材関連等のビジネスは大 きな市場となっている。	各学校の予算が比較的大きいため。 法的規制は不明。

出典:本調査で作成

米国では州ごとにそれぞれの教育法に基づいて独自の教育制度があり、民間活用度も州ごとに若干異なると思われる。連邦教育省の教育への機会均等を推進する政策とも合致して、チャーター・スクールの導入や教育バウチャー制度の導入等、民間活用のための制度を導入し、教育改善をめざす州が増加しているが、全国的展開には至っていない。

学校の設置では、公設の民営学校としてチャーター・スクールが増えつつあるが、導入状況は州によって異なる。学校の選択では、学校選択制を導入する州が増えている。教育バウチャー制度を導入している州もあるが、まだ実験的段階のところが多い。教科書は、州ごとの採択制がとられ、民間には、州の採択傾向に沿った内容の教科書を作成して、市場獲得をねらう傾向がみられる。

学習塾については、学校外教育機関は存在するが、大きな市場とはなっていない。また、各学校の予算は比較的大きいため、学習材等の学校を対象としたビジネスは民間企業にとって魅力的な市場となっている。

#### 2-3-2 英国の基礎教育の概要と民間が果たす役割

#### (1) 教育制度

英国では、子どもの教育は保護者の権限であるという考え方は、公教育制度が全面的に展開した第2次世界大戦後においても変わらなかった。この考え方は、公教育は、子どもの年齢、適性、能力に応じて保護者の選好を考慮して提供されなければならないこと、就学義務ではないこと、就学児童が10人いれば学校を設置できるという私立学校設置条件などに象徴的に引き継がれてきた。これは、共和制フランスとは異なり、非常に自由主義的性格を保持するものであった<sup>34</sup>。

英国における現在の教育根拠法は 2002 年教育法である。1944 年の教育法によって基礎

<sup>34</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

教育が初めて初等教育とされ、その上に3つのタイプの中等教育学校が準備され、これらすべてが同等とされ、義務教育年限が延長されることによって中等教育の開放が行われた。同国の義務教育は $5\sim16$ 歳までの11年間で、小学校が $5\sim11$ 歳の6年間、中学校が $11\sim16$ 歳の5年間である。

上記のとおり英国の義務教育は5歳から16歳の11年間と定められているが、必ずしも就学義務はない。家庭教育の伝統が継承され、子どもを学校に通わせずに家庭で教育(ホーム・エデュケーション)することが法制度上も正規の義務教育として認められている。法律上、地方教育行政機関が当該地域の児童・生徒の教育に責任を有しているため、一定の関与を行うことができることになっている。

#### (2) 教育行政

教育行政機関としては、中央レベルに教育技能省、地方レベルに地方教育当局がある。 地方教育行政は、一般地方行政の単位で行われ、地方議会が地方教育当局となる。地方議 会の議員と学識経験者などで構成される教育委員会の下に、教育長と事務局が置かれてい る。各学校には学校理事会があり、自主的な学校が推進され、その役割が強化されてい る。

#### (3) 教育改革

#### 1) 保守党による教育改革

1980 年代、サッチャー政権は、金融のビッグバンをはじめとする規制緩和(官から民へ)政策を断行した。その一環として、1988 年に教育改革法を成立させた。同法は1944 年教育法以来の英国の教育制度を抜本的に改革する画期的な法律であった。

中央政府が統制してこなかった義務教育段階の公立学校のカリキュラムについて、初めて共通の履修すべき教科と教育内容をナショナル・カリキュラムとして定めたうえ、その実施評価としてナショナル・テストを行うことが規定された。1988 年教育改革法のナショナル・カリキュラムを規定した第一部は失効しているものの、その大筋は1996 年教育法を経て、現行法の2002 年教育法に受け継がれている。

1988年教育改革法でナショナル・カリキュラム、ナショナル・テストが導入されて、それまで実質的に各学校長によって統制されており、子どもたちの学習の進展や継続性、一貫性を保証する枠組みが何もなかった英国国内のカリキュラムの全国的基準が、法律によって規定され、試験制度による管理が図られることとなった。

結果として、すべての教科にわたり「子どもたちに何を教えるべきか」激しい論争が繰り広げられ、またナショナル・テストの実施をめぐっては、保護者と教師による全国的な反対運動も展開され、これらが現場の協力を得て実施されるまでには相当の時間を要した。

サッチャーに続く、メージャー保守党政権も新自由主義的教育政策を継続し、1992年には教育水準局を創設、1996年には学校監査法を制定することによって、保守党政権がめざした教育の中央集権化は推進された<sup>35</sup>。

<sup>55</sup> 吉田多美子「イギリス教育改革の変遷 ーナショナル・カリキュラムを中心に一」(国立国会図書館『レファレンス』平成17年11月号)

#### 2) 労働党による教育政策

ブレア政権になって、サッチャー・メージャー保守党政権による新自由主義的教育 政策がもつ問題点が明らかにされた。ナショナル・カリキュラムの内容、ナショナル・ テストの早急な実施、学校サービスの供給者の多様化をめざしたが実現されなかった こと、教師の関心がもっぱら成績を上げることに集中し、学力競争が激化し、子ども たちの道徳心の低下につながったことなどが指摘されている。

ブレア政権は白書「学校に卓越さを」を発表し、多くのものに優れた質の教育をめざすことを公約し、学校間の競争よりも、保護者と学校、学校と地方、公的部門と民間などのパートナーシップに基づく教育の活性化をめざす姿勢を示した。ナショナル・カリキュラムとナショナル・テストは保守党政権から引き継いではいるが、活用方法は異なる。労働党時代のナショナル・テストは、学校がどれだけ改善の成果を示したかを測るためのものとされた。第1期目のブレア政権は、初等教育に重点を置き、ナショナル・カリキュラムの弾力的実施のための改訂や、Citizenship Education の導入などが実施された。2期目以降は中等教育改革に注力した36。

#### 3) 連立政権による教育政策

2010年は総選挙の年に当たり、5月の選挙の結果、保守党及び自由民主党による連立 政権が誕生した。両党は、教育政策をすり合わせた合意文書を交わし、従来の教育政 策の見直しを進めた。学校の裁量や保護者・学生の選択を拡大しつつ、情報公開を促 進することで学校の積極的な取り組みを引き出し、学校のパフォーマンスに関する情 報開示も進めている。基礎教育においては、公費学校であるが地方当局の管理を離れ る学校(アカデミー・フリースクール)の設置が奨励されている<sup>37</sup>。

#### (4) 学校の設置

英国には公立学校(設立も運営も自治体)、公費学校(設立は民間だが運営は公費で賄われる)、私立(独立)学校という3種類の学校がある38。

私立学校は、国の認可を受けて登録され、国の監査を受ける。公費補助は一切受けず、 授業料や寄付金によって運営される。イートン校やハロー校といったエリート養成のた めの名門パブリック・スクールのような私立学校は、初等中等教育校のわずか約7%であ る。

英国の支配階級及び上層中産階級は、伝統的にこうした名門私立教育を利用することによって、大多数の国民が通学する教育機関から自己排除してきた歴史をもち、それは現在も受け継がれている<sup>39</sup>。

#### (5) 学校の選択

実態としては、圧倒的に多くの保護者が学校教育を義務教育の場として選択している。 大多数の子どもは公立学校に在籍している。

<sup>36</sup> 吉田多美子「イギリス教育改革の変遷 -ナショナル・カリキュラムを中心に-」(国立国会図書館『レファレンス』平成 17 年 11 目号)

<sup>37</sup> 文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』、明石書店、2011 年 11 月

<sup>38</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

<sup>39</sup> 同上

地方教育当局は子どもに通学する学校を指定せず、保護者の学校選択を原則尊重する。 一定の選択校を除き、学校は定員の範囲内であれば保護者の希望を拒否できないことと なっている <sup>40</sup>。

#### (6) カリキュラム

英国には教科に対する法的な授業時間数規定がなく、ナショナル・カリキュラムの具現化は各学校に委ねられ、唯一ナショナル・テストを通じてその到達度がチェックされる。ナショナル・カリキュラムは、教授法や各学校でのカリキュラム編成方法までは規定しない。私立学校は、ナショナル・カリキュラムに準拠する義務はなく、教員に正教員資格の取得は義務づけられていない<sup>41</sup>。

#### (7) 教科書

英国には国定及び検定教科書は存在しない。サッチャー政権以降に導入されたナショナル・カリキュラムに沿って、2~3学年をひとまとめにした「キー・ステージ」ごとの学習が行われる。

#### (8) 教員の採用と配属

教員採用は、地方教育当局単位ではなく、公募方式によって各学校単位で行われる。新 任教員は、1年間は採用校で導入教育を受ける。公立学校の教員は公務員ではない。

以上が、英国における基礎教育の教育制度や行政、教育改革について、本調査で入手できた情報を整理したものである。上記に整理した情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

表2-4 英国の基礎教育(主に義務教育)における民間活用レベル

教育サービス	現、状	要 因
学校の設置	・私立学校、公費学校、公立学校があり、 公立と公費学校が公費で賄われる。 ・私立は国の認可を受けて設置できる。 ・保守党政権による学校サービス提供者の 多様化政策は成功しなかった。	学校サービス提供者の多様化は、民間企業の賛同が得られなかったために、計画どおりの設立申請が得られなかった。
学校の選択	・保護者による学校選択は原則として尊重される。 ・私立はエリート養成校の色彩が強く、公立・公費学校との格差が大きく、自由選択とはいい難い。	
カリキュラム	<ul><li>・ナショナル・カリキュラム導入。</li><li>・その具体化は公立・公費学校に任される。</li><li>・私立は準拠する義務はない。</li></ul>	国私立学校の歴史的背景による。

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 吉田多美子「イギリス教育改革の変遷 ーナショナル・カリキュラムを中心に一」(国立国会図書館『レファレンス』平成 17 年 11 月号)

教科書	<ul><li>・教科書検定制ではない。</li><li>・ナショナル・カリキュラムに沿って作成されるが、具現化は学校の裁量となっている。</li><li>・民間企業が作成・出版する。</li></ul>	
教員の採用・配属	・教員は公募方式によって公立・公費・私 立ともに学校単位で採用される。 ・教員は公務員ではない。	
教員研修	・採用校で1年間研修を受ける。 ・民間による研修状況は不明。	
学習塾	・塾については法的規制はないが、一般的ではない。	塾のような形の学校外教育が一般的 ではないため。
学習材	・学習材の市場は大きく、民間ビジネスが 参入している。	各学校とも予算を比較的多く持って いるため、学校を対象としたビジネ スが発達している。

出典:本調査で作成

英国では、子どもの教育は保護者の権限であるという伝統的な考え方に基づいて、学校の設置や学校の選択などに自由主義的な傾向がみられる。私立学校、公立学校、公費学校があり、保護者による学校選択は原則として尊重される。ただし、私立はエリート養成校の色彩が依然として強く、公立・公費学校との格差は大きいため、自由選択とはいい難い。1980年代からの保守党政権による学校サービス提供者の多様化政策は、民間企業の賛同が得られず計画どおりには進まなかった。

ナショナル・カリキュラムが導入されているが、その具体化は公立・公費学校に任され、私立は準拠する必要はない。教科書の検定制はとられていないが、ナショナル・カリキュラムの影響はあると思われる。学校外教育が一般的でないため、学習塾は一般的でないが、学校を対象とした学習材等のビジネスは一定の市場規模があると考えられる。

#### 2-3-3 ドイツの基礎教育の概要と民間が果たす役割

#### (1) 学校制度

ドイツにおいて教育の根拠となる法律は、連邦憲法(基本法)、各州の憲法、教育関係法などである。連邦国家であるドイツでは、教育に関する事項は基本的に州の専管事項とされており、連邦レベルで日本の教育基本法に相当するものはない。子どもは教育を受ける権利及び就学する義務がある。保護者は、子どもに教育を受けさせる権利及び義務がある。州及び市町村は学校設置の義務及び助成の義務があるとされる<sup>42</sup>。

ドイツの義務教育は、原則として満6歳で始まる。保護者の申請を条件に基準日に満6歳にならない子どもにも早期就学が認められている。義務教育年限は、多くの州で9年(一部の州では10年)である。これは就学義務であり、ホーム・スクーリングは認められていない。学校段階区分は州によって異なるが、一般に基礎学校が4年、中等学校が5年、

<sup>42</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

#### 6年、または9年である。

ドイツの学校制度の特色のひとつは複線型学校制度である。基礎学校4年生の段階で、早期に職業生活に入ることを前提に基幹学校に行くのか、職業教育学校で専門の職業教育を受けることを前提に実科学校に行くのか、大学進学が可能となるギムナジウムに進むのか、子どもの能力などに基づいて担任教員と保護者の間で話し合いが行われる。最終的な決断は保護者側にあり、どの学校にも入学選抜試験はない。ここには、学校教育制度と、ドイツの伝統的な職業教育制度とがセットとなって機能しているという社会的・産業的背景がある。

#### (2) 教育行政

教育に関する基本的な権限は各州が有しており、それぞれの州に文部省が設けられ、教育政策を立案・実施している。州による学校制度や教育政策の違いを調整する機関として、各州文部大臣会議が創設されており、その協定や決議を通して基本的な枠組みが確保される。連邦政府には教育研究省が設けられているが、その権限は高等教育や学術研究などに限られており、初等中等教育に関する権限はほとんど有していない<sup>43</sup>。

#### (3) 教育改革

各州文部大臣会議 (KMK<sup>44</sup>) は、経済協力開発機構 (OECD<sup>45</sup>) の「生徒の学習到達度調査 (PISA<sup>46</sup>)」の結果などを受けて、学校教育の質の向上に取り組んでいるが、そのひとつに「教育スタンダード」の設定 (2003 年) がある。ドイツでは、学校に対する支出を増加させることよりも、「教育スタンダード」によって、教員が、児童・生徒の学力の状況に応じてより細やかに対応できるようになることをめざす政策をとった <sup>47</sup>。

2010年3月には、KMK は、学習障害や移民的背景などにより特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の学力向上に関する戦略を決定した。2010年12月に公表されたOECD・PISA 2009の結果では、読解力において緩やかな改善が、科学的リテラシー及び数学的リテラシーにおいて明らかな改善がみられた。PISA 2009の公表に先立って、2010年10月には、国際比較に基づく教育のモニタリング水準を高めるために、連邦と各州の共同機関として新たに「国際教育比較調査センター」を設置した48。

### (4) 学校の設置

ドイツの私立学校の設置状況については不明であるが、(5)に記述しているとおり、 私立学校には公立学校の代替としての役割が期待される <sup>49</sup>。

#### (5) 学校の選択

学校の選択は、基礎学校については、通常、通学区域の指定がある。ハウプトシュー

<sup>43</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景までー』、学事出版、2011年5月

<sup>44</sup> KMK : Kultusministerkonferenz

 $<sup>^{\</sup>rm 45}$  OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> PISA: Programme for International Student Assessment

<sup>47</sup> 二宮皓『世界の学校 - 教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

<sup>48</sup> 文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』、明石書店、2011 年 11 月

<sup>49</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月

レ、実科学校、ギムナジウム、総合制学校については州によって異なり、州または学校設置者が通学区域を定める州のほか、通学区域を定めず保護者の選択に任せる州がある。

私立学校は、公立学校の代替と位置づけられる「代替学校」があり、州教育省が設置認可、監督を行う。教育課程、教員資格等は州の法令に従う。このほかに、職業に関連する教育などを提供する「補完学校」がある。代替学校には公的補助がある 50。

#### (6) カリキュラム

教育課程に関する全国的な基準はなく、各州が教育課程の基準を独自に定めている。ただし、2003年以降、各州文部大臣会議は教育スタンダードを決議しており、これらの教育スタンダードは各州の学習指導要領の目標・内容に影響すると考えられる。

試験に関しては、全国的な基準として「アビトゥア試験に関する統一基準」が定められているのみである。アビトゥアを取得すると、希望する大学の専攻の入学定員を志願者が上回らない限り、無試験で大学に入学できる<sup>51</sup>。

#### (7) 教科書

各州の文部省による教科書の検定制度がとられており、検定手続きと審査の基準は各州の文部省が法令で定めている。出版社は教科書に加えて、それに対応する教師用指導書、ワークブックなども刊行している。教師用指導書の使用は、教員に任されている。教科書の無償貸与制度が基本である。第2次大戦後の紙不足の頃から、教科書は貸与されてきた<sup>52</sup>。

#### (8) 教員の採用・配属

教員は州公務員として採用され、州内の公立学校に配属される53。

### (9) 教員研修

ドイツの教員養成制度は、①大学における養成教育、②試補勤務の2段階に区分され、 教員になってからは現職教員研修が提供される。大学における教育は、各大学の学習規則 に従い3~4年間で所定の科目を履修し、教職に関連する実習を経験する。この段階は第 1次国家試験に合格することで修了する。

第1次国家試験から第2次国家試験の間が、試補と呼ばれる見習い期間であり、1年半ないし2年間にわたって指導体制の下、学校で実際に授業を行うなど学校実務に携わるとともに、学習ゼミナールと呼ばれる研修機関で実践に即した内容の教育を受ける。第2次国家試験に合格した者のなかから、正規の教員が採用される54。

以上が、ドイツにおける基礎教育の教育制度や行政、教育改革の概要である。本調査で入手できた情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

<sup>50</sup> 二宮皓『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景までー』、学事出版、2011年5月

<sup>51</sup> 同上

<sup>52</sup> 同上

<sup>53</sup> 同上

<sup>54</sup> 同上

表2-5 ドイツの基礎教育(主に義務教育)における民間活用レベル

教育サービス	現状	要因
学校の設置	・私立学校には公立の代替学校としての役割が期待されている。	これまでの複線型学校制度に疑問の声が上がり、近年は米日のような単線型教育制度に近づける傾向にあるが、詳細は不明。
学校の選択	・学校の選択は、基礎学校については、通 常、通学区域の指定がある。	
カリキュラム	<ul><li>教育課程に関する全国的な基準はなく、 各州が教育課程の基準を独自に定めている。</li><li>教育スタンダードによる目標設定等の影響を受ける。</li></ul>	
教科書	・各州文部省による検定制。 ・民間企業が教科書を作成・出版。 ・教育スタンダードの影響あり。	同上
教員の採用・配属	・州政府により配置される。	
教員研修	・大学・公的機関により提供される。 ・民間の参入は不明。	
学習塾	・特に法制度による制限はないと思われる が、塾の現状は不明。	
学習材	・民間企業が副教材等を開発・出版している。	民間企業がビジネスととらえて参入。

出典:本調査で作成

ドイツでは従来、複線型学校制度がとられてきた。近年は単線型の教育制度に近づける傾向にあるが、基礎教育における民間活用を進める政策はとられていない。私立学校は公立の代替学校としての役割が期待され、学校の選択は基本的には通学区域が指定されている。全国的な教育課程の基準はなく、各州が教育課程の基準を定めている。教科書についても州文部省の検定制がとられ、州政府の裁量による。塾の設立について法的な規制はないと思われるものの、現状までは確認できなかった。学習材を含めた学校に対するビジネスには、民間企業が積極的に参入している。

#### 2-4 途上国の基礎教育の概要と民間が果たす役割

途上国における民間の役割を分析するにあたり、基礎教育の開発レベルと地域の多様性を考慮のうえ、東南アジアからインドネシア、南アジアからネパール、中南米からチリ、サブサハラ・アフリカからケニアを取り上げた。

#### 2-4-1 インドネシアの基礎教育の概要と民間が果たす役割

#### (1) 教育制度

インドネシアの教育制度は、日本と同じ6-3-3制で、教育文化省が所管する小学校6年、

中学校3年、高校3年の制度が基本である。義務教育は、小学校の6年間のみであったが、 小学校への就学がほぼ全国に普及したことから、1994年度以降、政府は中学校の義務教 育化を推進している。

日本と異なるのは、教育文化省以外にも、それぞれ関連の学校を所管している省庁があることである。その中で最大なのは、教育文化省所管の「普通学校」の体系と並行して初等段階から高等段階まである宗教省所管のイスラム系「宗教学校(マドラサ)」である。いずれの場合も、小中学校の9年間が義務教育であるが、中学校への進学率は伸び悩んでおり、公開学校や通信教育などノンフォーマル教育の拡大が進められている。教育文化省が所管する普通学校と宗教省が所管する宗教学校同士の編入は可能である。

#### (2) 基礎教育の就学率

世銀 EdStats によると、インドネシアの 2009 年における初等教育の総入学率は 123.4% であり、純就学率は 95.3%となっている。初等教育の不就学児童数は約 40 万人とされる。中等教育の純就学率は 69.0%であった。

## (3) 教育行政

教育行政で中心的な役割を果たしているのは教育文化省である。

教育行政の地方分権化が進められ、2001年1月から、教育文化省傘下の普通学校のうち小中学校の直接的所管は県教育局に、高校は州政府教育局に順次移管されている。他方、宗教省傘下の宗教学校は引き続き中央集権体制下にある。

# (4) 学校の設置

前述のとおり、教育文化省のほかに、宗教省等により宗教学校が設置されている。

また、全小学校のうち私立学校は約9%であるが、中学校では私立が全体の約40%、高校では私立が全体の約54%と、中学校・高校では私立の割合が高くなる。一方、宗教省が管轄している宗教学校の場合、公立の割合は10%程度、私立が90%を占める。就学のニーズに公立校の建設が追い付かず、地域ニーズに対応して財団や教員組合が私立学校を開設したという背景がある。私立学校の中には、カトリック系、プロテスタント系、仏教系など各宗教理念に基づいて運営されている学校も多数ある。

# (5) 学校の選択

どの地域の学校を選ぶか、あるいは普通学校または宗教学校を選ぶかは保護者が自由に選択できる。一般的に、学校数が多いこと、そのため通学に便利な場合が多いこと、将来の進路や職業選択を考えた場合普通学校の方が選択の幅が広いことなどから、普通学校を選択する保護者が多い。ただし、統一試験の平均点の高い公立の普通学校(第1、第2など学校名の数字が少ない学校)は人気があり、定員を超える場合は希望校に入学できない場合がある。公立でも私立でも宗教学校を選択する場合は、家庭が敬虔なイスラム教徒である場合が多く、社会文化的な選択基準となる。

#### (6) カリキュラム

カリキュラムには、宗教教育、公民、国語 (インドネシア語)、算数・数学、理科、社会、英語、芸術、技術、情報通信技術 (ICT<sup>55</sup>) などが含まれる。もともとは、教育文化省が日本の学習指導要領に相当するものを作成していたが、2004 年、2006 年のカリキュラム改革を経て、分権化後は、教育文化省の権限は卒業時までに修得が期待されるコンピテンシーの基準、全国的な評価テストの実施方針、主要教材基準の決定にとどまることになった。

2006年以降、分権後のカリキュラム開発は、県教育局(基礎教育段階)と州教育局(中等教育段階)による調整と監督の下で、各学校が担当することとなった。地方分権化として画期的な政策と評価されたが、実際には、地方教育行政組織のカリキュラム開発体制が十分でなく、また各学校もカリキュラムを具体化し、実施する能力も十分でないことから、地方分権化は計画どおりに進んでいないのが現状である。

1994年カリキュラムは依然として知識詰め込み指向型カリキュラムであるという批判に対応して、2004年にはカリキュラム改訂及び2006年の能力基準設定などが行われた。こうしたカリキュラム改訂により、各児童・生徒の自主性・想像力を発揮させるべく、学校や教員の裁量が重視されるようになったが、教員や学校によっては、かえってどうしてよいか分からなくなり、混乱し、1994年カリキュラムに立ち戻って教えている者も少なくないとされる。

## (7) 試験制度

従来の進級・卒業に係る試験制度が 2001/02 年度に見直された。小学校の卒業統一試験 は同年度以降廃止され、教育省のガイドラインに沿って各小学校で準備・実施・評価さ れ、2007/08 年度より復活した。

2011/12 年度の卒業統一試験では、校内試験の成績と教育文化省が実施する全国統一試験の成績がほぼ同レベルであると想定の上で卒業の可否が決定されるようになった。前期中等教育の卒業統一試験は継続されており、2005 年から 2011 年度の間、合格基準を設け、不合格者は中学校を卒業できない制度に変更されたが、2012 年度から同制度は廃止される見込みである。

全国卒業統一試験の名称及び対象教科には度重なる変更があるものの、試験成績で進学 先が決定され、同試験の平均点のより高い学校への進学希望者が多く、入学金もそれに比 例するという状況は従来どおりである。

# (8) 教科書

道徳、国語、算数・数学、理科、社会については国定の教科書を使用し、国が作成・出版する。これら以外の教科の教科書は検定制をとり、民間が作成・出版する。

## (9) 教員の採用・配属

小学校教員は非学位課程2年間、中学校教員は非学位課程3年間、高等学校教員は学士

<sup>55</sup> ICT: Information and Communication Technology

号か非学位課程 4 年間の教員養成課程を修了することで資格が与えられる。採用は、筆記試験と面接試験があり、合格者はその希望と能力に合わせて、各学校の要望を基に県教育局が配置校を決定する。教員の給料が低いため副業をもつ教員が多く、塾の講師をする者もいる。教科担任制である中学校以上では授業時間以外は学校にいない教員もいる。

僻地や問題のある地域での教員不足は深刻であるため、教員は8年間、僻地や問題がある地域の学校で働くことが求められている。その後は他の地域に移る権利を有し、勤務評定の際、こうした経験は評価点に有利に働くこと、年1回は政府の資金で故郷に帰省できることなどの優遇措置がとられている。

#### (10) 教員研修

教員の質の低さがインドネシアにとって大きな課題である。原因のひとつには急激に進められた義務教育化に教員の養成・レベルアップが追い付かず、適切な資格・経験をもたない多くの者が教えるようになったことが挙げられる。こうした状況を改善するために、2005年に旧国民教育省(現教育文化省)は「(当時)教職員資質向上総局(DGQITEP<sup>56</sup>)」を内部に設置した。2012年初頭の省編成時に、DGQITEPは(省内に新たに創設された)教育文化人的資源開発・教育質保証機構に分割・再編成された。

また、2005年に、教員に係る新法律が制定され、教員の専門家としての地位、役割、目的、プロ意識、資格、能力、権利、責任、任命、配属、報酬、倫理、賞罰等が説明されている。

以上が、インドネシアにおける基礎教育の教育制度や行政、教育改革の概要である。本調査 で入手できた情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

表2-6 インドネシアの基礎教育(主に小・中学校)における民間活用レベル

教育サービス	現状	要因
学校の設置	・教育文化省以外、宗教省等により学校が 設置されている。 ・現在、財団等による私立学校の設置が推 進されている。	就学率を向上させるために、学校数 の増加が図られている。
学校の選択	・学区内の教育文化省の公立学校または宗 教省の学校、あるいは私立学校を選ぶか は比較的自由に選択できる。	
カリキュラム	・分権化後、中央政府が示す基準や方針に 沿って、各学校が県や州の指導によりカ リキュラムを開発することとなった。	州、学校への権限移譲によるが、実際には州・学校レベルの能力が十分でなく、どう対応していいか分からないため。
教科書	・道徳、国語等の主要科目は国定制で、国 が作成・出版。 ・その他の科目は検定制で、民間企業が作 成・出版。	

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> DGQITEP: Directorate General for Quality Improvement of Teachers and Education Personnel

教員の採用・配属	・公立の教員は学校の要望に応じて、県教 育局が配置校を決定する。	
教員研修	・公的機関により提供され、民間の参入度は不明。	
学習塾	<ul><li>・日本の子どもに対して学習塾が進出している。</li><li>・ジャカルタの都市部ではインドネシアの子どもにも学習塾が人気。</li></ul>	共働きが増え、放課後の子どもたち の行き場が必要とのニーズがあるた め。
学習材	・政府規制等について詳細は不明であるが、 民間の塾による学習材(自宅学習用教材 など)が市場にあり、民間参入が進みつ つある。	

出典:本調査で作成

インドネシアでは、教育機会へのアクセスを改善するために、私立学校の設置が推進されているが、教育の質の確保の点ではまだ課題が多い。また、地方分権化が進められ、国の基準や方針に沿って各学校でカリキュラムを開発することとなったが、州政府や学校レベルではどのように対応していいか分からずに、混乱が生じている。教科書や教員の配属、教員研修等は、中央政府の主導により、州・県教育局が実施している。ジャカルタなどの都市部では、共働きが増えて放課後の子どもたちに行き場を提供する必要性が高まっていることなどから、学習塾に対するニーズが高くなっている。学習材については、政府規制や市場規模等について不明である。

## 2-4-2 ネパールの基礎教育の概要と民間が果たす役割

#### (1)教育制度

ネパールの教育制度は、大きく分けて初等教育・前期中等教育・中等教育・後期中等教育・高等教育の5段階で5-3-2-2-2 (または5-3-2-2-4) 制である。初等教育入学前の3歳から4歳の2年間は就学前教育が提供される。一般的に子どもたちは5歳で初等教育に入学する。初等教育は1年生から5年生(5歳から9歳)の5年間となっている。以後、10歳から12歳が前期中等教育(6年生から8年生)、13歳と14歳が中等教育(9年生・10年生)、15歳と16歳が後期中等教育(11年生・12年生)となる。義務教育制度はまだ導入されていない。ネパール政府では、現在、一部の郡において義務教育を試行し、全国的な実施へ向けて検討中である。

日本のように、小学校とその後の前期中等教育・中等教育・後期中等教育が別々の学校で提供されるわけではない。ネパールでは、基本的に初等教育から後期中等教育まで1つの学校で一貫教育として行われる。ただし、1年生から12年生までフルセットの学年を備えている学校はごく限られている。全国32,130校のうち、1年生から5年生までの学校は12,762校(全体の39.7%)、1年生から8年生までの学校は2,505校(全体の7.8%)、1年生から10年生までは4,059校(全体の12.6%)、1年生から12年生までは1,597校(全体の5.0%)である(2010年6月現在)。

ネパールでは、1年生を修了したからといって2年生に自動的に進めるわけではない。

教育年度は4月から始まり、4カ月ごとの3学期に分かれる。学期終了ごとに試験が行われ、特に学年最後の試験結果が進級に大きく影響する。出席日数は特に関係なく、主要2科目または3科目の試験結果が及第点に到達しないと留年となる。8年生修了時には郡レベルの試験を受け、それに通ると9年生に進める。

10年生修了時にはリージョン・レベルの試験を受け、合格すると11年生となれる。そして、12年生修了時には国家レベルの試験を受ける。この試験に合格すると高等教育に応募する資格が得られる仕組みになっている。このリージョン・レベル及び国家レベルの試験は、公立学校・私立学校の児童・生徒が受けることとなっている。近年、これらの試験の私立学校の成績に比較して、公立学校の成績が非常に劣っていることが問題となっている。

#### (2) 教育行政

教育省が、教育政策(セクター・プログラム)を策定し、教育局が中心となって、教育局の下にある郡教育事務所によって各郡内の学校に対する改善事業が実施される。セクター・プログラムには国際機関及び二国間援助機関によるプール・ファンドにより財政支援が行われている。

公立学校には学校運営委員会 (SMC <sup>57</sup>) が設置され、学校ごとの教育改善計画 (SIP <sup>58</sup>) の作成・実施、校長及び教員の雇用は、この SMC に任されている。

## (3) 基礎教育の就学率

ネパール教育省「ネパール学校教育統計報告書 2009 年版」  $^{59}$  によると、ネパールの 2009 年における初等教育(1 年生~5 年生)の純就学率は 93.7%(男子 94.7%、女子 92.6%)であり、初等教育就学率 100%達成まであと 6.3%と報告されている。

前期中等教育(6年生~8年生)の純就学率は63.2%と6割を超えているが、中等教育(9年生・10年生)では40.8%であった。後期中等教育(11年生・12年生)は6.8%と、純就学率はまだ低い。

2009/10 年の全国における 5 歳児の 1 年生への純入学率は 86.4%であった。地域別にみると、丘陵地域の純入学率が高く、特に首都圏を中心としたカトマンズ・バレー地域の純入学率は 91.4%であった。南部のタライ平原の純入学率は 82.1%と、地域別では全国で最低であった。

# (4) 学校の設置

学校は、政府による公立学校、コミュニティ主導のコミュニティ・スクール、教育関係の団体や財団または民間企業による私立学校等がある。私立学校の設置は、教育省への届け出が必要とされるが、教育省の承認なく学校を設置しているケースもある。

近年、私立学校が都市部だけでなく、農村部でも増加しつつある。都市部には、高額な 学費をとる有名校があり、入学の倍率も高い。都市部・農村部ともに、小規模な私立学校

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> SMC : School Management Committee

<sup>58</sup> SIP : School Improvement Plan

<sup>59</sup> 世銀 EdStats には純就学率のデータがなかったため。

の数が増えつつある。私立学校の多くは、英語で授業を行うことから、子どもの就職(出稼ぎ、観光業、NGO 就職など)を考えて、貧困家庭であっても子どもを私立学校へ送る家庭も決して少なくない。公立に比べて教師が熱心であることなどからも、私立の人気が高まっている。政府は、私立学校に対して補助金を出しておらず、私立設置の規則や認定制度などは十分に整備されていない。

#### (5) 学校の選択

学区制はとられておらず、公立学校であれ、私立学校であれ、保護者及び子どもは就学校を自由に選択できる。また、学校への登録が適切に行われていないため、学期途中での公立学校間または公立学校から私立学校への転校のケースも少なくない。

#### (6) カリキュラム

同国のカリキュラムは、教育省のカリキュラム開発センターで開発され、公立学校、私立学校ともに基本的な部分では政府のカリキュラムに従うことが要求される。教授する際の言語や一部のカリキュラムについては、学校ごとの自由な設定が認められている。教科書は検定制で、民間出版社が開発し、検定を受けて発行したものを、各学校が、政府が提供する教科書補助金により購入する。

#### (7) 教科書

教科書は教育省による検定制となっている。作成・出版は民間企業であるが、校閲が十分でなく、品質には問題があるとされている。

#### (8) 教員の採用・配属

12年生修了の国家試験に合格するか、さらにカレッジを修了した者が教員資格を得ることができるが、児童・生徒の増加に対して、教育予算の問題から各学校に配置される正規教員の人数は非常に少なく、教員不足は深刻である。実際に公立学校に配置されている教員には、地域で採用された臨時雇用の教員が多く含まれ、彼らの給与は保障されていない。全般的に教員の質が問題とされている。

正規教員に対する給与は国庫から支出され、郡教育事務所を経て配賦される。正規教員の採用は、それぞれの学校がもつ教員数(郡教育事務所が指示)に基づいて SMC が決定する。臨時雇用教員等の人数・採用については、各学校のニーズや予算等に基づいて、SMC の裁量で決定される。

以上が、ネパールにおける基礎教育の教育制度や行政、教育改革の概要である。本調査で入手できた情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

表2-7 ネパールの基礎教育(主に小・中学校)における民間活用レベル

教育サービス	現状	要因
学校の設置	<ul><li>・学校設置は、政府、コミュニティ、民間によって可能である。</li><li>・私立校の設置は教育省への届け出・認可制。</li><li>・必ずしも教育省が私立校の設置を把握しているわけではない。</li></ul>	は政府の統治能力不足によるところ
学校の選択	<ul><li>・基本的に学区はない。また学校登録もされない。</li><li>・保護者は学期途中でも自由に学校を選択・変更している。</li><li>・私立学校入学希望者が増加している。</li></ul>	英語で教えることへの期待が増加し
カリキュラム	・国が決めたカリキュラムを公立・私立と もに基本的に準拠するが、私立の方が自 由度は高い。	
教科書	<ul><li>教育省による検定制。</li><li>民間企業が作成・出版するが、タイムリーに配布されていない。</li></ul>	政府による教科書の作成能力が十分 でないこと、印刷業者の能力不足に よる。
教員の採用・配属	・各学校に決められた正規教員数に対して、 SMC が採用。 ・臨時教員は各学校の予算とニーズに基づき、SMC の裁量で採用。	による学校運営が進められている。
教員研修	<ul><li>・セクター・プログラムやドナー支援プロジェクトの一環で、公的機関により提供される。</li></ul>	
学習塾	・一般的でない。	
学習材	・民間企業により作成・出版されているが、 学校ごとに開発されるものの方が多いと 思われる。	

出典:本調査で作成

ネパールでは、中央政府及び地方政府の管理能力が十分でないため、私立学校が政府の承認なく設立されている。公立学校の質の低下や私立学校が英語で授業を行っていることなどから、都市部のみならず地方の山岳地域などでも私立学校へ子どもを送る保護者が増えている。民間参入は進んでいるが、私立学校の質的なレベルはさまざまで、政府による監督も適切に行われていないことから、課題は多い。教科書や教員の配属については、政府主導で進められているが、政府の対応が追い付かず、学校やコミュニティ・レベルで教科書を購入したり、臨時教員を雇用したりするケースがみられ、量・質の両面で課題が多い。

# 2-4-3 チリの基礎教育の概要と民間が果たす役割

## (1) 学校制度

チリは学齢期児童の就学率が他の中南米諸国と比べて高く、教育水準も比較的高い。歴

史的に国家が教育の発展に大きな役割を果たしてきたとされる。学校制度は初等教育8年間、中等教育4年間、大学教育4~7年間である。義務教育は初等教育8年間、中等教育4年間の計12年間となっている。就学前教育は保育園及び幼稚園で行われ、3歳児から5歳児までの多くが通園している。

学校には公立学校、私立学校、政府援助の私立学校があるが、一般的に伝統的な私立学校では施設が充実している。カリキュラムは国が最低限度を作成し、それに基づきそれぞれの学校が独自のカリキュラムを編成している。私立の外国系現地校では教育省指定の国語、社会科を除く科目は外国語を使用しているところもある。

公立学校は無償であるが、学校により父兄会経費等事務経費をわずかではあるが徴収するところもある。私立学校、政府援助の私立学校では、学費を支払い、教科書も別途個人で購入する。教科書は高価で、上級生が使用した教科書を譲り受けて融通している生徒もいる。

## (2) 基礎教育の就学率

世銀 EdStats によると、チリの 2008 年における就学前教育の総就学率は 55.1%、初等教育の純就学率は 94.9%、中等教育の純就学率は 84.7%であった。初等教育の総入学率は 99.4%であり、初等教育の不就学児童数は約 7.6 万人とされる。

# (3) 教育行政

中央の教育行政は教育省が担い、地方教育行政は市町村の教育委員会が担当する。地方 分権化が進められている。

#### (4) 教育政策

チリは、教育の市場化・民営化を中心とした新自由主義的教育政策を世界で最初に採用し、徹底して推進した国と考えられる。同国の新自由主義的教育政策は軍政下において導入された。1973年の軍部によるクーデターの後、1974年3月、ピノチェト将軍の率いる軍事評論会は新自由主義的な改革を行うと宣言した。教育における構造改革には、①教育の地方分権化、②バウチャー方式による教育財政方式の導入、③教員の非公務員化、④全国的学力試験システムの導入、などが含まれた。

教育改革は、まず公立校の管轄を教育省から地方自治体に移すことで教育の地方分権化をめざした。教育省の役割は、制度づくり、統制や監督へと縮小され、教員は公務員としての多くの権利を失って、市や私立校に直接雇用されるようになった。学校の財源としては、毎月の在校生徒数に応じて国の助成金が与えられるシステムが適用された。この仕組みがチリの教育バウチャー制度の特徴である  $^{60}$ 。

## 1)教育バウチャー制度

チリは、1980年から教育バウチャー制度を実施している。バウチャー制度は、学校への年次定額補助金制度を廃止し、保護者は政府から各家庭に公布される一定額の授

<sup>60</sup> 並木智美「チリにおける教育バウチャー制度の導入」、2009 年度三田祭論文

業料に相当するクーポン (バウチャー) を使って、公立、私立の区別なく、自分の子どもを通わせたい学校に就学させることができるという制度である。この制度により、公立校と私立校の間で生徒確保のために競争が起きることで、教育の質への向上、効率性向上が実現できると考えられた。貧困家庭も私立校へ子どもを就学させることができるという利点もある。1990年3月に軍政が終わったのちも、新政府は新しい教育に関する法律を制定し、新自由主義的政策を追加し、バウチャー制度を維持することを決めた。

バウチャー制導入の結果、チリの学校は、国庫助成金を受ける公立校、私立助成校、バウチャー制度に参加しないエリート層の生徒が通う私立校の3つのタイプから構成されることとなった。公立校と私立助成校の主な違いは、生徒の受入れの過程と教師の雇用契約である。私立助成校は自由に生徒を選ぶことができるが、公立校はすべての入学希望者を受け入れなくてはならない。私立助成校の教師は民間企業の従業員と同じ労働規定に従って働くことができるが、公立校の教師は公務員としての権利はなくなり、私立助成校に比べて厳しい状況となっている。

また、教育バウチャー制度の導入により、私立助成校が増加した。多くが新規のビジネス・チャンスとして私学経営に参加したと考えられる。公立校から私立助成校への生徒の流入は続き、公立校のシェアは1981年の78%が1986年には63.1%、1990年には58%となった。バウチャー制度を実施することで、留年、中退等は改善したといわれる。しかし、私立助成校の多くが都市部に集中すること、質の高い教育を提供するといわれる私立校はバウチャー制度に参加しなかったことなどから、バウチャー制度は、私立助成校、公立校、バウチャー制度に参加しない私立校の間の教育格差を広げ、不公正を助長したという批判を受けることとなった61。

#### 2) バウチャー制度の教育へのインパクト

2006年には全国の高校生による良質な教育サービスの公正な分配を求めるデモ行進が行われた。その後大学の学生や教員も加わり、約700人が逮捕される大規模なデモにまで発展した。

教育分野への民間資本算入が奨励されたことで教育予算が大幅に削減された。これによって、無償で教育を受ける権利、質の高い教育の実現が阻害されているとして、チリ大学生連合など学生団体は、利益追求を教育分野に持ち込む新自由主義的な教育政策に抗議し、公教育の充実と無償化を掲げて2011年には数次にわたる学校占拠や大規模デモを組織し、抗議してきた。しかし、議会で承認された2012年の国の予算では、教育予算は提案の半分以下の増額にとどまったため、更なる学生運動につながり、2011年末には教育大臣が辞任するに至った。

以上が、チリにおける基礎教育の教育制度や行政、教育改革の概要である。本調査で入手できた情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

<sup>61</sup> 並木智美「チリにおける教育バウチャー制度の導入」、2009 年度三田祭論文

表2-8 チリの基礎教育(主に小・中学校)における民間活用レベル

教育サービス	現状	要因
学校の設置	・公立学校、私立学校、政府援助の私立学 校の設置が認められている。	バウチャー制度による。
学校の選択	<ul><li>・バウチャー制度により、保護者は公立・ 私立の区別なく通わせたい学校に通わせられる。</li><li>・公立校の生徒が減少し、私立校のなかでの格差も増加し、不公正を拡大したとの批判がある。</li></ul>	バウチャー制度に参加しなかったた め、バウチャー制度で行ける学校の
カリキュラム	・教育省(全国教育委員会)が作成するが、 法的強制力は不明。	
教科書	・教育省(全国教育委員会)による検定制。 ・民間企業が作成・出版する。	
教員の採用・配属	・公立校の教師は公務員ではなくなり、教 員は市または私立校に採用される。	バウチャー制度による。
教員研修	・公的機関を中心として提供されていると 思われるが、詳細は不明。	
学習塾	・不明。	
学習材	• 不明。	

出典:本調査で作成

チリでは、1980年代から教育バウチャー制度を導入し、教育の市場化・民営化を進めてきており、学校の設置、学校の選択については民間参入度が高い。教員も公務員ではなく、地方行政や私立校に採用され、中央からの統制はない。一方、カリキュラムや教科書については中央集権的な色彩が残っている。

## 2-4-4 ケニアの基礎教育の概要と民間が果たす役割

## (1)教育制度

ケニアの教育制度は、イギリス植民地時代の影響により 1988 年までは 8-4-6 制を採用していたが、1989 年より高等教育レベルを 2 年間短縮して 8-4-4 制とした。小学校 8 年、中等学校 4 年、大学 4 年である。小学校にはプレ・スクール、ナーサリーなどと呼ばれる就学前クラスが附設されているのが一般的である。

2003 年から初等教育の無償化政策が実施され、小学校は原則無償となった。中等学校に入学するには、小学校修了時に受験するケニア初等教育統一試験( $KCPE^{62}$ )である程度の得点を取る必要がある。

教育機関は公立と私立に分かれ、教育省の監督下にある Kenya Institute of Education が定める授業科目と推薦する教科書によって授業が行われる。義務教育制度はまだ導入されていない。小学校就学率 100% をめざしているが、地方では費用が払えず通学できない子ど

<sup>62</sup> KCPE: Kenya Certificate for Primary Education

もが多い。裕福な家庭の子女は、欧米へ私費で留学したり、優秀な子どもはドナー援助を 受けて留学している。

#### (2) 基礎教育の就学率

世銀 EdStats によると、ケニアの 2009 年における就学前教育の総就学率は 51.4%、初等教育の純就学率は 82.1%、中等教育の純就学率は 49.6%であった。初等教育の総入学率は不明であるが、初等教育の不就学児童数は 100 万人を超える。

#### (3) 教育行政

中央機関は教育省であり、47のカウンティにある地方教育事務所を通して教育行政を実施し、地方分権化が進められるものの、中央集権の色が濃い。

## (4) 教育政策

2003年に初等教育の無償化を実施し、就学する子どもの数は前年に比べ急増した。1年生の児童数が急激に膨張し、その数を吸収できるだけの教員も教室もない。教育の質の低下を懸念して、公立小学校では在学児童の多く、特に比較的裕福な家庭の子どもが私立校などに転校している。ナイロビ市内の学校別の KCPE (2004年) 平均点を比較すると、上位39校まではすべてが私立校であった。

授業料や教育のレベルは学校によってかなり差があり、有名校では小学校から厳しい筆記試験と面接試験がある。一般的に、私立は公立と比べると1クラスの生徒数が少なく、優秀な教員と十分な設備が整っていることが多い。

無償化の実施前、教員給与は今と同じように国が負担していたが、その他の学校運営に必要な経費は保護者から徴収されていた。公立校でも学校によりこの金額は異なっていた。無償化後はこのような経費を保護者から徴収することが原則禁止され、国から児童1人当たり年間13ドル相当の補助金が各公立小学校に支給されることとなった。

# (5) 学校の設置

私立学校の設置は認められており、教育省に届け出を行い、認可を受けることが必要となっている。

## (6) カリキュラム

新カリキュラムは 2003 年から導入が始まり、これまでのカリキュラムに比べ教科数と内容が削減された。これは、政府と家庭の教育費用の低減を目的とするとともに、学習内容を社会のニーズに合わせて、環境や麻薬、後天性免疫不全症候群(HIV/AIDS <sup>63</sup>)などの保健衛生問題、ジェンダー、人権、子どもの権利などが含められたことに特徴がある。週当たりの教科別時間数は教育省のシラバスで定められている。

以上が、ケニアにおける基礎教育の教育制度や行政、教育改革の概要である。本調査で入手

<sup>63</sup> HIV/AIDS: Human Immunodeficiency Virus / Acquired Immunodeficiency Syndrome

できた情報に基づいて、各項目における民間の活用度合いを表としてまとめた。

表2-9 ケニアの基礎教育(主に小・中学校)における民間活用レベル

教育サービス	現状	要因
学校の設置	・私立校の設置は教育省への届け出・認可制。	
学校の選択	・無償化は導入されたが、義務教育は導入されていない。 ・学区は明確ではないが、基本的に近隣の 学校へ行く。	まだ初等教育のアクセスに課題が多いため。
カリキュラム	・教育省が定める授業科目とカリキュラムを公立・私立ともに使用する。	
教科書	<ul><li>教育省が推薦する教科書を使用。</li><li>作成・出版は民間企業。</li></ul>	
教員の採用・配属	<ul><li>・政府(地方教育事務所)による教員配置。 教員不足が深刻。</li></ul>	
教員研修	・セクター・プログラムやドナー支援プロ ジェクトにより実施される。	
学習塾	・一般的でない。	
学習材	・政府の規制はないと思われるが、市場規 模は不明。	

出典:本調査で作成

ケニアでは、私立学校の設置は認められており、比較的富裕な家庭の子どもが私立学校に行く傾向にあり、教育の格差が生まれている。カリキュラムや教科書、教員の配属や教員研修は、セクター・プログラムに沿って中央政府が進めており、教科書の作成・印刷・出版を除いて民間の参入度は低い。ケニアの基礎教育においては、量・質の両面で課題が多い。

## 2-5 日本と先進国、途上国の基礎教育における政府と民間の役割の考察

日本では基礎教育のさまざまな局面で行政の役割・権限が大きく、基礎教育のアクセスや質、公平性等については非常に高いレベルにあるが、民間活用レベルは、米国や英国はもちろん、欧米の仕組みを取り入れ、地方分権化や市場経済化を積極的に進めているインドネシア、チリに比べても低い状況にある。このような各国の基礎教育における民間活用レベルの状況からは、日本が途上国の基礎教育協力で官民連携を行うにあたっての強みとなる国内経験が蓄積されている分野は限定的と考えられる。

具体的には、日本の基礎教育において民間が蓄積してきた能力や経験が発揮されるのは、中央や地方政府が提供する公教育の外側の部分、学校外教育とされる学習塾のもつリソース(講師や教授法、テキスト)、民間企業によって開発されてきた学習材(副教材、教員指導書、問題集、教育機材、ICT機材など)の提供と、それらを使用した学習指導方法に関連する教育サービス分野であると考えられる。

# 第3章 基礎教育を中心とした社会開発セクターにおける 国際的官民連携の動向

世銀や国連機関、そして二国間援助機関では、開発協力に対するリソースの多様化を図り、効率性や持続性を高めるために、官民連携を進めている。第3章では、国際機関や他の二国間援助機関における官民連携の動向や事例を整理・分析して、各機関がどのような方針で、組織体制をどのように整備し、どのようなパートナーシップを組んで官民連携を進めているか、民間企業にはどのような便益が期待されるか、などについて整理した。世銀、UNDP<sup>64</sup>、UNICEF <sup>65</sup>、UNESCO<sup>66</sup>、米国開発援助庁 (USAID <sup>67</sup>)、英国国際開発省 (DfID <sup>68</sup>)、ドイツ国際協力公社 (GIZ <sup>69</sup>)の 7機関を分析対象とした。

世銀や UNDP はそれぞれの機関が本来有している民間企業への投資機能や広範なネットワークをベースとして、官民連携を担う新たな装置(部署やイニシアティブ等)を創設して、グローバルなレベルで官民連携を進めている。一方、UNICEF や UNESCO は民間企業とのパートナーシップで自らのミッション達成をめざしており、民間企業の CSR を通した連携が多い。二国間援助機関のうち、USAID 及び DfID は、多国籍企業や他国の企業もパートナーとして官民連携を進め、GIZ は、ドイツ企業からアイデアを募って PPP 事業を展開するなど、ドイツ企業の市場開拓や貿易振興などをめざす。各機関に共通してグッド・プラクティスとして紹介されている事例は、インフラ整備、起業家育成、農業、水供給、保健医療、ICT に関連する事業が多く、基礎教育の事例は限定的であった。

## 3-1 調査の視点と分析方法

途上国の基礎教育分野においては、公的機関が依然として重要な役割を果たしているが、教育の質・量の両面における持続的な開発を実現するには、政府のリソースやリーダーシップだけでは十分とはいえず、革新的なプログラムが不可欠である。公共セクターと民間セクターが連携し、それぞれの強みを生かして補完し合いながら、学習達成度を向上させ、持続させることが重要と考えられる。

米国の教育コンサルタント機関である教育開発アカデミー( $AED^{70}$ )は、その報告書「The Untapped Opportunity: How Public-Private Partnerships Can Advance Education For All」の中で、基礎教育において官民連携を行った場合に、関係機関にはどのような貢献が提供でき、どのような便益が期待されるかを表3-1のように示している。

<sup>64</sup> UNDP: United Nations Development Programme

<sup>65</sup> UNICEF: United Nations Children's Fund

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> USAID: U.S. Agency for International Development

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> DfID: Department for International Development

<sup>69</sup> GIZ: Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit

<sup>70</sup> AED : Academy for Educational Development

表3-1 基礎教育における官民連携を行うにあたっての各パートナーの貢献と便益

	政府(公的機関)	ビジネス (民間セクター)
パートナー	国家・地方レベルの政府機関 国家・地方レベルの教育機関	民間企業 企業組合、その他の事業組織
提供できる貢献	<ol> <li>法制度面での支援</li> <li>教育システム管理の専門技術</li> <li>公的リソース</li> <li>政策・規定等の策定</li> </ol>	<ol> <li>運営管理の専門技術</li> <li>技術的ノウハウ</li> <li>学校から就業機会へのリンク</li> <li>物資・財務面でのリソース</li> </ol>
期待される便益	<ul><li>① 運営管理の改善</li><li>② 物資・技術的リソース</li><li>③ 専門技術と知見・能力</li><li>④ 運用効果の拡充</li></ul>	<ul> <li>① 公的リソースや政策への影響力</li> <li>② 国や地域リーダーへのアクセス</li> <li>③ より良い技術力をもつ労働力確保</li> <li>④ 政府の教育技術や法制度面での支援</li> <li>⑤ 世間的な評価の向上</li> <li>⑥ CSR の遂行</li> <li>⑦ 被雇用者の人間関係改善</li> </ul>
	市民社会	国際機関/二国間援助機関
パートナー	NGO、商業組合、学校運営委員会、PTA、他 の市民組織	国際機関 二国間援助機関
提供できる貢献	<ol> <li>信頼関係の強化</li> <li>地域社会に対する理解</li> <li>強い意欲とコミットメント</li> <li>住民動員能力</li> </ol>	<ul><li>① 途上国における政府及び市民社会と協働の経験とスキル</li><li>② 教育システムに関する知識</li><li>③ 資金</li></ul>
期待される便益	<ul><li>① 対象グループにより良い教育を提供</li><li>② 公的及び民間リソースの活用</li><li>③ 企業の成功事例や専門技術の活用</li></ul>	<ol> <li>資金・物資・技術的リソース</li> <li>専門技術と知見・能力</li> <li>運用効果の拡充</li> <li>開発目的の達成</li> </ol>

出典:AED "The Untapped Opportunity: How Public-Private Partnerships Can Advance Education For All"

世銀報告書「The Role and Impact of Public-Private Partnerships in Education」は、各国政府または援助機関との契約ベースで基礎教育分野において行われている官民連携は大きく分けて表 3-2の ①~④の 4 つの分野で行われる、としている。これら 4 つのタイプに加えて、⑤分野は特定されないが、CSR を通しての基礎教育改善事業に対する民間からの資金提供が考えられる。

表3-2 基礎教育分野で行われている官民連携の5つの分野

	官民連携の5つの分野	具体的活動内容
1	教育へのアクセス改善	バウチャー制度、奨学金、補助金など
2	教育の質の改善	教員研修、カリキュラム作成、資格認定など
3	運営管理サービスの改善	公立学校の運営委託、私立学校の運営能力向上など
4	学校運営への側面支援サービス	建物管理、通学バス提供、給食など
5	支援分野を特定しない資金・物資・人材提供	コーズ・リレーテッド・マーケティング、社員・顧 客による募金など

出典:世銀報告書「The Role and Impact of Public-Private Partnerships in Education」に基づいて本調査で作成

第3章では、国際機関や他の二国間援助機関における官民連携の動向や事例を整理・分析して、これまでの事例が、表3-1に示す各関係機関から提供される貢献によって、期待どおりの便益をもたらしたのか、また上記①から⑤のどの分野における便益が大きいのか、どのようなリスクが考えられるか、などについて把握することをめざす。

CSR や BOP ビジネスの事例を通して、官民連携が途上国の開発ニーズに応えられる可能性をもつことが数多くのグッド・プラクティスを通して実証されているが、基礎教育分野においてはこうした官民連携の事例が限られることから、本調査では、基礎教育セクターに注目しながらも、社会開発セクター全般について情報収集を行った。

#### 3-2 国際機関の官民連携に関する動向

3-2-1 世界銀行における官民連携

#### (1) 官民連携戦略

世銀では、世銀グループ<sup>71</sup>の国際金融公社 (IFC) や国際開発協会 (IDA) のもつ援助形態や各種イニシアティブ、関連機関との連携プログラムなどを通して、途上国の企業育成や農業技術向上などの官民連携を推進している。

基礎教育においても、官民連携は進められており、世銀が 2011 年 1 月に発表した「教育セクター戦略 2020」では、今後 10 年間に途上国で「すべての人々に学習の機会を」確保するという世銀グループのアジェンダを掲げ、すべての国々が「万人のための教育  $(EFA^{72})$ 」と教育関連のミレニアム開発目標  $(MDGs^{73})$  を達成できるよう支援を拡大していく方針を明らかにした。

表3-3のとおり、世銀では、知識の創出・交換、技術支援・財政支援、戦略的パートナーシップの3つを、新戦略を実施するための重要な実行手段と考えている。3つ目の実行手段である戦略的パートナーシップについて、世銀グループの中では、世銀とIFCが協力して、教育における民間セクターの役割についての知識を強化し、民間セクターの取り組みが国家の教育目標との整合性をもつような法制度整備や政策策定等の支援を行うとしている。

<sup>71</sup> 世銀は、通常、国際復興開発銀行(International Bank for Reconstruction and Development: IBRD)と国際開発協会(International Development Association: IDA)を指す。IBRD は世銀グループのうち最も歴史が古く、単一機関として最大の開発資金の融資機関である。IBRD は中所得国及び信用力のある貧困国に融資、保証、及び分析・助言サービスなどの日融資業務を提供する。IDA は、途上国のなかでも特に貧しい国々を支援するために極めて緩やかな条件での融資を行う。さらに世銀グループには国際金融公社(International Finance Corporation: IFC)、多数国間投資保証機関(Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA)、投資紛争解決国際センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID)が含まれる。IFC は、途上国の民間セクターの活動を支援することにより、途上国の経済開発を促進することをめざす。現在は、途上国の民間セクター・プロジェクトへの最大の資金供給機関となっている。

<sup>72</sup> EFA: Education for All

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> MDGs: Millennium Development Goals

表 3 - 3 教育分野における世銀の戦略的優先課題 2020

教育分野におけ る世銀の使命	すべての人々に学習の機会を			
成果達成のため の戦略的方向性	教育システムの強化 質の高い知識を			<b>基盤の構築</b>
実行手段	知識: ・システム・アセスメントとベンチマーキングのためのツール整備・学習に関する評価推進・影響評価と分析作業	めの技術的 ・成果重視の	テム強化のた ]支援	<ul><li>・国連機関、ドナー・コミュニティ、民間セク</li></ul>

出典:世銀「教育セクター戦略 2020」

## (2)組織・制度整備

世銀が官民連携を推進するために行っている組織・制度整備としては以下が挙げられる。

#### 1) IFC に保健・教育部門設立

世銀では、これまで教育セクターにおいてセクター全般にわたるファイナンスや資金プール、成果重視のツールなど、支援の革新を図ってきた。教育セクターにおける民間の役割拡大の重要性を認識し、途上国の民間セクターへの支援を担当する IFC の中に保健・教育部門を設立した。

同部門では、保健医療施設や学校にアクセスできていない途上国の人々に、より質の高い保健・教育サービスを提供するためには民間の役割が重要であるとして、人材育成や就業機会の創設などの支援を行っている。世銀と協力して、民間活用に必要な制度整備などを進めるよう途上国政府に働きかけも行っている。

IFCでは、途上国で拡大する民間が提供する教育サービス、特に私立学校が提供する教育が適切な水準に保たれることが重要であるとし、民間への直接の投資、官民連携に関する知識・経験の共有、民間教育セクターに影響を与える各国政策に関する情報提供などを行っている。

IFC では、2010年1月時点で、世界30カ国における69の民間教育案件に対して469百万ドルの投資をコミットしており、これは総額にして15.4億ドルに相当する。

2) IFC によるインクルーシブ・ビジネスへの投融資及びアドバイザリー業務

IFCでは、基礎教育分野に限らず、インクルーシブ・ビジネス(BOP ビジネス)も積極的に支援し、2009年時点のIFCポートフォリオには、BOP ビジネスに取り組む企業を対象とする約40億ドルの投融資及びアドバイザリー業務が含まれていた。IFCでは、こうしたBOP ビジネスに対して投融資業務とアドバイザリー業務の両面から支援するとともに、積極的にこうした事業形態の情報を記録し世界に広める努力をしている。

3)世界銀行研究所(WBI<sup>74</sup>)を通した官民連携に関するグッド・プラクティスの情報共有世銀は、WBIを通して、官民連携に関するグッド・プラクティス等の情報共有、調

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> WBI: World Bank Institute

査研究結果の共有を行っている。また、世界各国の教育開発レベルに関するデータベース SABER <sup>75</sup> を、各国の援助機関や政府と協力して開発中であり、その中で、教育の他の指標とともに、「教育における民間の役割」も開発の重要な指標として取り上げている。

## 4) 民間セクター・リエゾン・オフィサーの配置

世銀は、世界各地(先進国及び途上国)の民間企業団体・協会との情報共有や関係強化のため、「民間セクター・リエゾン・オフィサー (PSLO  $^{76}$ )」を設置している。この PSLO ネットワークは 1999 年 1 月に設置され、44 カ国 59 人(2006 年 9 月現在)が PSLO に任命されている。

PSLO は各団体に所属する職員で、情報共有や懇談会等を世銀職員と協力して企画実施する。日本では、経済団体連合会、関西経済連合会、海外コンサルティング企業協会 (ECFA<sup>77</sup>) が参加している。

#### (3) 官民連携の事例

IFC の保健・教育分野における官民連携の主な事業として、IFC のウェブサイトには表 3-4 に示す事例が紹介されている。

基礎教育分野では、教育の質の改善へ向けて、これまで銀行からローンを受けにくかったアフリカ諸国の私立学校に対して、民間銀行と連携して貸付を行い、また資金貸付を受けて資金運用を行うための技術支援を行ったケースが挙げられている。このほか、高等教育分野で大学や職業専門学校をめざす学生への民間ローンの設立への資金支援を行い、高等教育へのアクセス改善に貢献している。

表3-4 IFC 保健・教育分野における官民連携の主な事例

本報告書表3-2に示す官民連携5 タイプの分類 /対象分野	事業タイトルまたは事業タイ プ・対象国・受益者	IFC の役割	事業の背景と概要
③ 基礎教育	私立学校の資金運用能力強化 のための技術協力 対象国:ガーナ 受益者:アクラ近郊の私立学 校 民間パートナー:Trust Bank Limited	作成、教員研修、 教育プログラム評	ガーナでは、私立学校への ニーズが急増し、アクラ近郊 では私立学校数が年22%の割 合(公立学校の2倍以上の割 合)で増加している。IFCで は、これらの私立学校に対し て資金運用に関する技術支援 を行い、資金を借りて新しい 施設の建設、教師陣の整備、 効率的な運営を促すプロジェ クトを実施。

<sup>75</sup> SABER: System Assessment and Benchmarking for Education Results

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> PSLO: Private Sector Liaison Officer

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup> ECFA: Engineering and Consulting Firms Association, Japan

② 基礎教育	学校への資金貸付支援 対象国:ガーナ 受益者:私立学校 25 校 民間パートナー: Trust Bank Limited	現地銀行に対して、 学校貸付のための 資金提供及びリス ク・シェアリング	私立学校への貸付に、2007年 には総額 4.6 百万ドルのうち 47.5%を支援。32,000人の子 どもたちが通う25校に対して 3.7 百万ドルを提供。
② 基礎教育	学校への資金貸付支援 対象国:ケニア 受益者:私立学校 23 校 民間パートナー: K-Rep Bank	現地銀行に対して、 学校貸付のための 資金提供及びリス ク・シェアリング	私立学校 23 校(児童数 31,000 人)に総額 30 万ドルのローン 提供。
② 基礎教育	学校への資金貸付支援 対象国:ルワンダ 受益者:私立学校31校 民間パートナー:Banque Rwandaise de Developpement	現地銀行に対して、 学校貸付のための 資金提供及びリス ク・シェアリング	私立学校 31 校(児童数 34,000 人)に総額 7.1 百万ドルのローンを提供。
① 高等教育	学生に対するローン提供支援 対象国:チリ 受益者:中等教育を終えた技 術教育・職業訓練対 象の学生 15,000 人 民間パートナー: Banco de Credito e Inversiones 大学パートナー: DuocUC	ローン・プログラ	チリでは高等教育の就学率が20%にとどまっている。IFCは、民間銀行及び地元大学と協力して、長期低金利ローンを学生に提供する計画である。
高等教育	学生に対するローン提供支援 対象国:メキシコ 受益者:大学進学を希望する 学生 1,400 人 民間パートナー: Financiera Educative de mexico (FINEM)		IFC からの資金投入を得てFINEM が民間の学生向けローン機関を設立。FINEM は各学期をカバーできるよう定額ローンを1,400人以上の学生に提供してきた。同ローンによって、UNITEC のような同国トップクラスの私立大学にも多くの学生が入学できるようになった。

出典: IFC ウェブサイト、2012年2月19日現在

IFCの顧客企業によるBOPビジネスの成功事例は、IFCのウェブサイトを通して数多く紹介されている。しかし、多くは、金融サービスの改善や起業家支援、水供給ビジネス支援であり、教育分野の事例は少ない。

一部紹介されている教育分野の事例は後期中等教育または高等教育に関するものであった。IFC は、投資による資金提供だけでなく、各種アドバイザリー・サービスも提供して

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> Universidad Tecnologica de Mexico

いる。表 3-5 に IFC の顧客企業による BOP ビジネス成功事例を示す。

表3-5 IFCの顧客企業によるBOPビジネスの主な事例

本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	事業タイトルまたは事業タイ プ・対象国・受益者・民間 パートナー	IFC の役割	事業の背景と概要
③ 後期中等教育	後期中等教育機関の運営強化 対象国:ブラジル 民間パートナー:ブラジル 最大の後期中等教 育機関 Anhanguera Educacional Participacoes S.A.	資金提供	同機関が、キャンパス、職業 訓練センター、遠隔教育を利 用する3階層の職業訓練提供 モデルを構築し、国内全州 の学生を対象とできるように なった。 同事業により、低所得者層の 学生を対象とする、収益性が 高くかつ規模を拡大できる事 業モデルが実証された。
消費財流通	消費財流通の改善 対象国:エチオピア、ケニア、 モザンビーク、タン ザニア、ウガンダ 民間パートナー:コカ・コー ラ社のボトリング会 社 Sabco		Sabco は、対象国の起業家たちが低コストの配送センターを設立して、少量の飲料製品を台車などの手動による配送方法で定期的に店舗に届けられるように支援を行っている。
携帯電話ビジネス	農村部への顧客範囲の拡大 対象国:スリランカ 民間パートナー:Dialog Telecom PLC	資及び株式資本の 提供	4万以上の独立小売業者(うち15%は未登録業者)に研修を提供し、彼らを活用して農村部の住民に顧客範囲を広げた。
金融サービス	金融サービスへのアクセス拡大 対象国:ブラジル 民間パートナー:Tribanco(中 南米最大の卸売業 者・流通業者 Grupo Martins の金融部門)	のクレジット代理 業者の雇用ができ るよう、社内研修 強化のためのアド	Tribanco は、店舗オーナーの推薦に基づいて自社ネットワークの店舗の買い物客に404万枚のクレジットカードを発行した。その多くはこれまでクレジットを持っていなかった人々であった。 Tribanco は、小売業者に対する金融仲介業者としての自社の役割を強化することができた。

医療保険	医療保険制度へのアクセス拡大 対象国:インド 民間パートナー:Apollo Hospitals (インド最大 の民間医療団体)	Apollo Hospital への 資本投資	低所得の患者が無理なく治療費を支払えるようにするため、貧困ラインを下回る家庭向けにインド政府が導入した国民健康保険制度を利用した。インドのヘルスケアに対して重要な役割を果たす民間セクターを支援することによって、医療セクター全体に対しての重要な支援となった。
水道事業	上水道運営改善 対象国:フィリピン 民間パートナー:マニラ ウォーター社	同し、「用入民本同トマ直たリ提化ででした。」 という はんが はんだい はん	集金や送金及び設備の維持管理を地域住民に担当してもらうことで当事者意識を醸成し、期限内の支払いを促進し、水泥棒を防止することに成功した。金融市場が制約されている時期に民営化を図ったため大規模な長期融資を必要として、IFC は2003年に貸付、2004年には資本拠出、2005年にも貸付を行った。
③ 高等教育	高等教育機関の運営改善 対象国:コロンビア 民間パートナー: Corporacion Universitaria Minuto de Dios (UNIMINUTO) (ボゴタに本拠を置く 非営利の高等教育機 関)	成・実施に関する 技術支援、他の大 学とパートナー	同機関は、非常に低コストの教育モデルを開発し、同機関の教育を受ける垣根は低い。しかし、低所得者数の学生が同けたに困難なトレードはフがはまだに困難なトレードはフがは、地や同じを着型のでもなってからのでものでもで、有望な学生で対する。

出典: IFC ウェブサイト、2012年2月19日現在

世銀による State- and Peace-Building Grant を通しては、表 3 - 6 に示すような官民連携の試みも行われていることが分かった。同事業の成果に関する情報は世銀のウェブサイトからは入手できず、このほかに類似の事例が紹介されているわけではないが、世銀が、UNESCO など他の国際機関と協力しながら、貧困国における基礎教育へのアクセス改善に官民連携を活用する方策を試みていることが理解できる。

表 3 - 6 世銀 State- and Peace-Building Grant を通した官民連携の主な事例

本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	事業タイトルまたは事業タイ プ・対象国・受益者	世銀の役割	事業の背景と概要
基礎教育	私立学校の学費経験 対象国:ハイチ 受益者:貧困家庭の子どもた ち パートナー:UNESCO	ドルの約束額。 UNESCOをパート	公立学校の代替として質問を担して質問をして質問をして質問題を関いて対して対して対して対して対して対したがののでは対しながでは対したがののでは、を関いて対したののでは、ないが、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な
			キーポイントであることがリ スクとして挙げられている。

出典:世銀ウェブサイト、2012年2月19日現在

また、IDAによる官民連携プロジェクトの中に、表3-7の基礎教育分野の事例が挙げられていた。民間企業ではなく、非営利組織をパートナーとしたコミュニティや民間の教育イニシアティブに対する資金援助事業(ブロック・グラントの提供)である。基礎教育へのアクセス改善として興味深い事例といえよう。

表3-7 IDAによる官民連携プロジェクトの事例

本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	プ・対象国・受益者・民間	IDA の役割	事業の背景と概要
基礎教育	遠隔地における教育へのアクセス拡大 対象国:パキスタン 民間パートナー:バロチスタン ション		アマンドランドランドの大変を表示しています。 では、

出典: IDA ウェブサイト、2012年2月19日現在

## (4) 世銀における官民連携の特徴

本調査で収集・整理した上記の情報に基づくと、世銀における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① 世銀グループの各機関(特にIFC)が有している民間企業への投資機能を活用して、 民間ビジネスへの融資が中心である。
- ② 途上国政府に対する官民連携のための政策・制度整備支援や、BOP ビジネスに取り組む企業への投融資業務、アドバイザリー業務の提供等、これまで蓄積してきた技術面での支援も同時に提供している。
- ③ 基礎教育分野の官民連携の事例は、現地主要銀行(現地ローン機関)に対する資金 提供と貸付制度整備の支援である。
- ④ WBI が行った PPP モデルや官民連携の成功事例に関する調査研究の情報共有を行っている。
- ⑤ 表 3 1 に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては世銀は、「③ 運用効果の拡充」と「④開発目的の達成」をめざしていると考えられる。一方、世銀と 連携する企業側には「①公的リソースや政策への影響力」が便益として挙げられよう。

#### 3-2-2 UNICEF における官民連携

#### (1) 官民連携戦略

UNICEFでは、民間セクター(多国籍企業、各国国内の大中小企業)と既に長期にわたって連携してきた実績がある。民間セクターから支援を受けるとともに、UNICEFからは、民間企業による地域社会や環境への支援活動を強化したり、CSRや自らのコア・ビジネスの目的を達成するための支援を行ってきた。

現在の全世界的な不況にもかかわらず、主なパートナー企業からは、UNICEFの子どもへの支援に焦点を当てたヘルスケア、栄養、社会的保護、安全な水、教育分野での次世代のための活動に継続的な投資が提供されている。

UNICEFの官民連携のための重要な戦略としては以下が挙げられる。

- ① マーケティングとファンド・レイジング: UNICEFのコーズ・リレーテッド・マーケティング <sup>79</sup>・プログラムを利用することで、民間企業は、自社製品の購入を通して、消費者に UNICEF 支援の機会を提供することができる。製品の売り上げと、企業イメージの向上の両方につなげられる。コーズ・リレーテッド・マーケティングでは、民間企業の売上金の一部を寄付金として受け取る。
- ② イベントの開催: 民間企業パートナーは、UNICEFのファンド・レイジング活動の受益者(Beneficiary)として UNICEFと提携するか、あるいは UNICEF 主催のイベントのスポンサーとなることで UNICEF と連携する。
- ③ グリーティング・カード: 多くの民間企業パートナーは、UNICEFのグリーティング・カードなどの製品を購入、販売、配布することによって UNICEF 活動への支援を行っている。
- ④ 緊急アピール: 自然災害や紛争などの際に UNICEF が行う緊急アピールに対して、民間企業から寄付金を受けることも重要な支援である。
- ⑤ CSR: 2009年6月のUNICEF理事会において採択された「パートナーシップと協力的関係のためのUNICEF戦略的フレームワーク(UNICEF Strategic Framework for Partnership and Collaborative Relationships)」では、官民連携をMDGs達成のための重要な手段として位置づけた。全UNとしても、MDGs達成のためにあらゆるステークホルダー、特に民間企業を巻き込むことが重要と認識され、UNICEFとしては、その使命である子どもの権利を実現し、中期戦略的計画の目標を達成するためにも民間企業との連携を重要と考える。

2010 年 6 月から、UNICEF は、UN グローバル・コンパクト(The United Nations Global Compact)、セーブ・ザ・チルドレンと協力し、子どもの権利を尊重し、支援するための民間企業との連携のあり方について検討を行ってきた。いくつかのビジネスと子どもを結び付けるイニシアティブが既に実施されているが、ビジネスによる正のインパクトを最大限に生かしながら、同時に、ビジネスが子どもに及ぼす可能性のある負の影響を最小限にとどめることをめざした政府、民間企業、市民社会、コミュニティ、子どもたちすべてのステークホルダーをカバーする包括的な官民連携のあり方はまだ模索中とされる。

<sup>79</sup> 社会が直面している健康や環境などのさまざまな問題に自社のブランド/サービスを関連づけてキャンペーンを行い、経済的・人的に支援することで、結果として営業利益を上げるマーケティング活動。通常、民間企業と非営利団体が協力して行う。クレジットカードの売り上げの一部を、NGO の環境保護活動に寄付するなど。

# (2)組織・制度整備

UNICEFでは、本来民間との連携によってさまざまな活動を展開しており、官民連携推進のための組織・制度整備を改めて行ったとの記載はない。

# (3) 官民連携の事例

UNICEFのウェブページで紹介されている UNICEFの官民連携の事例を表3-8に示す。

表3-8 UNICEFによる官民連携プロジェクトの事例

本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	プ・対象国・受益者・民間	UNICEF の役割	事業の背景と概要
保健医療	周産期の破傷風撲滅プログラム支援 対象国:全世界 民間パートナー:パンパース		UNICEFが世界的に展開する 母親周産期の破傷風(Tetanus) 撲滅プログラムを支援するた めに、「1パック1ワクチン」 キャンペーンを実施。同社は、 現在までに300百万の破傷風 ワクチンを提供し、1億人の 女性とその子どもたちを救っ てきた。
子どもの権利保護	「All for Children」プロジェクト 対象国:インド 民間パートナー:H&M		インド南部のタミルナドゥ州の綿花生産地域における子どもの権利保護を目的とする。同地域で児童労働を行っている子どもたちを就学されて、本方となった。 H&Mの顧客も、特製ることでは、 は、栄養を関る。 H&Mの顧客も、特製ることでは、 が、かがかがかっている。 が、かがかがかがかがかがかり上げの30%がプロジェクト 資金となる。

5	=		2007年11月には、「Gucci for
基礎教育	ティブへの寄付 対象国:マラウイ及びモザン ビーク 民間パートナー:グッチ	受け、プロジェクトを実施	UNICEF」バッグ第1号の販売を発表。2010年には第3回「Gucci for UNICEF」キャンペーンを行い、Gianini デザインのバッグを販売した。売り上げの20%がマラウイ及びモザンビークにおける「Schools for Africa」イニシアティブへ寄付された。グッチは、2010年にUNICEFとのパートナーシップ6周年を記念しUNICEFに百万ドルの寄付を発表した。この寄付は「Schools for Africa」の資金として使われる。
⑤ 基礎教育	ING Chances for Children プログラム 対象国:ブラジル、エチオピア、インド、ザンビア 民間パートナー:ING		ING の 113,000 人の社員及び約 60 百万人の顧客は、ブラジル、エチオピア、インド、ザンビアで行われている ING Chances for Children イニシアティブに寄付を行っている。個々人の寄付や、ファンド・レイジング活動(INGマラソン、INGゴルフトーナメントなど)、ING 社員による夢と、コーズ・リレーティングなどの支援を提供して、実施開始以来の寄付額は13 百万ドルを超える。
⑤ 基礎教育	不就学児童の権利保護のプロジェクト 対象国:中国 民間パートナー:Audi China	Audi China の 支援を受け、 China Association of Science and Technology(CAST) を通してプロジェ クトを実施	不就学の子どもたちにスポーツを通して、チーム・ダグや協力、リースクを協力で、カースリーンの意思決定、フスキルのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

出典: UNICEF ウェブサイト、2012年2月19日現在

#### (4) UNICEF における官民連携の特徴

上記より UNICEF における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① UNICEFは、もともと民間企業とのパートナーシップを資金源として活用して、事業 展開を行ってきた。
- ② 民間企業からの CSR 等を通した基金を受けて、UNICEF 自身または UNICEF が連携 する現地 NGO のプロジェクトを実施する形態をとる。
- ③ UNICEF のネームバリューと UNICEF のウェブサイトを通した広報、コーズ・リレー テッド・マーケティングなどのマーケティングが強い戦力となっている。
- ④ 表3-1に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては、UNICEFは、「①資金・物資・技術的リソース(うち特に資金)」と「④開発目的の達成」をめざしていると考えられる。一方、UNICEFと連携する企業側には、「⑤世間的な評価の向上」、「⑥ CSR の遂行」、「⑦被雇用者の人間関係改善」が便益として挙げられよう。

#### 3-2-3 UNESCO における官民連携

#### (1) 官民連携戦略

UNESCOでは、グローバル化に対応し、平和構築と人間開発を進めるためには民間セクターとの協力が重要であると考え、民間とのパートナーシップを強化している。UNESCOによる民間との連携は、多国籍企業、中小企業、慈善団体、学会や経済団体、その他民間企業や個人の団体等をパートナーとし、幅広いネットワークを有する。

UNESCO は、「UN グローバル・コンパクト」及び「国連とビジネス界の協力に関するガイドライン(2000年7月)」のフレームワークに沿って民間とのパートナーシップを構築している。UN グローバル・コンパクトは、CSR 推進のための「ビジネスのための戦略的な政策イニシアティブ」であり、世界中の関係機関や民間企業の参加を募り、参加者とのダイアログや情報共有、連携プロジェクトなどを展開している。後者のガイドラインでは、国連機関が貿易や投資、金融等の強化・促進を通して雇用を創出し、収入を高めていくうえで民間との連携は不可欠であり、民間からの開発への投資の重要性が強調されている。

## (2)組織・制度整備

基礎教育での官民連携を行うにあたって UNESCO は、世界経済フォーラム(World Economic Forum)と密接に協力している。世界経済フォーラムはジュネーブに本部を置く財団で、世界各国の 1,000 以上の主要企業がメンバーとなっている。世界経済フォーラムの資金援助により、2004 年と 2005 年には、基礎教育における PPP 構築を協議するための円卓会議が開催された。2004 年 11 月の円卓会議は、UNESCO の EFA ハイ・レベル・グループ会合のサイド・イベントとしてブラジリアで開催され、EFA 目標達成における官民連携の重要性が確認された。2005 年 4 月の円卓会議は UNESCO 主催でパリで開催され、2015 年までの MDGs の教育関連目標達成へ向けて、グローバル・レベル及び地域レベルでの政府、民間企業、市民社会の連携が必要であることが確認された。

UNESCO国際教育計画研究所(IIEP®)では、各国政府がより良い官民連携をデザインし、

<sup>80</sup> IIEP: International Institute for Educational Planning

実施できるように、官民連携に関する情報提供を行うことを目的に、教育セクターにおけ る PPP に関する調査研究を実施している。

同調査研究は、2つのアプローチから構成される。1つ目のアプローチは、教育のため のパートナーシップに関する共同研究(PfE 81)である。PfE は、2007年1月に世界経済 フォーラムと UNESCO の協力により開始された共同プログラムである。PfE では、「教育 のための複数ステークホルダーによるパートナーシップ」の重要性に関する国際的理解を 強化し、EFA の目標達成をめざす。UNESCO / IIEP 及び世界経済フォーラムの協力によ り「New Partnerships for EFA: building on experience」が出版された。

2つ目は教育の質と妥当性を向上させるための PPP に関する調査である。同調査は、多 くの途上国政府が PPP を計画し実施しようとする際に直面する、① PPP を通して教育開 発のためのリソースをどのように拡大できるか、② PPP を通してどのように教育の質と 妥当性を向上できるか、③民間を効果的に巻き込むにはどのような政策や規定の枠組み が必要か、④具体的に PPP をどのようにデザインし、どのように推進できるか、⑤ PPP を進めるうえで考えられる主な制約やリスクは何か、などの質問に回答が示せるように、 PPP モデルを示し、政策や法規制のあり方を示して、各国政府による PPP の導入を支援す ることを目的として行われる。

## (3) 官民連携の事例

UNESCO のウェブサイトでは、基礎教育セクターを中心に官民連携の事例が紹介され ている (表 3-9)。

表3-9 UNESCOの官民連携の主な事例

本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	プ・対象国・活動主体の民間	事業の概要
① ノンフォーマ ル教育	農村女性の識字教育へのアクセス改善 対象国:パキスタン 活動主体: Moblink Pakistan 及びパキスタンの NGO である BUNYAD Foundation of Lahore	UNESCO は、パキスタンの携帯電話会社 Moblink Pakistan 及び現地 NGO と協力して、農村女性に携帯電話を配布し、携帯電話のメッセージを利用した識字教育プログラムを実施している。同プログラムでは、NGO が選んだ教員が、女性たちが関心をもちそうな情報をウルドゥ語の携帯メールで毎日彼女たちに送信し、それに対して彼女たちも返信する。プログラム終了時には女性たちの識字能力に大きな改善がみられ、現在は、パンジャブ州の農村地域で1,250 名の女性を対象に実施している。

<sup>81</sup> PfE: Partnership for Education

高等教育	頭脳流出防止プロジェクト 対象国:アフリカ諸国、中近 東、南東ヨーロッパ 諸国 活動主体:ヒューレット・ パッカード	対象大学に対して Grid Computing と呼ばれる先端技術を提供し、大学内に仮想的な高性能コンピュータ環境を整備することによって、優秀な研究者が国際的研究で重要な役割を果たして出身国の経済開発に貢献できる環境を整える。
② 基礎教育	教員研修強化 対象国:対象途上国 活動主体: GEMS Education	UNESCO と GEMS Education が共同出資をして、女子の数学、科学等の学習強化に焦点を当てた教員研修プログラムをデザインし、途上国における教員研修の強化を図る。
① ノンフォーマ ル教育	女性に対する識字教育支援 対象国:全途上国 活動主体:マイクロソフト社	UNESCO のグローバル・イニシアティブである Girls'and Women's Education プログラムに参加。携帯 電話の機能を使って女性に識字教育を提供し、女性の教育へのアクセスを改善する。
基礎教育	不就学児童への代替教育提供 対象国:マダガスカル 活動主体: Rotary International、 コカ・コーラ社、 French-Malagasy Chamber of Commerce 等	不就学児童に対して、5年間の基礎教育を10カ月で学習するCatch up 識字クラスを提供し、読み書き、計算能力を身に付けさせる。10カ月コースを修了すると、フォーマル教育に編入ができる。このプログラムには、スイス国内で行ったダイレクト・メール・キャンペーンを通じて個人から提供された寄付も資金として使用されている。
基礎教育	不就学児童に対するフレンド リー・スクール・プログラム の実施 対象国:エジプト 活動主体: Hans Christian Andersen abc Foundation、World Food Programme (WFP)	就学困難な環境にある子供たち(多くはストリート・チルドレン)に、彼らの状況、ニーズに合うようにデザインされた方法で教育を提供し、また給食や清潔な衣服を提供することで就学を促す。
保健医療	HIV/AIDS 対策 対象国:中国 活動主体:在中国の American Chamber of Commerce、 Hoglund Foundation	中国中央部に位置する2つの農村地域において、HIV/AIDSで両親が亡くなり孤児になったか、HIV/AIDSにより何らかの影響を受けるかした子どもたちに、教育の提供や精神的な支援を行う。

出典: UNESCO ウェブサイト、2012 年 3 月 4 日現在

## (4) UNESCO における官民連携の特徴

上記より UNESCO における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① UNESCO も UNICEF と同様に民間企業とのパートナーシップを従来より構築しており、その経験を生かして官民連携を推進している。
- ② 個別の民間企業と直接にパートナーシップを結び、資金提供を受けるだけでなく、 当該企業特有の技術力を提供してもらうケースが多い。
- ③ 表3-1に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては、UNESCO

は、「①資金・物資・技術的リソース」(特に物資と技術的リソース)と「④開発目的の達成」をめざしていると考えられる。一方、UNICEFと連携する企業側には、「⑤世間的な評価の向上」、「⑥CSRの遂行」、「⑦被雇用者の人間関係改善」が便益として挙げられよう。

## 3-2-4 UNDP における官民連携

#### (1) 官民連携戦略

UNDP は、官民連携の枠組みとして、全世界・地域・国家レベルにおける「包括的な市場の開発 (IMD  $^{82}$ )」の促進を 2007 年より実施している。この戦略には以下の 5 つの重点分野が含まれる。

- ① 政策と制度: 官民連携を円滑に進めるための法制度整備のための現地政府支援
- ② 貧困層向けバリュー・チェーンの統合: 地元生産者を国内外の購買チェーンに統合
- ③ 貧困層向け商品とサービス: 貧困層にとって購入可能な商品・サービスへの民間 セクターの投資促進
- ④ 起業家育成: 小規模事業・起業の促進
- ⑤ CSR: IMDと MDGs をサポートする CSR を促進

上記戦略の概要は以下のとおりである。

## ① 政策と制度:

UNDPが活動を展開している多くの国々は、包括的な市場の開発をサポートする政策をもたないことが多い。民間セクターの拡大が、経済成長だけでなく貧困層向けの雇用と消費の拡大に確実に寄与するような政策を、国家政策の枠組みの中に統合させることが重要である。この問題に取り組むには、雇用市場を成長させ、所得ピラミッドの底辺の人々が購入できる商品・サービスを提供する新しい市場を創出するために政府とドナーが民間セクターと協働する必要がある。

UNDPでは、他の国連専門機関や「企業開発のためのドナー委員会(DCED<sup>83</sup>)」などとの協力を通じ、包括的な市場づくりのための政策を精力的に推進している。またUNDPは、雇用と成長を促すための分野別政策、紛争後の民間セクター開発、効果的な法制度と市場規制構造づくりのための能力構築、国家政策改革プロセスへの貧困層の意見反映強化のための支援などを優先して行っている。女性起業家のエンパワーメントを促進する政策、制度、システム構築も継続的に提唱していく方針である。

## ② 貧困層向けバリュー・チェーンの統合:

市場経済がグローバル化され競合が激しくなるにつれ、貧困層である小規模生産者や起業家を国内外のバリュー・チェーンに取り入れることが貧困削減の効果的な手段であるという認識が高まっている。UNDPでは、IMDアプローチを通して、ビジネス主導の貧困削減を促進している。

政府、市民社会、民間セクターとの協議を通じて現場のニーズを把握し、貧困層が

<sup>82</sup> IMD: Inclusive Market Development

<sup>83</sup> DCED: Donor Committee for Enterprise Development

生産者、消費者、賃金労働者として活発な役割を担えるバリュー・チェーンの競争力を高めるためのサポートを提供している。現在の民間セクター関連プロジェクトのおよそ半数はバリュー・チェーン構築に関連するもので、需要に起因する(Demand Driven)投資を促進すべく、先進企業(購入者、小売業者、商人、資本供給者)と協働している。

## ③ 貧困層向け商品とサービス:

UNDPが活動を展開する多くの国々において、貧困層は、水・衛生設備・エネルギー・情報通信・交通・金融サービス・基本建設資材・医薬品など日常生活に必要不可欠な幅広い商品・サービスへのアクセス向上を必要としている。国連専門機関・開発援助機関・民間セクターと協働し、UNDPは貧しい人々にとって必要不可欠なサービスへのニーズに対応すべく、投資機会を宣伝・広報している。

この分野における UNDP の活動では以下の点に重点を置く。

- ・企業、政府、市民社会が市場経済のアプローチを通じていかに機会を創造できるかについての情報を、「包括的な市場の育成(GIM<sup>84</sup>)イニシアティブ」と「ビジネス行動要請(BCtA<sup>85</sup>)」を通じて提供している。
- ・主に IMD アプローチを通じて、民間セクター及び官民連携事業と共同で持続可能なビジネスの発掘と仲介を行い、金融商品を含む基本商品・サービスへの貧困層のアクセスを向上させる。

## ④ 起業家育成:

貧困層が新しいビジネス機会を利用することができ、経済成長全般から恩恵を受けて経済活動の主体となることができる環境を整える必要がある。海外直接投資だけでは貧困を根本的に改善するだけの十分な新しい雇用を創出することは不可能であるため、現地での起業家育成が重要となる。UNDPは、ビジネス環境の改善と包括的市場の開発に意欲がある国において、国連専門機関、政府、市民社会、企業連合、民間セクター関係者と協働して起業育成を推進し、起業家育成の継続的な展開に必要な持続可能な制度制定と、貧困層への能力育成を行っている。バリュー・チェーン構築に関連する多くのプロジェクトに、起業家育成が重要な要素として取り入れられている。

## ⑤ CSR:

UNDPでは、CSRを戦略的な社会投資による慈善事業としてのみならず、持続可能で平等な開発に貢献できるビジネス・プロセスとして、ビジネス活動の一領域としてとらえている。UNDPのCSRに対する取り組みでは、MDGs達成を促進すべく、多国籍企業から途上国の現地起業家まで、あらゆる規模の企業との活動を展開している。この分野でUNDPは、①開発課題やCSRに関する議論に民間セクターの参加を促進すること、②開発課題解決に向けた具体的な連携プロジェクトに民間セクターの参加を促進すること、を主要な活動と位置づける。

CSR の実践を促進するため、UNDP は現時点で世界最大の CSR イニシアティブである国連グローバル・コンパクトにおける中心的な役割を担っている。UNDP は 40 以上の途上国及び移行経済国においてグローバル・コンパクトのネットワークを推進

<sup>84</sup> GIM : Growing Inclusive Markets85 BCtA : Business Call to Action

している。これは、企業、市民社会組織、労働者、学識者を集結させる自発的なネッ トワークであり、官民連携による人権、労働基準、環境問題、汚職対策の協議と行動 の促進力となっている。

## (2)組織・制度整備

UNDP は、官民連携推進のためのイニシアティブを実施、またはイニシアティブに中心 的に参加している。これらのイニシアティブには、世界中のパートナーに官民連携のため の情報提供や情報交換を行うプラットフォーム型のもの、実際に可能性のある分野や事業 を調査して、仲介するブローカー型のものがある。それぞれの概要は以下のとおり。

# GIM イニシアティブ(プラットフォーム型支援):

GIM イニシアティブは、複数のステークホルダーが協力して実施している調査・ 啓蒙のための UNDP 主導のグローバル・イニシアティブである。世界中の貧困層に 新しい機会とより良い生活を提供する「包括的なビジネス・モデル」への理解を深め、 それを実現、活性化させることを目的としている。

同イニシアティブでは、先進国及び途上国のさまざまなパートナーと協働し、世 界、地域、国別の報告書や活動用の調査ツール作成、インターネット上に知識集積プ ラットフォームを構築し、地域レベルでの能力育成、ネットワーク構築、知識共有を 行っている。

GIMでは、110を超える包括的なビジネス・モデルを40カ国以上から集め、報告 書に事例研究として取りまとめている。また、すべての地域・分野における包括的な ビジネス・モデルのデータベースも整備している。GIM 報告書「すべての人々のた めに価値を創造する:貧困層を対象にしたビジネス戦略」も作成した。

また、貧困削減に向けた知見を集結するために、途上国民間セクターのリーダー、 政治家、市民社会と、成功ビジネス事例の共有などを通して協力しながら南南協力知 識ネットワーク構築を推進している。

# ② 「持続的成長ビジネス (GSB <sup>86</sup>)」プログラム (ブローカー型支援)

GSBプログラムは、商業的に持続可能なビジネスでありながら貧困削減と持続可能 な開発、そして MDGs の達成に貢献するための民間セクターの投資を仲介し、企業 イメージの一層の向上につながるビジネス・モデルの確立を UNDP が支援するプロ グラムである。2004年の開始以来、UNDPは15カ国以上でこのプログラムを実施し、 50以上のプロジェクトに携わってきた。対象セクターは、農業、水、エネルギー、 情報通信技術、金融サービス、製造業と幅広い分野に及ぶ。先進国の多国籍企業から 途上国の中小企業まで 75 社以上の企業と協働し、20 ~ 2,300 万米ドル規模の数多く の投資実現につながっている。プログラムの実施にあたっては、専任ブローカーの配 置、調査、技術協力での支援を中心に行っている。専任ブローカーは、可能性のある 分野・事業の発掘や、企業、政府、市民社会の仲介・調整などを担当する。

例えば、タンザニアでは、ユニリーバが取り組むアランブラッキア・ナッツ油の

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> GSB: Growing Sustainable Business

供給、販売網の確立、農民向け研修などの活動を支援している。アランブラッキア・ナッツ油は、ヤシ油の代替品として広く活用できるが、高品質な原料供給体制が限定されていた。同プロジェクトを通じ、市場価格が保証されるようになることから、ユニリーバにとっては材料調達先の強化につながり、農民にとっては生産性向上につながることが期待される。

## ③ BCtA (プラットフォーム型)

BCtA は、2008年に発足した企業・政府・開発援助機関が集まるグローバルな会員ネットワークであり、長期的視点で商業目的と開発目的を同時に達成できるビジネス・モデルを模索し、促進するための活動を行っている。BCtA は、企業がそのようなビジネス・モデルと企業のコアとなる技術を革新的方法で適用しながら、貧困層の成長を活性化させ、MDGs の達成を促進することを目的としている。

DfID、オーストラリア国際開発庁(AusAID <sup>87</sup>)、UNDP、国連グローバル・コンパクト、クリントン・グローバル・イニシアティブ、国際ビジネス・リーダー・フォーラムの支援を受けて、以下のような付加価値を提供する。

- ・世界的リーダーが集まるプラットフォーム、開発への市場志向型アプローチの 専門知識、学識、成功事例を共有する機会
- 事業展開へのサポート
- ・企業と援助機関及びその他関係者との連携

世界中で多くの企業がBCtAに賛同し、現在までに、約10万人の雇用を創出、1,200万人に銀行サービスを提供、82,000人の女性への低価格保健医療を促進、40万人に携帯電話サービスを拡大、100万人以上の農民に農業アドバイスと情報アクセスを提供するなどの経済効果を生み出している。

#### ④ 国連グローバル・コンパクト(プラットフォーム型支援)

国連グローバル・コンパクトは、人権、労働、環境、汚職防止の分野において国際的に承認された 10 の原則の実現をめざし、CSR 推進のための「ビジネスのための戦略的な政策イニシアティブ」であり、MDGs の達成をめざす。世界中の 130 カ国から約 8,700 社が参加している。UNDP はグローバル・コンパクトで中心的な役割を果たしている。

## (3) 官民連携の事例

UNDP は現在までに 100 事例以上の民間セクターとの連携を行ってきた。例えば、津波被害を受けた国々において水衛生システムの復興支援のため、コカ・コーラと協働した。アンゴラでは、小規模起業開発を促進すべく、シェブロン・テキサコと協働している。中国では、世界最大の鉄鋼業企業であるアルセロール・ミタルが環境とエネルギー効率に関する問題に対処するため UNDP と協力している。

BCtA の情報によると、20 カ国以上の会員企業が、自らのコア・ビジネスの長期的な実現可能性、収益性、競合性への投資を行いながら、表 3 - 10 に示す成果を上げている。

<sup>87</sup> AusAID: Australian Agency for International Development

表 3 - 10 途上国における BCtA 会員企業の成功事例

	衣3-10 座工国における BUR 玄貝正未の成功事例		
本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	事業タイトルまたは事業タイ プ・対象国・活動主体の民間 企業	事業の概要	
保健医療	周産期医療へのアクセス改善 対象国:インド 活動主体:民間産婦人科病院	低所得層の女性とその家族が、産婦人科病院 チェーンの努力により、質が高く低価格で提供される妊産婦ケアと分娩サービスにアクセスできる ようになった。	
流通 システム	<ul><li>小規模事業主の購買チェーンへの参加</li><li>対象国:南アフリカ活動主体:アングロ・アメリカン</li></ul>	小規模事業主や不当な扱いを受けてきた事業主が 同社の購買チェーンに参加できるようになった。 これにより、同社は長期的観点では事業時間とコ ストを節約できるようになった。	
農業生産性	農業情報へのアクセス強化 対象国:インド 活動主体:ルーターズ・マー ケット・ライト	100万人の農民たちが、ルーターズ・マーケット・ライト社の携帯電話を利用した農業情報とアドバイス・サービスによって、生産力を向上させ事業障害を取り除くためのツールと情報にアクセスできるようになった。	
起業支援	マイクロ・フランチャイズ方 式の事業展開 対象国:アフリカ 15 カ国 活動主体:コカ・コーラ社	コカ・コーラ社はマイクロ・フランチャイズ方式 の事業を広範囲に展開し、新しい収入源を生み出 した。	
流通 システム	供給チェーンへアクセス拡大 対象国:インド 活動主体:SAB ミラー	SAB ミラーという会社が 8,000 の小規模な大麦栽培農家に技術的なアドバイスを与え、飲料メーカーの供給チェーンへのアクセスを可能にすることで、ビールの生産コスト削減に貢献した。	
金融サービス	銀行サービスへのアクセス拡大 対象国:ケニア、タンザニア、 アフガニスタン 活動主体:ボーダフォン社及 び各国の携帯電話 サービス提供会社	ボーダフォン社のM-PESAという革新的で安全かつ廉価な携帯金融取引システムによって1,100万人の消費者が基本的な銀行サービスを利用できるようになった。例えば、ケニアの携帯電話サービス提供会社であるサファリコム・ケニアは、ボーダフォン社と連携して、電子マネー取引システム商品M-PESAを生み出した。M-PESAにより、携帯電話のショートメッセージサービス(SMS <sup>88</sup> )機能を利用して個人と企業が電子送金を行えるようになった。また登録小売店において、現金の引き出しと預け入れが可能となった。サファリコムは2005年のこの事業開始と成功以来、より多くの金融機関と小売店との連携による事業拡大、さらに他の途上国への事業展開を計画している。	

出典: BCtA ウェブサイト、2012年2月19日現在

<sup>88</sup> SMS : Short Message Service

#### (4) UNDP における官民連携の特徴

上記より UNDP における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① UNDP が蓄積してきた技術とネットワークを活用して、複数のイニシアティブを立ち上げて官民連携を推進している。
- ② 先進国側の多国籍企業や途上国の中小企業を結び付けて、先進国側から途上国への 投資を実現するイニシアティブ(ブローカー型支援)や、ビジネス・モデルの共有や 情報交換を目的とした会員ネットワークの運用(プラットフォーム型支援)等を実施 している。
- ③ ビジネス関連の事業が多く、基礎教育または教育分野の事例はウェブサイトには挙 げられていなかった。
- ④ 表 3-1 に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては、UNDP は「①資金・物資・技術的リソース」と「④開発目的の達成」をめざしていると考えられる。一方、UNDP と連携する企業側には「⑤世間的な評価の向上」、「⑥ CSR の遂行」に加えて、新たなビジネス・チャンスの創造も便益として挙げられよう。

## 3-3 二国間援助機関の官民連携に関する動向

3-3-1 USAID における官民連携

## (1) 官民連携戦略

USAIDでは、貧困削減や社会経済開発を支援するにあたって、公的機関と民間セクターが連携するとより良い開発アウトカムが生まれるケースがあることを経験的に学んでおり、NGO、民間ボランタリー機関、組合、慈善団体、財団、民間企業、金融機関、高等教育機関、コミュニティ、個人等を含む広範なステークホルダーとの連携を積極的に進めてきた。

USAID は、2001 年以来、グローバル・ディベロップメント・アライアンス(GDA <sup>89</sup>)モデルを通して、3,025 のパートナーと、1,065 の官民アライアンスを構築してきた。これらの活動の中には、途上国におけるサプライ・チェーンを国際的な基準に引き上げるための技術支援、住民ニーズに合致した製品の新市場の開拓支援、ICT 産業向けの技術者の育成、情報伝達のための携帯技術の活用(地方の穀物取引者が国際市場の情報入手、貧困コミュニティへのヘルスケア情報の提供など)が含まれる。

## (2)組織・制度整備

USAID は、開発プロジェクトのアウトカム普及・持続性強化のために、①モデル開発、 実証、モデル・アプローチ・メカニズムの主流化と、②パートナーシップの構築と調整を 担当する革新・開発局(IDEA  $^{90}$ )を設置した。

IDEA は、以下の4つの Division から構成される。

- ① Development Innovation Ventures
- ② Global Partnerships
- 3 Local Sustainability

<sup>89</sup> GDA: Global Development Alliance

<sup>90</sup> IDEA: Office of Innovation & Development Alliance

#### (4) Mobile Solutions

このうちグローバル・パートナーシップ課(GPD<sup>91</sup>)では、民間とのパートナーシップを、ビジネス、NGO、財団、その他影響力のある組織とのセクター横断的なアライアンスととらえ、開発のインパクトを拡大するために積極的に官民連携を進めている。GPDでは、研修、調整、ベスト・プラクティスの共有などを通して、USAIDの全オフィスがそれぞれにとって有益な民間とのパートナーシップが構築できるように支援を行っている。

GPD が提供している技術支援は以下のとおり。

- ・USAID の優先分野または優先イニシアティブに焦点を当てて、民間とのアライアンス を構築するための技術支援。優先分野は、経済成長、教育、技術、水供給。優先イニ シアティブは、食糧保障、気候変動、グローバル・ヘルス。
- ・アライアンス構築のためのコンサルテーション、アセスメント、アライアンス戦略開発、研修やアライアンス構築ツールを、派遣ミッション、テクニカル・オフィス、地域事務所等に提供。
- ・現地の地域アライアンス・ビルダーやアライアンス・オフィサーの支援を受けつつ、 パートナーシップの成功モデルのスケールアップを支援。
- ・USAID の優先分野に関連する新アライアンス・モデルをパイロットとして適用し、 USAID 内関係部署、他ドナーとの広範な調整を実施。

USAID では、2011 GDA 年間プログラム書(APS <sup>92</sup>)を行っている。APS を通して、地域 規模、全国規模、または多国籍企業(大企業のみならず、中小企業も)、米国のみならず 外国籍企業も革新的な PPP を提案して自らのコア・ビジネスの目標を達成するとともに、 USAID も海外支援のインパクトを拡充することが期待できる。企業は、自分たちの企画 をプロポーザルとして提出し、採用された場合は、少なくとも 1:1 の割合の USAID マッ チング・ファンド(現金と物資)を得ることができる。

## (3) 官民連携の事例

USAID のウェブサイトにおいて、GDA を通した官民連携として紹介されている事例を表3-11に示す。起業支援や環境保護、水供給ビジネスなどが多く、教育分野の事例は含まれていなかった。

-62 -

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup> GPD: Global Partnership Division<sup>92</sup> APS: Annual Program Statement

表3-11 USAIDによる官民連携プロジェクトの事例

	ж с сс. ш , = о. о д ,	ス圧防ノロフェフェ	
本報告書 表 3 - 2 に示 す官民連携 5 タイプの分類 /対象分野	事業タイトルまたは事業タイ プ・対象国・受益者・民間 パートナー	USAID の役割	事業の背景と概要
起業支援	起業支援 対象国:途上国 10 カ国 民間パートナー:Cisco and World Learning	所に対して、資金 提供、若者、女性、 障がい者を対象と したカリキュラム 改善、奨学金、イ	上国の起業とビジネス運営を
環境保護	コーヒー栽培コミュニティに おける生物多様性、環境保護、 環境教育 対象国:ブラジル 民間パートナー: Green Mountain Coffee 及び Fair Trade USA		コーヒー農家に正当な価格、
水供給	not-for-profit Children's Safe Drinking Water プログラム 対象国:パキスタン 民間パートナー: Procter & Gamble	と協力して資金援	PUR 水処理パケット 28 百万個をパキスタンの洪水被害地域に提供する。同プログラムでは、P&Gが開発した PURパケットを用いた水の浄化技術を提供し、米国疾病制御予防センター(CDC <sup>93</sup> )が水系伝染病対策を講じる。P&Gでは、PURパケットをパキスタンで生産しており、現地調達が可能であった。
農業技術教科	ヒョコマメ (chickpea) の増産 と長期の栄養・経済安全保障 対象国:エチオピア 民間パートナー: PepsiCo 社、 PepsiCo Foundation	画 (WFP <sup>94</sup> ) と協力して、Enterprise Ethiopia イニシア	Enterprise Ethiopia イニシアティブは、エチオピア政府の農業セクター開発計画の実施を支援。 PepsiCo と USAID の農業技術を利用して、エチオピア産ヒョコマメの国内外市場を開拓し、種子の品質向上をめざす。

出典: USAID のウェブサイト、2012年2月19日現在

 $^{93}$  CDC : Centers for Disease Control and Prevention  $^{94}$  WFP : World Food Programme

#### (4) USAID における官民連携の特徴

上記より USAID における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① USAID の開発プロジェクトのアウトカム普及と持続性強化を目的とし、優先分野における新アライアンス・モデルの実証や普及に重点を置いた IDEA のフレームワークの中で官民連携を推進している。
- ② 米国企業のみならず、多国籍企業や財団等、複数の機関と連携し、資金援助と技術協力をパッケージ化した支援を行っている。
- ③ ビジネス支援の傾向が強いため、基礎教育または教育分野の事例は、USAID の ウェブサイトには紹介されていなかった。
- ④ 表 3 1 に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては、USAID は、「①資金・物資・技術的リソース」(特に技術的リソース) と「③運用効果の拡充」をめざしていると考えられる。一方、USAID と連携する企業側には、「①公的リソースや政策への影響力」、「⑥ CSR の遂行」に加えて、新たなビジネス・チャンスの創造が便益として挙げられる。

## 3-3-2 DfID における官民連携

## (1) 官民連携戦略

DfIDでは、民間との連携は、仕事を生み出し、経済活動を刺激して、税収を高め、ひいては保健や教育等の公共サービスへの財源を生み出すことから、民間セクターを経済成長の動力源とみなして積極的に推進する方針である。

DfID としては、民間との連携を進めるにあたっては以下を基本方針とする。

- ① 最大の優先目標は貧困削減にあること。
- ② 英国の貿易拡大や政策の達成を目的とするのではなく、アンタイドであること。
- ③ OECDのガイドラインやUNグローバル・コンパクトの精神にのっとり、人権尊重、 汚職反対、環境保護等を遵守すること。
- ④ 透明性を確保し、汚職防止に専念すること。
- ⑤ 公共資金(補助金)等、公的リソースの配分に十分に留意すること。
- ⑥ 公共・民間により健全に競合できる環境を生み出すこと。

官民連携を進めることによって、以下を達成することが可能と考えている。

- ① 最貧国への民間投資を増加させる (インフラ整備、農業、金融サービス等)
- ② 貧困層による各種の基本的サービスへのアクセスを向上させ、それらのサービスの質を向上させる(水供給、電力供給サービス等)
- ③ 貧困削減のための効率性とバリュー・フォー・マネーの強化

## (2)組織・制度整備

DfID では、官民連携を進めるために、2011 年 1 月には、新たに民間セクター局を設置した。DfID 以外の政府機関でも、UK Trade & Investment や Department for Business, Innovation and Skills (BIS) 等で官民連携を進めている。

#### (3) 官民連携の事例

DfID のウェブサイトによると、DfID では、アフリカでの起業支援や官民連携を進めるために以下のプログラムやイニシアティブを実施している。

- ① Africa Enterprise Challenge Fund(AECF): アフリカにおける Pro-poor の成長促進と 雇用創出を目的としたプロジェクト。農業分野を中心とし、新しい革新的なビジネス・モデルの開発を支援するために資金を提供する(マッチング・ファンド)。
- ② Business Linkage Challenge Fund (BLCF): グローバル経済の中で競争力を高める ために必要な技術やスキル、情報、市場アクセスを途上国の企業に移転するような革 新的ビジネス・リンケージの形成を支援。
- ③ Investment Climate Facility for Africa (ICF): アフリカにおける投資条件を整備するために、民間企業が、アフリカにおける投資環境を整備するため政府やドナーと連携して、政策策定や法制度整備等の促進を支援。
- ④ Business Innovation Facility (BIF): 途上国におけるインクルーシブ・ビジネス・モデルの立ち上げと運用を支援する。インクルーシブ・ビジネスとは、営利のコア・ビジネス活動で、開発面で仕事を生み出し、途上国の農民や起業家を国際的サプライ・チェーンに組み込み、低所得者層により質が高く入手可能な価格のサービスを提供するビジネスを指す。BIFでは、ビジネス立ち上げのための技術支援やファシリテーション、情報交換・分析等を支援する。
- ⑤ Business Call to Action (BCtA): 上記 BIF と同様に、貧困層の起業支援のために、インクルーシブ・ビジネス・モデルを受け入れるように、先進国の民間企業の理解と支援を求める。
- ⑥ Consultative Group to Assist the Poor(CGAP)テクノロジー・プログラム支援: ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団と協力して同プログラムを支援。同プログラムはケニアで開始された M-PESA の画期的な携帯電話によるバンキング・プラットフォーム構築を支援し、30 百万人の人々により良い金融サービスにアクセスすることを可能にした。パキスタンでも同様に携帯電話によるバンキング・サービスに対する支援を行っている。
- ⑦ ケニアにおいて、Maji Ni Maisha は、民間ファイナンスと DfID の財政支援 (Global Partnership on Output-based AID) を活用して、農村部のコミュニティに対する水供給支援を行っている。同プロジェクトは 16 万 5 千世帯にサービスを提供することで、コミュニティの水プロジェクトが、民間銀行にとって利潤の上がるものであることを実証することを目的とする。

#### (4) DfID における官民連携の特徴

上記より DfID における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① DfID は、官民連携の基本方針として、最大の目標は貧困削減であり、英国の貿易 拡大等を目的とするのではなくアンタイドであることなどを明確に掲げている。
- ② 上記基本方針にあるとおり、英国企業のみならず、多国籍企業や途上国の中小企業などをパートナーとする。
- ③ 民間投資の増加や起業のための基本的サービスへのアクセス向上などが中心課題で

あり、主にアフリカにおける投資条件整備や企業支援を行うイニシアティブやプログラムを実施している。基礎教育または教育分野の事例は、DfIDのウェブサイトには取り上げられていなかった。

④ 表 3 - 1 に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては、DfID は「① 資金・物資・技術的リソース」(特に技術的リソース) と「③運用効果の拡充」をめざしていると考えられる。一方、DfID と連携する企業側には、「①公的リソースや政策への影響力」、「②国や地域リーダーへのアクセス」、「④法制度面での支援」が便益として挙げられる。

#### 3-3-3 GIZ における官民連携 95

#### (1) 官民連携戦略

GIZ は、民間セクター開発・連携について、2011 年 4 月に戦略文書を公表した。重点分野として、①貿易・投資・地域統合の促進、②ビジネス環境整備、③新たな市場開拓、④ドイツ民間セクターとの対話・協力強化、⑤民間セクターによる革新的アプローチで途上国の課題解決を促す新しいツールの開発、⑥企業・産業人材育成(職業訓練・技術教育)などを挙げている。官民連携を進めるにあたって、企業と開発専門家の人材交流など、民間協力のためのさまざまな施策を打ち出している。

## (2)組織・制度整備

官民連携の強化という GIZ の方針は、2011 年 10 月 1 日に公表された新体制にも表れている。例えば、GIZ では、民間セクター開発や官民連携に係る機能を集約した「民間協力ユニット (現在約 30 人)」を新たに設置した。同ユニットでは、GIZ 全体で官民連携を推進するフォーカル・ポイントとして、改めて地域部の業務を支援する役割を担う。

GIZには、国内のさまざまな機関や企業、市民との連携を強化する国内事業部も新設された。人材開発・研修実施機関のInWEntがこれまで実施していた研修事業についても、途上国企業を対象とした管理職研究を拡充してドイツ企業と途上国企業の交流を図る。さらに、増加した国内拠点を活用して開発教育も推進していく。

また、ドイツ経済協力省(BMZ  $^{96}$ )は、1999 年から実施していた「PPP ファシリティ」を見直し、2009 年 1 月から「develoPPP.de」という制度下で BOP ビジネス支援に取り組んでいる。この develoPPP.de には、① BMZ が設定したテーマごとに企業からの提案を受け付けたり(develoPPP.de.topic)、より自由に企業から提案やアイデアを募る(develoPPP. innovation) プロポーザル競争方式(上限 20 万ユーロ) と、②実施機関が複数国・パートナーを対象に企業と共同で案件を形成する Strategic Alliance (上限 75 万ユーロ)の 2 種類がある。

①は現在 3 カ月ごとに公示が出され、年に約  $80 \sim 200$  件が採択されているが、応募企業の  $6 \sim 7$  割は中小企業となっている。BMZ では、ドイツ投資開発公社(DEG  $^{97}$ )に中小企業向けのフィージビリティ調査支援ファンドを設置するなど、中小企業の取り組みを支援する体制を今後さらに整えていく方針。また、GIZ では、ドイツ技術協力公社(GTZ  $^{98}$ )

<sup>&</sup>lt;sup>95</sup> GIZ に関しては、大野泉「ドイツの新たな開発協力政策」(『国際開発ジャーナル (2012 年 2 月号)』pp12-15) を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> BMZ: Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung

 <sup>97</sup> DEG: Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft
 98 GTZ: Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit

時代から 10 年以上 BOP ビジネスを支援してきた経験を生かし、ビジネス・プランの作成 段階から開発の視点を盛り込むよう、それぞれの実施機関において開発専門家が企業に助 言を行っている。

例えば、上記③~⑥の分野については、以下に示す施策が挙げられる。

- ・BMZに官民連携サービス・ポイントを設置
- ・Development Cooperation Scouts: GIZ 職員を商工会議所や経済団体に派遣(最長2年、費用はGIZ 負担)
- ・ドイツ・グローバルコンパクト・ネットワークを通じた国内の CSR 等の啓発活動(国連グローバルコンパクト)
- ・海外にある54のドイツ商工会議所に専門家派遣、途上国とドイツの企業関係の強化
- ・投資金額を通じてドイツの中小企業支援や途上国とドイツの企業関係の強化
- ・BOP ビジネス支援のために、develoPPP.de を通じて企業と市民社会との連携促進、案件形成を支援
- ・ドイツ企業と途上国企業のネットワーク強化(InWEnt がもっていた途上国企業の管理職研修を改訂・拡充)
- ・資源国とのパートナーシップ強化(「Raw Materials Strategy」(2010 年 10 月)に基づき、関係省庁が資源国への協力を実施(BMZ は、環境社会配慮、汚職防止、資源産業の構造変化・付加価値創出の支援など)

# (3) GIZ における官民連携の特徴

上記より GIZ における官民連携の特徴としては以下が挙げられる。

- ① GIZ は、官民連携のために民間協力ユニットを設置し、またドイツ国内の機関や企業、市民との連携を強化するための事業部を新設するなど、途上国支援を通したドイツ企業の育成もめざしている。
- ② GIZ が実施する官民連携は、ドイツ企業からアイデアを募って資金援助(マッチング・ファンド等)をし、PPP 事業を展開するアプローチをとる。ドイツ企業と途上国企業の交流を通して、市場開拓や資源国との関係強化をねらっている。
- ③ 表 3 1 に示す国際機関/二国間援助機関に期待される便益としては、GIZ は、途上国における「③運用効果の拡充」に加えて、自国企業の市場開拓と資源国との関係強化をめざしていると考えられる。一方、GIZ と連携する企業側には、「①公的リソースや政策への影響力」に加えて、ビジネス・チャンスの創設が便益として挙げられる。

# 3-4 国際機関及び二国間援助機関による官民連携の動向

以上の国際機関や二国間援助機関による官民連携の政策や事例は、それぞれのウェブサイトで公表されているものであり、政策の実施状況や官民連携の実績全体を体系的に把握できているわけではないが、上記に紹介した国際機関及び二国間援助機関の官民連携の動向は表 3 - 12 のように整理できる。

世銀や UNDP はそれぞれの機関が本来有している民間企業への投資機能や広範なネットワークをベースとして、官民連携を担う新たな装置(部署やイニシアティブ等)を創設して、グローバルなレベルで官民連携を進めている。イニシアティブにはプラットフォーム型やブローカー型

などがあり、広いステークホルダーに対して、成功事例やビジネス・モデルに関する情報提供や 情報交換、技術協力等を通して、先進国及び途上国の民間企業、途上国の政府に対して官民連携 推進のための支援を提供している。

一方、UNICEF や UNESCO はもともと民間企業とのパートナーシップで自らのミッション達成をめざしており、特に民間企業の CSR を通した連携が多い。UNICEF のウェブページ等を通した広報や、コーズ・リレーテッド・マーケット等は UNICEF の強みである。UNESCO は、資金だけでなく相手企業の技術支援も活用した支援を行っている。

二国間援助機関については、USAID 及び DfID は、自国の多国籍企業のもつ技術力やネットワークを活用しつつ、多国籍企業や他国の企業もパートナーとして、彼らの途上国におけるチャネルを利用しながら、グローバルな視点で官民連携を行っている。GIZ は、ドイツ企業からアイデアを募って PPP 事業を展開するなど、ドイツ企業と途上国企業の交流、ドイツ企業の市場開拓や貿易振興等をめざしている。3 カ国の間には基本方針やパートナーを自国企業に限るか、あるいはアンタイドとするかなどで違いがみられるが、いずれもビジネス支援を目的としており、企業側には連携によって新たなビジネス・チャンスの創出が期待される。

表3-12 本調査で対象とした国際機関及び二国間援助機関による官民連携の動向

援助機関	官民連携のための組織 体制	民間との連携形態	基礎教育を中心とした 連携動向	企業側の期待
世界銀行	IFC をはじめ、既存の 世銀グループの機能と 経験を利用。	途上国の民間銀行 (ローン機関) に対す る資金提供。 PPP モデルや事例に関 する情報提供。	- 2 に示す分類のう ち、学校へのローン提	スや政策への影響力 (特に資金) を期待す
UNICEF	既存の民間とのパート ナーシップを活用。	個別民間企業の CSR を通して基金を受け、 UNICEF または現地 NGO が事業実施。	助が中心で、子どもの	CSR の遂行、被雇用者
UNESCO	既存の民間とのパートナーシップを活用。	個別民間企業と連携 し、資金及び技術支援 を受ける。	2に示す分類のうち、	CSR の遂行、被雇用者 の人間関係改善などが
UNDP	さまざまなイニシア ティブを立ち上げて PPP を推進。	- ' ' ' ' '	で、基礎教育または教	世間的な評価の向上、 CSR の遂行、ビジネ ス・チャンスの創出な どが期待される。
USAID	アライアンスを推進する IDEA を設置し、官民連携モデルの開発と実証、普及をめざす。	多国籍企業や財団、複数の機関と連携し、資金援助と技術協力を パッケージ化した支援。		公的リソースや政策への影響力、CSRの遂行に加えて、ビジネス・チャンスの創出が期待される。

DfID	基本方針を貧困削減と 明示し、民間セクター 局を設置して推進。	-	
GIZ		 ビジネス支援が中心で、基礎教育または教育分野の事例は不明。	

出典:本調査で作成

国際機関及び二国間援助機関の官民連携の現状に共通してみられた点は、以下のように整理できる。

- ① グッド・プラクティスとして紹介されている事例からは、官民連携の分野は、インフラ整備、起業家育成、農業、水供給、保健医療、ICT に関連する事業が多い。
- ② 基礎教育分野においては、途上国の民間銀行と協力して学校へのローン提供による教育の質の改善や、民間企業と技術面で連携した識字教育、CSR を利用した不就学児童の就学支援 (アクセス改善) が中心的な事業となっているが、ウェブサイトに掲載される事例はまだ少ない。
- ③ 起業家支援や中等教育・高等教育へのローン支援等のグッド・プラクティスが比較的多く 紹介されているが、これらの事例は、インド、パキスタン、ケニア、ウガンダなど、人口規 模が一定以上であり、民間セクターがある程度育成されている国が対象である。
- ④ 複数の国際機関や二国間援助機関が、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団のような財団と協力して、多国籍企業との官民連携を行うケースが、それぞれの援助機関のウェブサイトにおいて自らの官民連携のグッド・プラクティスとして紹介されている。

#### 開発パートナーによる BOP ビジネス支援の 5 つの形態

UNDPのウェブサイトに、ハーバード・ケネディスクールのJane Nelson 氏が、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団 (ゲイツ財団) の委託で実施した調査の結果が示されていた。同調査では、開発パートナーによるBOP ビジネスへの支援には以下の5つの基本形態がみられるとしている。

- ① BOP 層の生産者や消費者の能力構築(例:市民意識改革、トレーニング、事業開発、金融へのアクセスなどを通じて)
- ② BOP 層をターゲットとする企業に対する融資、リスク共有、技術支援の提供〔例:チャレンジ・ファンド、借入保証、研究開発向けの補助金や現物支給による支援、フィージビリティ調査(実行可能性調査)、開発効果の評価など〕

- ③ 仲介的役割を担うプレーヤーの召集やプラットフォームの支援(例:能力構築を支援する機関、組合、フォーラム、及びネットワークづくり、知識共有のための啓蒙・啓発イベントなど)
- ④ インクルーシブ・ビジネスのための政策や規制環境の改善(例:投資環境全体の改善、インクルーシブ・ビジネスへの財政的インセンティブの付与、貧困者の法的権限の育成などを政府に促す)
- ⑤ 開発課題に対して市場に基づいた改善策を取ることを奨励し、企業の利益創出と途上国 の貧困削減緩和は両立できると証明することによって、インクルーシブ・ビジネスに対す る懐疑論を克服して社会の支持を向上

これらは、BOP ビジネスに限らず、官民連携を行っていくうえで、途上国において直面することが予想される組織、市場、政府、規制に関する障害に対処できるように環境整備を目的とする支援であり、今後、JICA が官民連携を進めるうえで対応を検討することが必要と考えられる。

# 第4章 途上国の教育分野及び他分野における本邦民間企業による 事業展開の可能性

第2章で示したとおり、日本の基礎教育セクターにおいて、民間企業は学習塾や学習材の開発・販売において豊富な技術力と経験を有する。教育に関するノウハウを有する企業は、連携の相手先として極めて重要な意味をもつと考えられるが、企業ごとに保有ノウハウや海外展開の状況・考え方などに違いを有しており、具体的な連携にあたっては十分な配慮が必要となる。第4章では、民間企業を対象に、既存資料(CSR報告書)、インタビュー調査、アンケート調査を行った結果を取りまとめた。

企業の特性を踏まえた連携の可能性は、以下のように整理できる。

		教育産業企業	教育関連産業企業	社会貢献実施企業
地域	東アジア・新興国 ◎		©	0
	アフリカ・後発開発 途上国 (LLDC <sup>99</sup> )	×	△ (BOP)	0
ノウィ	、ウ、リソース、特徴	・教育の質の改善 ・教員養成 ・児童・生徒指導管理 *「自己学習」「個別指 導」「理科学分野教育」 に強み。	・e ラーニング等 ・ グローバル展開のた めのモデル構築	・資金や物資の支援が中心 ・「本業とのつながりを 重視した展開」「収益・ ビジネス展開につな がる展開」を指向

出典:本調査で作成

なお、多くの企業が ODA・JICA に関する詳細を把握していないこともあり、JICA との連携に関して具体的なイメージや考え方を有していなかった。本邦企業との連携を進めるにあたっては、相互理解・意見交換、JICA が希望する方針・連携メニューの明確化、企業が保有するリソース・ノウハウを有効に活用できる体制の整備等が必要と考えられる。

# 4-1 調査の視点と分析方法

第4章では、本邦企業(教育産業企業、教育関連産業企業、CSR・社会貢献実施企業)に対して実施したインタビュー調査、アンケート調査及び文献調査の結果を踏まえて、教育分野を中心とした途上国における本邦民間企業の事業展開と連携の可能性を検討した。

本調査における企業調査は、以下の方法により実施した。

(1) CSR・社会貢献報告書レビュー、既存文献レビュー、企業ウェブサイト・レビュー 企業の CSR 報告書の収集・提供を行うウェブサイト <sup>100</sup> を活用し、243 社の CSR・社会貢献 報告書を対象として、社会貢献活動の概要(分野、地域、形態、連携状況等)について整理 を行った。また、文献・企業ウェブサイトから関連情報の収集を行った。

<sup>99</sup> LLDC: Least among Less Developed Countries 100 CSR 図書館.net(http://csr-toshokan.net/)

#### (2) アンケート調査

途上国・教育分野における社会貢献・ビジネス活動の現状・基本方針、連携に関する考え 方などについて、幅広い企業から情報収集を行うために、アンケート調査を実施した。概要 は以下に示すとおりである。

· 実施時期: 2012年1月

・発送回収方法:郵便により発送しFAXにて回収

・調査対象:

① 教育ビジネス企業(四季報及びウェブサイトからリストアップ)

・教育産業企業(塾・予備校、通信教育、学校教材制作など)

・教育関連企業(学校設備・ソーラーパネル設備、IT 教育通信機器など)

② CSR・社会貢献活動に積極的な企業 (http://csr-toshokan.net/ よりリストアップ)

【アンケート実施・回収状況】

=	· · · · · <del>-</del>		
	教育ビジネス企業	CSR・社会貢献企業	合 計
発送数	49	251	300
回収数	4	57	61
回収率	8.2%	22.7%	20.3%

#### (3) インタビュー調査

企業の途上国・教育分野における社会貢献・ビジネス活動の現状、基本方針、連携に関する考え方などについて、より詳細な情報を入手するために、企業・関係機関 17 社・機関及び有識者 1 名に対してインタビュー調査を実施した。インタビュー調査の概要は以下に示すとおりである。

· 実施時期: 2011年12月~2012年2月

•調査対象

① 教育ビジネス企業

・教育産業企業(塾・予備校、通信教育など):4社

・教育関連企業 (IT 教育通信機器、学校教材・設備など):3社

② CSR・社会貢献活動に積極的な企業:5社

③ 教育分野における BOP 推進企業:1社

④ 関係機関:4社

⑤ 有識者:1名

#### 4-2 本邦民間企業の途上国における事業展開及び CSR・社会貢献活動

4-2-1 本邦民間企業の途上国における事業(ビジネス)展開の全体動向

(1) 本邦企業の海外展開の経過

本邦民間企業、特に製造業にとって、海外市場は輸出先として戦後一貫して重要な意味をもってきた。しかし、1980年代前半までは、海外における生産拠点は、輸入代替工業化政策に対応した進出や一部労働集約型製品の先進国市場向け輸出拠点設立が中心であった。

こうした状況に大きな変化が生じたのは 1985 年のプラザ合意である。円高の急激な進展とその後のバブル景気による国内市場の拡大に伴い、1980 年代後半には汎用品を中心とした工業製品の先進国市場への輸出拠点として位置づけが高まり、積極的に生産拠点の設立が進められた。なお、この時期は欧米諸国との間に貿易摩擦問題が深刻化したことを踏まえて、生産拠点を米国を中心とする先進国に設置する動きが同時に強まったことも大きな特徴であり、この結果、米国・東南アジア諸国連合(ASEAN 101)を中心に海外の生産拠点が急増した。

1990 年代に入ると、中国の改革開放政策が進展した一方、ASEAN では 1980 年代末以降の投資の急増の結果、人手不足や賃金の上昇、インフラ不足等が表面化したことなどにより、中国の投資先としての比重が高まった。円高の進行も、逆輸入生産基地としての中国の魅力を増したと考えられる。1993 年から対中投資が大幅に増加した結果、1995 年には日本の対中直接投資の対東アジア直接投資金額に占める比率が 50%程度に達すると同時に、海外現地法人の設立は過去最高となった。

1990年代後半にはアジア経済危機の影響と中国経済の減速や円高の是正等により、対中直接投資は一時停滞したが、2000年代に入って世界貿易機関(WTO <sup>102</sup>)加盟を契機に、中国向け直接投資は再び急増することとなった。

2000年代末になると、リーマンショックの影響などにより再び低迷することとなったほか、中国一極集中のリスクが顕在化したことにより再び投資先の分散が進んでいる。

なお、PPP に関しては、東アジアを中心に、制度や環境が未整備の中、1990 年代に不足する公共サービスの提供を民間企業が代替する形で、電力・発電及び有料道路運営など、民間企業が比較的収益を確保しやすい分野で参入が進み、一部本邦企業の参入もみられたが、アジア経済危機により完全にストップした。しかし、2000 年代後半に入ると、経済が回復する中、民活によるインフラ整備が重視され、関連制度の整備も徐々に進展したことにより、再び企業の注目が高まっている。

#### (2) 本邦企業の海外展開の現状

「平成22年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」〔独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO <sup>103</sup>)〕結果によれば、「海外に拠点がある」企業は66.2%となっており、大企業では極めて高い比率の企業が海外拠点を有するのみならず、中小企業においても海外拠点を有する企業の比率が高まっている(大企業81.3%、中小企業55.7%)。海外拠点の所在地をみると、中国が76.3%で最も多く、以下、米国44.2%、タイ40.7%の順で続く。規模別にみると、中小企業は1990年代以降の拠点設立の比率が高いことを受けて、中国への集中度が高い。

2009 年度売上高(連結ベース)に占める海外市場売上高の比率は、「0~25%未満」と答えた企業が53.4%と最も多く、次いで「25~50%未満」が14.4%となっており、3分の2近い企業において、国内市場における販売比率が高くなっている。しかし、本邦企業の「海外売上高比率」「海外生産比率」はいずれも着実に増加しており、今後も上昇す

<sup>101</sup> ASEAN: Association of South-East Asian Nations

 $<sup>^{102}\,</sup>$  WTO : World Trade Organization

<sup>&</sup>lt;sup>103</sup> JETRO: Japan External Trade Organization

ることが見込まれている。今後(3年程度)の海外市場の売上高増減の見通しは、「拡大」が 55.3% と半数以上を占めており (「横ばい」20.1%、「縮小」1.8%)、本邦企業にとって海外市場の重要性は高い。

本邦企業は円高の定着と国内市場の成長が見込めない中、中堅・中小企業、サービス業・小売業等も含め海外市場の成長を取り込むため海外事業の取り組みを加速しており、 今後も一段と拡大する見込みである。

海外における今後の事業展開(新規投資、既存拠点の拡充)について、74.3%の企業が「事業規模の拡大を図る」と回答している。「拡大」と回答した企業の比率は、2010年度調査では2004~2007年度に比べて8ポイント以上増加しており、中堅・中小企業を含め海外事業の強化姿勢が鮮明となった。リーマンショック後、海外展開が更に加速している。また、「拡大」を図る機能については、「販売機能」とする回答が83.7%で最も多く、市場開拓をめざした海外展開を重視していることが分かる。なお、製造業を対象とする「2011年度海外直接投資アンケート調査」〔国際協力銀行(JBIC 104)〕結果によれば、中期的有望事業展開先国では引き続き中国が1位、インドが2位となったが、得票率は伸び悩み傾向にある。両国のほかでは、タイ、インドネシアなどのASEAN、ブラジルなどの躍進が顕著である。

本邦企業(製造業)にとってインフラの海外展開は、市場の成長性の高い新興国を中心に関心は高いが、現状、部品・部材の納入等を含めても参入済み企業は一部にとどまっている。今後の取り組みも部品・機器の販売による展開が主流であり、運営・管理・保守まで取り組もうとする動きはまだ少ない。さらに、インフラの海外展開を進めるには現地ニーズへ対応し、信頼できる現地パートナーを確保するとともに、コスト競争力を高めることが必要な状況にある。

また、途上国における新たな市場として、低所得者層(年間所得 3,000 ドル未満、40 億人)、すなわち BOP 層(市場規模 5 兆ドル)を対象としたビジネス展開に関する本邦企業の関心が高まっている。BOP ビジネスでは、「公共性」の高い製品・サービスの提供を行うケースが多い。

本邦企業によるBOP ビジネス展開の成功例などもいくつか指摘されているが、下記のような課題も多く、BOP 層のみを対象とした展開は課題が多く採算確保が難しい傾向にあるため、中間層・BOP 層を合わせて事業展開を行い中間層で利益を得ると同時に、将来的なBOP 層事業への投資を行うやり方が企業にとって現実的な状況にある。なお、BOP を含む事業展開では、インドを重視する企業が多く(本邦企業のアフリカへの関心は必ずしも高くない)、分野としては「水」「保健衛生・医療」「エネルギー」などが中心となっている。

-74-

<sup>104</sup> JBIC: Japan Bank for International Cooperation

# BOP ビジネス展開における本邦企業が有する課題

- 1)「事業計画検討段階」の課題
  - ・社内外の利害関係者からの承認・支持が得られない
  - ・現地ニーズ・市場環境等の正確な把握が困難
  - ・現地のキーマン・事業計画パートナーの特定ができていない
- 2)「事業化段階」の課題
  - ・製品コスト・仕様の見直し(BOP層のニーズに対応したデザイン・性能・コストの実現)が必要
  - ・事業化段階(研究開発、現地実証事業等)のコスト負担が大きい
  - ・BOP 層の教育、製品の流通・販売等を担うパートナーの確保、パートナーとの事業目的の共有が困難
  - ・政府・国際機関等の支援制度の効果的活用が十分に分からない
  - ・途上国の政策・制度面での課題(高額な関税等)への対応が困難
- 3)「確立・拡大段階」の課題
  - ・ビジネス・モデルの効率的な横展開・反復が必要
  - ・他企業による模倣リスクへの対応が困難

出典:経済産業省「BOP ビジネス普及拡大に向けた課題と対応の方向性について(案)」

# (3) 本邦教育産業企業の海外展開の現状

本邦教育産業企業はこれまで基本的に国内を中心とした事業展開を行ってきた。海外への展開は、本邦企業の海外展開の進展に伴う日本人駐在員の子弟を対象とした日本国内の大学・高校等への受験対策・学習へのニーズに対応する形で進出したものが多く、国内展開と同じノウハウ・教材を活用できる環境にあった。海外展開の契機は基本的に現地からの要望・ニーズに応じたものであり、その中で日本語学習等、本邦企業が優位性を発揮できる分野への展開を行ったケースもみられる。

本邦サービス業企業の海外展開は製造業等と比較して遅れており、本邦教育産業企業についても例外ではない。本邦教育産業企業の海外展開が遅れた独自の理由として、インタビュー調査では、以下の要因が挙げられている。

- ・国内における企業間競争が激しく、海外展開に社内リソースを割く余裕がなかったこ と
- ・教育産業は、各国の行政施策・制度との関連が大きく、各国の教育指導要領への対応 や行政機関とのネットワーク構築等にかかるコストが大きいこと
- ・途上国においては、本邦企業が採算を確保できる「中間層」が十分に育っていない、学 校外学習が一般化していないなど、企業進出に必要な市場が十分な規模になかったこと
- ・公的教育に関する学習教材製造企業においては、民間企業の学習教材活用に関する法制度が整備されておらず、十分な市場が形成されていないこと

その結果、現在海外展開に成功している企業は、「各国の学習指導要領に左右されない独自の学習ノウハウを有する企業」や「国際的な共通性が高い幼児教育に関する情報(教材)

ノウハウを提供する企業」等に限定される傾向がある。しかし、少子化の進展に伴い国内 市場が現状維持から縮小へと向かう中で大手企業を中心に海外進出を今後本格化させる動 きが顕著であり、拡大する中間層市場をターゲットとした海外展開が指向されている。

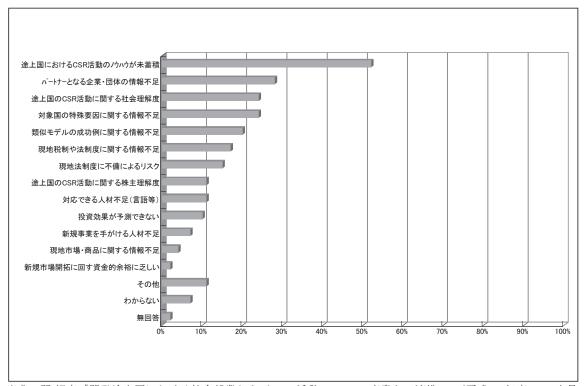
多くの企業が、海外展開の経験が乏しい中、可能なチャンスを見つけてさまざまな試行を行い展開の可能性を考慮し具体的な方針を描いていく、というように模索を続けているものと思われる。海外展開を進めたいと考えているものの、教材やノウハウの翻訳や現地化に十分着手できていない企業もみられた。なお、重点対象国の選定においては、「中間層・若年層の規模」「経済成長性」等を基準とする傾向にあり、インドネシア、中国、インド、ブラジル等を重視する企業が多く、アフリカ等の中間層が育っていない地域への展開を考えている企業は限られる。

# 4-2-2 本邦民間企業による CSR・社会貢献活動 $^{105}$

本邦企業の CSR・社会貢献活動は、以前からさまざまな形で推進されてきたが、2000 年代 初頭から、①企業活動のグローバル化、②環境問題への関心の高まり、③消費者の価値観の多様化、④米国等における不正経理事件の発生、などを背景とした国際的な流れを受けて、「企業は事業活動を行う中で、関係のある利害関係者に責任ある行動を取るべきだ」という、より広い意味での社会的責任、すなわち CSR 活動が指向され始めた。現在では、CSR 活動そのものが経営戦略の中に位置づけられ、社会貢献活動も CSR 活動の一部として実践されるケースも多い。なお、大企業においては、CSR・社会貢献活動への取り組みが進展している一方で、中小企業においては取り組む余裕がなく活性化していないのが現状である。

なお、既存調査の結果によれば、「開発途上国における CSR 活動の阻害要因」としては、「ノウハウの不足」(52%) が最も多くなっており、唯一過半を占めた。それに続き、「各種情報の不足」(「パートナー」「対象国特殊要因」「類似モデル成功例」等) や「社内理解度」等が比較的多い回答となっている。

<sup>105</sup> ここで対象とする「社会貢献活動」は、企業収益・売上に直接貢献しない内容で推進されているものとする。



出典:関智恵「開発途上国における社会起業および CSR 活動 - JICA 事業との連携-」(平成 19 年度 JICA 客員研究員報告書)

図4-1 開発途上国における CSR 活動の阻害要因

# 4-3 本邦民間企業の事業・活動展開における連携に向けた状況

ここでは、アンケート調査及びインタビュー調査の結果を踏まえて、「本邦民間企業の事業・ 活動展開における連携に向けた状況」を整理する。

## 4-3-1 本邦企業における社会貢献活動の現況

# (1) 重点地域・分野・形態

まず、社会貢献活動の重点地域をみると、やはり重点は日本国内に置かれている。一方、3分の1を超える企業が「海外」に対する社会貢献活動を重視している。なお、特に重点地域を設定していない企業も21%に達している。「海外」における重点地域は「ASEAN・東アジア」、「中国」が上位を占めた。この背景としては以下が指摘できる。

- ・東アジアに関しては日本との関係が深いというコンセンサスが何となくある。
- ・事業展開をしており、拠点やビジネス関係者が存在する地域は事業を展開しやすい面がある。
- ・メーカーの場合は、生産拠点保有国は身近な関係にあり、関係するステークホルダー も多く、「お世話になっている」との意識が強いことから、重視する傾向が強い。また、 生産拠点では社員数も多いことから、現地主導で活動が行われるケースも多く、その 際は地元中心の活動となる。

なお、「重点国なし」の回答が半数と高かったのも特徴であり、対象国に関しては比較

的柔軟性が高いことが分かる。

社会貢献活動の重点分野をみると、「環境」に対する関心が最も高く、これに「教育・子ども」、「災害復興」、「地域づくり」の順で続く。この4分野が重点分野となっており、「教育・子ども」に対する関心も高いことが分かる。

途上国・教育分野に対する社会貢献を実施することのメリットについては、「社会的な価値が高い」という回答が圧倒的に高い比率となった。日本企業は、「途上国・教育」支援の社会的意義を評価する傾向が強い。関係機関へのインタビューでは、「日本社会は全般において、初等教育を中心に教育の重要性に対する理解が高い」との指摘も聞かれており、こうした認識が背景にあるものと思われる。

なお、インタビュー調査では、「社会貢献の実施においては、関係者が納得できるストーリーを十分に説明できるテーマであることも重要」との指摘が聞かれており、ステークホルダーを中心とする関係者の考えなどを踏まえながら、社内外に十分説明できるテーマ・分野を模索している企業も多いと考えられる。

最後に、重視する実施形態については、「本業に関する取り組み」、「寄付・資金支援」とする回答が多かった。外部への支援では比較的手軽に取り組むことができる形態が中心であり、海外においてはその傾向が特に強い傾向がみられた。そのため、インパクト及び裨益対象の広がりに限界があると認識されている場合も多く、実施形態の多様化、本業との関係を通じた対外的な社会貢献活動など、そのあり方を模索している企業も多い。

# (2) 初等教育支援において関心のあるアプローチ

初等教育支援において関心のあるアプローチを聞いたところ、回答には比較的ばらつきがみられる。最も回答が多いのは「学校建設」であるが、その比率は3分の1強にとどまった。「学校建設」はNGOや現地政府との連携を通じて実施されているケースも多い方法であり、資金による支援が可能なこと、長期にわたりはっきりした効果が期待できることなどが好まれる理由となっている。

# 4-3-2 本邦企業における教育関連ビジネス展開の現況

本邦企業は、4分の3以上の企業が海外展開に積極的な姿勢を示している。なお、ビジネス展開の重点国は、「中国」、「ASEAN」、「インド・南アジア」に関心が集中している。これらの国を重視する理由としては、「中間層の規模」、「経済成長性」、「人口規模」などが挙げられている。一方、BOP ビジネス展開を進めている企業の一部からは、「BOP ビジネスの展開においては、特定国のみを対象とするのではなく1つの国での成功モデルを確立することが重要であり、その結果を踏まえてグローバル展開を行うことを前提に考えている」との意見が聞かれた。このことは、ODA などを通した連携実践国がたとえ本邦企業の重点国でない場合も、連携を通して成功モデルを確立するという実践経験を積む機会とすることができるのであれば、企業にとって大きなメリットとなる可能性を示している。

# 4-3-3 他団体・組織との連携の可能性

(1) 他団体・組織との連携に関する考え方

アンケート調査において、他団体・組織との連携に関する考え方を聞いたところ、「と

ても積極的」「積極的」を合わせた肯定的な回答、「どちらでもない」とする回答、「消極的」「わからない」を合わせた否定的・未定な回答がそれぞれ約3分の1の比率となった。連携に対する考え方は企業によりさまざまとなっている。

企業が保有するリソースやノウハウが限定される中、効果・効率的な活動を実施するためには、自社リソースを補完するリソース・団体が不可欠になる場合が実際には多いことから、特に多様な展開を行っている企業においては、活動内容に応じて連携を有効に活用するケースが多い。なお、海外における活動展開においては連携が特に重視されている。

また、教育産業における本邦企業については、大企業を中心に、海外進出の必要性に迫られている。一方で、一部の企業を除くと対象国の教育制度・指導要領に合わせて事業展開を進めていく必要もあり、現地の教育行政機関・教育関連企業との関係構築を行うことなどを通して、効果・効率的なマーケティング展開を行うことは不可欠な状況にある。しかし、海外展開の経験に乏しい企業が比較的多いことから、日本国内の関係機関との連携・支援を通じて、より効果的・効率的な展開を促進したいという考えをもつ企業が多い。

# (2) 重点連携相手先・期待するリソース

アンケート調査における連携の際に重視する連携相手先に関する質問には、「国際NGO・NPO」、「国内NGO・NPO」とする回答が最も高く、これに「国際機関」が僅差で続く。「JICA」を重視する回答も3分の1を超え、JICAに対して強い期待を有する企業も多いことが分かる。また、「海外」における社会貢献活動を重視する企業は、「JICA」、「国際NGO・NPO」を重視する傾向が高いことも1つの特徴として指摘できる。

次に、連携相手先選定において重視する点を聞いたところ、「活動における能力・経験」とする回答が圧倒的に多くなった。連携相手先に求める具体的なリソースに関しては、「現地情報・事業経験」、「活動推進専門ノウハウ」、「現地ネットワーク」が上位となっている。多くの企業が支援活動を円滑かつ効果的に行う際に自社に不足する能力・経験、具体的には各種ノウハウや途上国における情報・ネットワークなどを外部組織・機関に求めていることが分かる。特に「JICA」に対しては「能力・経験」に加えて、「現地ネットワーク」への期待が全体と比較して高めの数字となっている。

## (3) 提供可能リソース

#### 1)全体傾向

連携にあたって企業が提供可能なリソースについて聞いたところ、過半数を超えたのは「寄付・資金」、「物資・製品」であり、従来型のリソース提供が上位を占めた。社員が参加する形でのリソース提供を考えている企業は3分の1程度となっている。なお、企業が提供可能なリソースに関しては、企業により考え方の差が大きい。

現実的に既に実績がある資金や物資に限定して考える企業が多い一方で、特に公的機関との連携を進めるにあたっては、それを契機にこれまでの活動とは質的に異なる展開を模索する観点から検討を行う必要があると認識している企業もみられる。

# 2) 教育産業企業

教育産業にかかわる多くの本邦企業は、本業のビジネス展開そのものを通じて重要な 社会貢献を行っているという考えを有していると同時に、事業展開や自社のノウハウ 活用を通して社会へ貢献していきたいという考えを強くもつ企業が多くみられた。したがって、途上国開発を含む社会貢献活動の推進に対して、自社のノウハウを提供することに対して基本的に肯定的な姿勢が示された。

特に、海外展開を具体的に推進・検討している企業は自社ノウハウ提供を含む連携への関心が高く、初等中等教育を中心に「学力の向上」や「教員の育成」などへの貢献可能な企業ノウハウの提供が期待できる状況にある。また、その内容は、理科実験の実践ノウハウ等、学力向上や教員育成を直接指導するためのノウハウにとどまらず、生徒・学生の効率的な学力向上を進めるための指導方法を支援する「学校・教員向けソリューションサービス」(模擬試験結果を活用した指導、学生への対応・マネジメント方法指導など)を有する企業もあり、多岐にわたるものと思われる。

# (4) 期待される成果

期待される連携の成果について聞いたところ、幅広い内容に期待が示された。活動が成果を上げることを通じたPRや活動を通じたビジネス展開への期待が大きい。また、連携を通じた新しい形態や地域・分野への展開を考える企業も3分の1以上みられた。

## (5) 連携課題

最後に、連携における課題を聞いたところ、「Wn-Win 関係の構築が難しい」「連携先に関する情報がない」の2つが上位を占めた。連携を検討するにあたって、連携先の具体的かつ詳細な情報入手は多くの企業の課題であり、実際の連携関係を構築していく際には両者にメリットのある連携のあり方をどのように構築するかが問題となっている。

#### 4-3-4 JICA との連携の可能性

#### (1) ODA・JICA への理解度及び JICA との連携に関する意向

企業が他団体・組織との連携を考慮するにあたっては、必然的に具体的な連携内容・可能性が明確化されることが前提になるが、「JICAがどのようなことができるか」、「企業に対して期待しているのはどのようなことなのか」などが十分にイメージされていないことから、「JICAとの連携」に関しても、ほとんどの企業が具体的な意向を有することができていない。

## (2) 教育分野支援における魅力的な連携スタイル

教育分野に対する支援を行うにあたりどのような連携スタイルが魅力的かを聞いたところ、最も回答が多かったのは、「企業の活動に対する JICA の支援」となった。ODA 事業として実施可能な形態としては、

- ・JICA が実施する教育支援プロジェクトに対して、契約ベースにより、企業ノウハウを 提供
- ・JICA や本邦企業の支援によりこれまでに教室建設を行った学校群に対して、本邦企業・NGO が共同で資金または物品支援を行うことにより、基礎教育環境整備を実施
- ・JICA が行う教育支援に対して、本邦企業が、補完的に周辺事業を行い活動展開などに対する支持が比較的多い結果となった。契約ベースに基づく展開や一部事業を大き

な負担がない形で目に見える貢献ができるスタイルが選択される傾向にあるものと思われる。

#### (3) JICA と企業連携促進において有益な取り組み

「JICA と企業連携促進において有益な取り組み」については、「連携事例の紹介」「具体的な連携メニューの提示」がいずれも3分の2程度の企業から支持を得ており、ニーズが高い。「JICA と企業の交流」についても4割近い企業から要望が示された。連携を進める第1段階として、こうした取り組みが実施されることへ期待が示されている。また、「海外」における社会貢献活動を重視する企業は、「具体的な連携メニューの提示」に対する期待が特に高いという特徴がみられた。

# 4-4 本邦企業との連携促進に向けたポテンシャル及び課題

# (1) 企業の特性を踏まえた連携の可能性

本調査においては、本邦企業との連携の可能性を考えるにあたり、教育産業企業、教育関連産業企業、CSR・社会貢献実施企業の3つに大きく分類し、情報収集・整理を行ったが、それぞれが活動を行う際に異なる原理やインセンティブを有しており、その点を踏まえた対応が必要となる。

		教育産業企業	教育関連産業企業	社会貢献実施企業
地域	東アジア・新興国	0	0	0
	アフリカ・LLDC	×	△ (BOP)	0
ノウハウ、リソース、特徴		・教育の質の改善 ・教員養成 ・児童・生徒指導管理 *「自己学習」「個別 指導」「理科学分野教 育」に強み。	・e ラーニング等 ・グローバル展開のた めのモデル構築	<ul><li>・資金や物資の支援が中心</li><li>・「本業とのつながりを重視した展開」「収益・ビジネス展開につながる展開」を志向</li></ul>

表4-1 企業の特性を踏まえた特徴整理

出典:本調査で作成

まず、教育産業企業、教育関連産業企業はビジネス展開を進めるための連携となるために、途上国市場の開拓等を通じて収益・利益の確保が促進されることが基本となる。ただし、日本の教育産業企業は、本業の展開をビジネス展開であると同時に社会貢献活動の一貫としてとらえる傾向が強く、自社の理念・方針に合致するものであれば、自社が保有する各種ノウハウの提供に積極的である。また、縮小する国内市場を踏まえて海外展開への積極的な姿勢を示す企業が急増している。したがって、企業の保有するノウハウを途上国における初等中等教育を中心とする教育分野の支援に活用できる可能性は高い。

企業が保有するノウハウは「(初等中等) 教育の質の改善」「教員養成」のみならず、「児童・生徒指導管理」など幅広く、各企業ノウハウの特徴に十分留意することは必要であるが、その多くが有効に活用できる可能性が高い。ただし、教育産業企業の多くはこれまで国内を中

心に事業展開を行ってきたことから、途上国における教育の状況や ODA、JICA 等に関する理解が不足する傾向があり、各企業が保有するノウハウを踏まえて、いろいろなアイデアを提供できれば企業の関心及び連携の可能性も拡大することが期待できる。なお、具体的な連携にあたっては、(特にビジネス展開への寄与を期待する企業に関しては)、事業方針とのすり合せが重要になることから、アフリカにおける展開などに関しては消極的な企業が出ることも予測される。

表 4-2 教育産業企業との連携分野

連携テーマ	概 要
1) 教員養成・研修	・途上国では教員の質が低く、そのために教育省などは教員養成や現職教育研修に力を入れている。特に、理数科教育は大きな弱点となっている。 ・本邦企業には関連ノウハウが非常に豊富であり、理科実験ワークショップ、数学セミナーなどは効果的に活用が可能。その際、教材をセットにして参加者に配布する。
2) 幼児教育支援	<ul> <li>・途上国では、これまで幼児教育支援に対してほとんど予算もつかず、優先順位が極めて低かった分野。</li> <li>・本邦企業は関連ノウハウを有しており、幼児向け教育教材も豊富。幼児教育教員の研修に限らず、幼児教育全般に関する支援が可能である。</li> <li>・本邦企業は幼児向け教育に効果的なアニメ・キャラクターに関するソフトが豊富である。また、学習指導要領等に影響を受けにくく、各国の事情にとらわれない展開が可能なことも、本邦企業にとって有利な条件である。</li> </ul>
3) 家庭学習の支援	<ul><li>・大都市部を中心に、共働きが増え、子どもが学校から帰宅しても何もすることがないという状況が深刻化している。</li><li>・放課後の時間を、家庭学習を有効に活用することで、効果的な教育を推進することは検討に値する。例えば、民間企業のノウハウを活用し、プリント学習を普及するような工夫も考えられる。</li></ul>
4) 児童・生徒指導 管理	<ul> <li>・近年のグローバル化の中で、途上国においても国際学力テストの参加を 推進することが増えているほか、国内でも学力テストが盛んに行われて いる。しかし、こうしたデータは現在では、地方政府が収集しているが、 ほとんど手書きのものであり、必ずしも有効に活用されていない。</li> <li>・本邦企業は、こうしたテスト結果データを児童・生徒の学習指導に生か すノウハウが豊富であり、実際に日本国内の学校においても活用されて いる。</li> <li>・したがって、途上国の学校や地方政府と連携して、学習指導管理に活用 することは効果的と思われる。</li> </ul>

出典:本調査で作成

次に、教育関連産業企業については、事業内容が多様であることから、一律にとらえて考察することは困難であるが、多くの企業が既に海外展開に実績を有する国際企業であり、これまでの経験を踏まえてビジネス・事業展開における連携メリットの検討を個別に行う傾向が強いと考えられる。なお、連携に関して比較的強い興味が示されたのはICT 関連企業であり、ICT を有効に活用した教育ビジネスの事業展開を外部組織・団体との提携を通じて実現したいという意見が聞かれた。特に、公的機関との連携に際しては、ビジネス展開のイ

ニシャル・コストの低減や回収促進、教育コンテンツ企業との橋渡し、LLDCを中心とする BOP ビジネス展開における事業モデルの確立に資する形での連携への期待が大きい。

最後に、CSR・社会貢献実施企業については、日本社会では「教育」の重要性に対する理解がかなり高く、重点分野として設定する企業も多いことから、さまざまな連携を模索できる可能性がある。ただし、現段階では、企業の教育分野における支援形態は資金や物資の支援が中心であり、その範囲内では連携の可能性は限定的とならざるを得ない。しかし、先進的な企業の中には、「本業とのつながりを重視した社会貢献活動の展開」や「収益・ビジネス展開につながる社会貢献活動の展開」を志向している企業も多くみられることから、そうした展開を連携が促進することができれば、企業にとっても大きなインセンティブとなると同時に連携の可能性も広がることが期待される。

社会貢献活動がなかなか「企業価値の向上」に貢献できない状況が多くの企業の課題となっており、「収益・ビジネス展開につながる社会貢献活動の展開に資すること」に加えて、「連携活動そのものが社会貢献への取り組みをアピールする材料となること」や「効果的なアピールを行うための支援となる連携関係を構築すること」も重要な意味をもつものと考えられる。

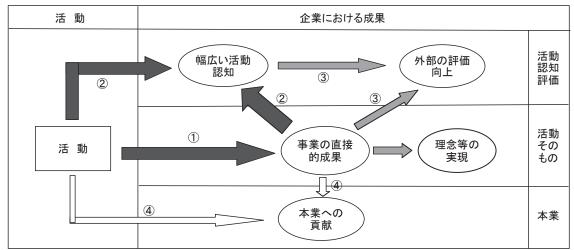
## (2)企業の社会貢献活動の成果と実施・連携インセンティブ

外部組織・団体との連携推進における企業のインセンティブ=期待される成果は、企業によりさまざまである。重要となる観点のひとつは、連携が「企業価値の向上」にいかに資するかということである。CSR・社会貢献活動においては、それは大きく、以下の3点に整理される。

- ①社会貢献活動そのものの効果(目に見える成果)の拡大→そのことを通じた理念実現
- ②活動に対する幅広い認知→自社社会貢献活動に対する評価の高まり
- ③本業 (コア・ビジネス) に対する貢献

三者の比重は企業により差があり、具体的な考え方や方針も違いはあると思われるが、全体としてこの3点への期待が大きいものがある。インタビュー調査では、企業が大手NGO・団体との連携に積極的な要因として以下が挙げられたが、この内容も特に前者2点への期待を裏づけている。

- ・途上国における活動実績と高いノウハウを活用した期待成果の高さ
- ・一般における認知度と活動に対する評価の高さ(UNICEF など)
- ・NGO などの新しい主体との連携そのものが「CSR 活動に対する外部の評価」を高める との認識
- ・大手 NGO による企業活動の対外アピールに関するニーズへの十分な理解と支援
- ・「理念・方針」「事業の使い道」などがシンプルでとても分かりやすいため、企業にとって理解しやすいと同時に関係者・外部に説明もしやすいこと



注)矢印の太さ及び網の濃さは、企業の関心の強さを示す。

出典:本調査で作成

図4-2 企業の社会貢献活動の成果と実施・連携インセンティブ

なお、有識者へのインタビューによれば、多くの企業は上述の3つの観点を重視している ものの、結果として満足する成果を実現できていない場合も多い。

まず、「社会貢献効果の拡大」に関しては、社会貢献活動を実施する各社の理念実現につながるものであると同時に、その他のメリット=インセンティブの基盤になるものであることから、企業の関心が高い(図4-2矢印①)。しかし、支援規模が小さく、特に海外における活動では自社リソースが限定されるために主体的な活動が難しいケースが多いことから効果が限定されている場合も少なくない。一定の効果がみられる場合も、アウトプットレベルを中心にある程度把握することが可能であるが、アウトカムを中心に自社の貢献を詳細に把握することは困難(その結果十分なアピールができない)であり大きな課題となっている。

次に、活動の規模が拡大するほど、「社会貢献効果の拡大」に加えて、「自社社会貢献活動に対する評価の高まり」(図4-2矢印③)に関心が高まる傾向があるが、自社活動に対する評価を明確に把握することは必ずしも容易ではなく、「企業価値の向上」への貢献が明示できないことが問題として認識されている。そのことは取りあえず企業が幅広い関係者・消費者に活動(及び実績)を知ってもらうこと(図4-2矢印②)を重視する状況につながっている。その観点からは、企業の社会貢献活動の成果を効果的にアピールするための各種支援(アピール度が高い案件実施を含む)も1つの方法である。

連携事業を意味あるものとするためには、支援結果が一定段階でレビューされると同時に企業に示され、企業が確認できる仕組みができることが重要との意見が聞かれた。一方で企業の社会貢献を「企業価値の向上」へ目の見える形でつなげることができれば企業のインセンティブが拡大することが期待される。例えば、社会的責任投資に対する関心は近年さらに高まっており、国内でも6,000億円を超える規模のファンド残高となっているが、ファンドマネジャーの投資先の選定基準において途上国・教育分野の社会貢献活動に対する評価がさらに重視されると同時に、正確な関連情報をファンドマネジャーに提供する仕組みが出来れば、社会貢献活動が株価という形で直接「企業価値の向上」に資することができ、企業にとって大きなインセンティブとなるという指摘も聞かれた。

最後に、「本業に資する社会貢献活動」(を通した収益面における企業価値拡大)(図4-2矢印④)は多くの企業がその可能性に注目し、模索を行っている状況である。特に、今後の海外展開を支える「グローバル人材の育成」を行う手段としての関心は高く、社員をボランティア派遣する動きも広がりつつある 106。多くのケースは、途上国・新興国における政府・非営利団体・国際機関の活動に対して、企業・社員がもつノウハウ・専門知識を生かす中で、グローバル人材の育成と将来のビジネス展開につなげるものであり、こうした展開に資する連携を進めることも重要な観点となるものと思われる。

また、ビジネス展開を行う企業において連携に期待する成果は、海外・途上国におけるビジネス展開の成功への寄与であることは疑いがない。インタビュー調査では、特に以下の2つの観点から連携が得られることに対する期待が示された。

- ・海外・途上国におけるビジネス展開はその収益性に疑問が指摘される場合が多いために、まずその開始において社内の合意を得ることが困難な状況にあるが、連携(もしくは公的機関からの支援)が実現することによりはじめて社内の承認が得られる場合も多く、スタートのきっかけとなるような取り組みが期待される。
- ・本邦企業の事業展開においては、海外国内に関係なく、2~3年でイニシャル・コストを回収することが最近求められるが、実際はなかなか難しく、そのことが海外・途上国における教育関連ビジネスが実施できていない大きな要因となっている。したがって、企業のイニシャル・コストの低減・回収が円滑に進み展開ができるような連携・支援が求められる。

# (3) 教育産業(教育ノウハウ保有)企業における独自性

教育に関するノウハウを有する企業は、連携の相手先として極めて重要な意味をもつと考えられるが、企業ごとに保有ノウハウや海外展開の状況・考え方などに違いを有しており、 具体的な連携にあたっては十分な配慮が必要となるものと思われる。

表4-3はインタビュー調査を行った教育産業(教育ノウハウ保有)企業の概況を整理したものである。連携に際しての海外ビジネス展開との関連度合(連携インセンティブ)、それに伴う展開方針が大きく異なるだけでなく、教育における教員の位置づけ(優れた教員の育成が大きな波及を生むという企業がある一方で、優れた教材と指導法があればインストラクターで質の高い教育が可能という企業もある)やICTやインターネットの活用度など、教育そのものに関する考え方にも企業差があり、連携可能な事業内容は企業により異なる場合があるものと考えられる。

回答企業	展開実績	海外 展開	展開主体	対象地域	展開 ステップ	連携のイン センティブ	教員育成
A社	これか ら本格 化		日本側	新興国(イ ンドネシア・ ブラジル) 重点	幼児教育先行 →学校教育	事業展開への貢献	

表4-3 教育産業(教育ノウハウ保有)企業の特徴整理

<sup>106</sup> 日本経済新聞2月6日夕刊記事「ボランティアで社員を派遣-新興国の政府 - NPO に協力-」

B社	多国で実績	受け身 FC 展開	日本側	· -	独自メソッド (自主学習+独 自教材) 展開 算数→言語系		ファシリテーターの方 が高い教育効果が生まれる。 Teach については、コ ンテンツとインフラが あれば、インターネッ トで可能。
C 社	これか ら本格 化	エージ ェント 方式		教材市場の 有無重視	教材先行	事業展開への貢献	
D社	多国で 実績		現地拠ノウは米国	拠点保有地域	CSR·行政連携	展開、イン	重視。影響力が大きく 持続性が高いため、投 資効率が良い。

注) 訪問企業保有ノウハウの基本は、初等中等教育向け。

出典:本調査で作成

# (4) 企業との連携パターンに関する整理

これまでの整理・分析の結果を踏まえて、JICAと本邦企業の連携のパターンとその概要は以下のように整理できる。

# 1)協働事業

- ・ODA に対する企業の参加
- ・企業独自のビジネス・社会貢献活動に対する JICA の支援
- ・(ODA・企業協働による総合事業)

# 2) 分担連携事業

- ・「地域」による分担
- ・「分野・内容」による分担
- ・「時間 (時系列)」による分担
  - ①プロジェクトサイクルにおける分担、②モデル→後続事業による分担

## 1)協働事業

「協働事業」は、1つの事業(プログラム)を JICA と企業が協働して展開するものである。ODA に対する企業参加は、教育に関する各種ノウハウを有する教育産業企業や ICT 等を中心とする教育関連企業で関心が高い。一方、スピード感の確保やビジネス展開(自社ノウハウの明記や入札に伴う制限等)への制約への懸念があり調整が必要である。なお、ODA への参加に関しては、以下のような形態を希望する声も聞かれている。

- ・(契約の有無に限らず)事業のごく一部のスポット的な支援に対するノウハウ、物資等の提供
- ・「パッケージ事業」に対する参加

スマートシティ普及・構築などの複数の分野・テーマにより構成される広範なパッケージ事業の中の一部としての「教育」に関する支援における民間教育産業企業の参

加(パッケージ事業においては、幅広い内容を組み合せた総合的な観点が必要となる ために、教育単独事業よりも日本企業の強みを発揮しやすく、新しい観点からの高い 成長性が期待できるビジネス展開にもつながるのでインセンティブが高い。こうした 枠組みを活用すれば、保有ノウハウを活用し、教育システム構築や複合的な教育サー ビス展開等の高いレベルの支援を企業にメリットのある形で円滑に行うことも可能。)

次に、企業独自の社会貢献活動にJICAが支援を行うことについては、当然のことながら企業からは歓迎の考え方が示されている。特に、社会貢献活動をビジネスにつなげる形で展開していくにあたっての支援は、企業との連携を促進する観点からも有益であると考えられる(例えば、現地在住の専門家や青年海外協力隊員、現地事務所からの現地情報提供や現地における機関やネットワーク紹介、人材育成・研修、一部資金支援など)。また、一部の途上国においては、教育の改善に向けて一定以上の予算を有しており、実施には企業が保有するノウハウが有益なケースも多いと考えられる(例えば、インドネシアにおける教員に対する教育研修)。こうした事業展開への橋渡しは「日本企業の海外展開」と「途上国における教育改善」の双方に貢献可能な場合が多く、支援の価値は高い。

また、「ODA事業」と「企業独自事業」を合体する形で、複数の企業やNGOの参加も得ながら、オールジャパンとして1つの教育関連総合事業を構築することも考えられる。

その際には地域社会とのつながりが強く影響力も大きい「学校」という「場」を活用した、教育に限定されない幅広い支援(保健、環境、起業等)を行うことも検討に値する。こうした展開は、一企業の予算・展開が限られる中、幅広い企業の参加を得て、企業・NGOの得意分野・ノウハウ等を有機的な結び付けながら、全体として大きな効果を上げることが期待できる。①企業にとっても外部へのアピールが大きいこと、②本業(の製品・サービス・ノウハウ)を活用した支援が可能となること、が大きなインセンティブになる可能性が高い。なお、事業の中に自社の役割が埋没しないように、各社の貢献部分がはっきりすること、主体性が損なわれないことを重視する企業もみられる。

## 2) 分担連携事業

「分担連携事業」は、ODAと企業独自事業が基本的に別の事業として展開しながら、密接に連携することで全体として大きな効果を上げることをめざすものである。

「地域」「分野・内容」により両者が分担して活動を展開できる可能性は高いが、社会 貢献活動に限定した企業事業の場合、規模が小規模とならざるを得ないため、ビジネスと 結び付いた展開をどのように連携事業として確保するかが重要となる。

「時間(時系列)」による分担は、マネジメント・サイクル(例えば、案件発掘と実施) や先行→後継プロジェクトの実施を分担するものである。日本国内における教育分野にお ける新たな展開においても、モデル事業を、文部科学省を中心に企業が参加したうえで実 践し、その結果を踏まえて普及・展開を行う形が一般的になっていることから、ODAに おける連携においてもそうした形態を希望する企業が比較的多くみられた。

企業との十分な連携を踏まえて(可能であれば企業も参加して)ODAによりモデル事業が実践できれば、その後の事業展開は企業独自にビジネス展開が可能なケースもあるものと考えられる。また、最終的に企業独自による後継事業展開が困難な場合もモデル事業への関与は企業にとってメリットが大きいとの指摘も聞かれた。

# (5) 本邦企業との連携に向けたステップのあり方

本研究においては、本邦企業の教育分野における海外ビジネス展開及び CSR・社会貢献活動の現状と方針を把握することを通して、連携の方法や連携可能な事業内容について検討を行うことが期待された。

インタビュー調査によれば、多くの企業が ODA・JICA に関する詳細を把握していないこともあり、JICA との連携に関して具体的なイメージや考え方を有していなかった。途上国各国における教育・行政の現状やニーズ、ODA の取り組みを具体的に紹介することを通してはじめて具体的なイメージをもってもらうことが可能となった。潜在的なニーズを有する企業とコミュニケーションをもつことができれば連携の可能性が広がるものと思われる。また、具体的な連携の妥当性については、JICA の具体的な方針やメニューの提示を受けることにより、企業としての検討が容易になるとの意見が多く聞かれている。

したがって、本邦企業との連携を進めるにあたっては、以下のステップを踏むことが考えられる。

- ①相互理解・意見交換(JICA とのコミュニケーション拡大には多くの企業が前向き)
- ② JICA 希望の方針・連携メニューの明確化とそれを踏まえた連携の可能性検討
- ③企業が保有するリソース・ノウハウを有効に活用できる態勢の整備を通した連携拡大

企業とNGOの連携に至る条件をみても、両組織の担当者がお互いの考え方や理念を理解すると同時に、人間関係を構築することが大きな促進要因となっており、連携推進における基盤としての「相互理解」及び「継続的な人間関係確保」の重要性が指摘できる。実際に多くの企業から、そうした機会を設けることについて要望が聞かれた。JICAと企業の連携に関する事例の紹介、「教育の質の向上」などのテーマ別の議論の場の設定などの提案も示されており、検討に値するものと思われる。

また、迅速に JICA と企業の連携を進めるためには、連携促進に向けて事業内容に工夫を重ねたり連携のための各種体制整備を進めたりする前に、案件形成が進んでいる教育関連事業等における連携可能性を企業側に示すことにより、検討を行うことが現実的であると考えられる。こうしたケースでは連携が可能となる企業は限定される可能性が高いものの、連携条件が揃った企業と先行して連携実績をつくり上げることが、連携を拡大するうえで重要な促進要因になると考えられる。その観点からの既存の教育分野の技術協力プロジェクトの延長や次フェーズにおいて、企業参入がしやすく大きな効果が期待される協力内容を一部組み込み、コンサルタントなどと連携しながら円滑に企業の参入を促していくことも重要な意味をもつと考えられる。

こうした実績を積み上げることを通して、企業の関心を維持すると同時に、その経験も踏まえながら、企業との連携をより促進するための体制整備や案件の発掘を着実に進めていくことが重要である。

# 第5章 JICA の基礎教育協力における官民連携の可能性に関する 考察・提言

途上国の基礎教育分野における開発課題を解決するにあたり、官民連携をすることでより大きな開発効果を上げることができる場合には、積極的にその実現を検討し実施すべきと考える。第5章では、基礎教育分野で官民連携を行う際の途上国、民間企業、JICA それぞれのメリット及びリスクを抽出し、具体的な官民連携の事例案及び必要な環境整備について考察・提言を取りまとめた。

#### 5-1 基礎教育分野における官民連携の可能性・メリット

途上国の基礎教育分野における開発課題として、主に、アクセス拡大(「就学の促進及び格差の是正」)、質の向上(「教育の質の向上」)、教育マネジメントの改善(「学校運営、教育行財政の強化」)が挙げられる。これら開発課題は図5-1で示されているように相互に関連している  $^{107}$ 。これら開発課題を解決するにあたり、民間企業と連携することでより大きな開発効果を上げることができる場合、積極的にその実現を検討し実施すべきと考える。

民間企業と連携した教育協力を実施する上でのJICA、途上国、民間企業それぞれのメリットは、以下のように整理することができる。

#### (1) 途上国にとってのメリット

途上国にとっては、JICAと民間企業が連携をした教育協力により、従前よりも効率的・経済的・顧客重視の質の高いサービスの享受につながるとともに、新技術や民間企業のみが有するノウハウを活用した教育開発の実施が可能となる。日本の民間企業と連携をする場合、国内市場では調達困難なサービスを享受できる可能性が高まり、課題解決方法が多様化される。また現地の民間企業と連携をする場合、国内の市場拡大、雇用促進、経済活性化にもつながると考えられる。新たな市場が創出・拡大されることで事業そのものの持続性が高まることも期待される。

# (2) 民間企業にとってのメリット

日本の民間企業にとっては、JICAと連携をして事業を実施することで、JICAが有している途上国の現地の情報、途上国政府関係者とのネットワークなどを活用することが可能となり、これまで民間企業が独自に進出しにくかった地域での事業展開、新たな市場の開拓、収益増大などにつながる可能性がある。

現地の民間企業にとっては、JICA 及び先方政府と連携をすることで、現地における市場拡大や収益増大などにつながる可能性がある。

#### (3) JICA にとってのメリット

JICA にとっては、民間企業が有する革新的かつ先進的な技術、実績のある多様な教育コンテンツ、効果的・効率的な事業ノウハウ、質の高いサービスと製品などを活用すること

<sup>107</sup> JICA 教育課題タスクフォース「基礎教育協力の評価ハンドブック」、平成 23 年 11 月

により、JICA の教育協力をより効果的・効率的な形で実施することが可能となるとともに、 これまで手の届かなかった領域への協力の可能性が広がっていく。

「5-2 具体的事例案」で、図5-1 の開発課題の解決に向けて、可能と考えられる官 民連携事例案を提案する。

なお、今後は、この図5-1に記載されている基礎教育分野の開発課題の枠を超えて、例えば、私学振興策や施設運営・給食サービス・教員研修・教科書教材開発の民間委託など、相手国政策における民間セクター活用に関する提言・助言といったことも必要となっていくと思われる。

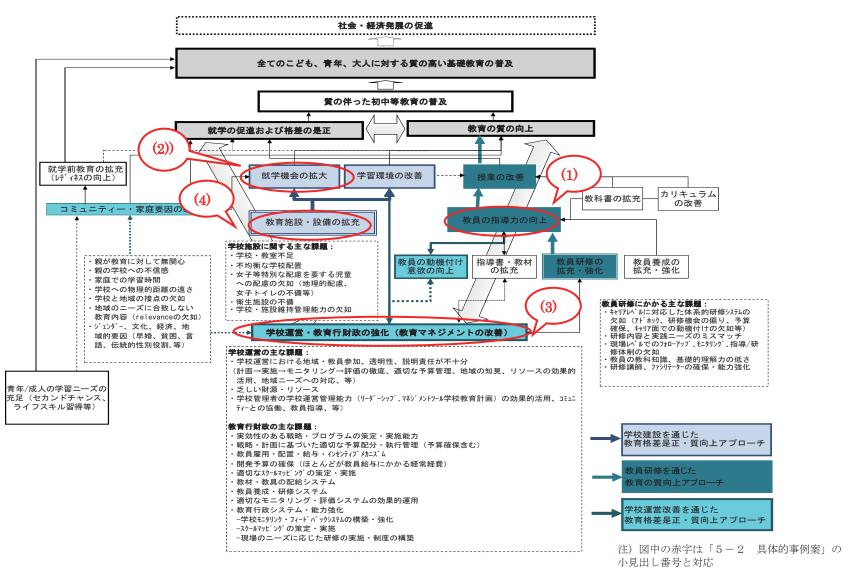


図5-1 基礎教育開発課題体系図

#### 5-2 具体的事例案

図5-1の開発課題の解決に向けて、可能と考えられる官民連携事例案を提案する。ここに記載している事例はあくまでアイデアであり、民間企業側の関心度合いや具体的な連携の実施方法などについては今後さまざまな検討が必要ではあるが、具体的な案件形成に向けたヒントを提示している。

#### (1) 教員の指導力の向上

#### 1)目的:

これまでJICAが実施してきた各国における教員能力強化プロジェクトでは、主に教員の教授法の能力向上に主眼を置いてきたが、教員の指導力を向上させるには、教科知識を強化することも重要である。民間企業の中には教員向けの教材開発に強みをもっている企業が多数存在していることから、教員が担当する教科の知識を向上させることを目的とした官民連携事業を行う。

2) 日本あるいは現地の民間企業の役割: 途上国の教員の教科知識を向上させるための教材を開発する。

#### 3) JICA の役割:

教材普及に向けた基盤を構築する。なお、既存の教員能力強化プロジェクトで実施している研修の枠組みを活用して試験的に開発した教材を導入することも可能と思われる。

JICA	民間企業(日本・現地)
<ul><li>・先方教育行政側との交渉、調整</li><li>・教員用教材の普及枠組みの構築</li><li>・研修の場の提供</li></ul>	<ul> <li>・教員に教科知識を身に付けさせるための教材開発及び提供(基礎コース、上級コースなどの細かなコース設定も含む)</li> <li>・教員が学び続けるためのインセンティブの考案</li> <li>・教材を使用した結果の分析、検証、再開発・既存の教員研修プロジェクトで作成した教材を踏まえつつ、現地の現状に即した算数/数学や理科実験の教材・教具の開発及び提供</li> </ul>

## (2) 就学機会の拡大

## 1)目的:

これまで JICA では途上国の教育行政機関や各学校に設置された学校運営委員会の機能 改善をめざしたプロジェクトを実施し、学習環境の改善や教育のアクセスと質の向上をめ ざしてきた。既にいくつかのプロジェクトでは、教員のストライキなどの理由により著し く不足している授業時間を補完するため、同委員会を通じて補習授業や家庭学習を推奨す るといった活動を行っている。他方、日本の民間企業の中には児童・生徒向けの家庭学習 用教材を開発している企業が多数存在している。また、遠隔教育機材、パソコン、携帯電 話を活用した教育の実施や教材の配信といった技術を有しているところも多い。以上を踏 まえ、児童・生徒が学校以外の場で学習できる環境を整備する。

#### 2) 日本あるいは現地の民間企業の役割:

途上国の児童・生徒のレベルに合った補習教材・自習教材を開発する。

IT 技術を活用した新たな教育サービスの開発及び提供を行う。

#### 3) JICA の役割:

新たな教育サービスを普及するための環境整備を行う。なお、既存の学校運営委員会支援プロジェクトの中に組み込んで試験的に実施してみることも可能と思われる。

ЛСА	民間企業 (日本・現地)
・先方教育行政側との交渉、調整 ・学校運営委員会を通じた補習授業、家庭学習 の推奨(キャンペーン、教員に対する啓発ワー クショップの実施など) ・教育行政関係者の能力強化	<ul><li>・パソコンや携帯電話を活用した補習授業用や 自習用の教材の開発</li><li>・対象校の生徒及び教員に対する上記教材の配信、使用方法に関する研修の実施</li><li>・学校が実施し、児童・生徒が学び続けるためのインセンティブの考案</li><li>・学校運営資金や奨学金、物品供与</li></ul>

# (3) 学校運営・教育行政の強化

#### 1)目的:

これまで JICA では教育行政機関や各学校に設置された途上国の学校運営委員会の機能 改善をめざしたプロジェクトを実施してきたが、各学校は教育基本データ(児童・生徒数、 教員数、児童・生徒の出席率、教員の出勤率、試験結果など)を所有していない、あるい は、所有していたとしても交通・通信インフラが整っていないため教育行政機関に情報が 届かず、国レベル、地方レベル各々において行政として正確な教育事情を把握できていな い、といった課題がある。他方、民間企業では先進的な IT 技術を駆使し、教育クラウド やタブレット端末などの開発が進められ、日本でも小中学校と連携をして次世代教育が試 験的に実施されている事例が存在する。以上を踏まえ、これまでの教育情報管理システム (EMIS <sup>108</sup>) により利便性の高い IT 技術を導入することで、さらに効果効率的な学校運営や 適切な教育行政が可能となる環境を整備する。

# 2) 日本あるいは現地の民間企業の役割:

IT 技術を活用した教育情報管理システムの開発、提供、及び活用のための研修を行う。

#### 3) JICA の役割:

- ・教育情報管理システム強化に向け、行政的な場の整備を行うとともに協力の枠組み (協力の規模、対象地域、期間、ステークホルダーの特定、効果測定の方法など)を 設定する。
- ・民間企業に対し、既に JICA が有している途上国の教育制度(教育行財政制度、モニタリングの仕組み、視学官の役割など)に係る情報を提供する。

<sup>108</sup> EMIS: Educational Management Information System

JICA	民間企業 (日本・現地)
・行政や学校に対する教育基本データの管理システム導入に関する先方政府への提案と交渉・既存のプロジェクト内における IT 技術を活用した管理方法の導入	<ul><li>・現地の実情に即した教育基本データの管理システムの開発及び研修の実施</li><li>・管理システムに対応した機器(パソコン、タブレット端末など)の提供、メンテナンス</li><li>・行政官や教員に対する機器操作研修の実施</li></ul>

#### (4) 教育施設・設備の拡充

#### 1)目的

これまでJICAでは、有償資金協力や無償資金協力を通じて、小中学校や教員養成校といった学校建設を行ってきたが、例えば、電気や水の供給が不十分なため、より環境が整っているサイトに学校を建設するといった事例も生じている。例えば学校へのソーラーパネルの設置はこうした問題の解決を促進し、よりニーズに応じた協力の実現につながる可能性がある。電気の供給は、浄水装置の設置等を可能にするといったことにもつながり、子どもたちの教育環境の改善に貢献する。また、それが市場拡大のための呼び水になることも考えられる。また、上述の学校運営・教育行政の強化として挙げている EMIS などへの IT 技術の導入は、本来的には学校建設時点から導入している方が望ましく、より効果効率的な資金協力事業の実施に向けて官民連携が可能と考えられる。

2)日本あるいは現地の民間企業の役割: 学校建設に必要不可欠なハードの提供及び維持管理に係る研修を行う。

# 3) JICA の役割:

無償資金協力の案件実施段階において、先方政府に民間企業と連携することで相乗効果が考えられる事例を紹介し、先方政府の理解を得る。

JICA	民間企業 (日本・現地)
・無償資金協力の案件実施段階における先方政	
府との交渉	・ 薄型テレビの設置 ・パソコンやタブレット端末の導入
	・機器のメンテナンス

また、上記以外にも、相手国政府の民間セクター活用の政策が明らかな場合には、学校 建設及び施設運営そのものを民間企業に委託できるよう、計画段階から民間企業に参画し てもらえるよう PPP にて実施するといったことも考えられる。

#### (5) その他

## 1) 目的:

これまで JICA では、多数の教員用指導書や研修教材の開発を支援し、研修受講者に対する理解度テストや児童・生徒に対する学力テストの結果を取りまとめた報告書なども作成してきた。民間企業が途上国に合った教育分野のコンテンツを開発するにあたり、これら情報を参考にすることが可能と思われる。なお、著作物については、JICA・民間企業

双方において著作権の取り扱いに留意する必要がある。

2)日本あるいは現地の民間企業の役割: 新たなコンテンツ(学習教材等)を開発する。

# 3) JICA の役割:

民間企業に対し、JICA が有する各種成果品、報告書などを提供する。

JICA	民間企業(日本・現地)
・JICA が有する各種成果品や報告書の民間企業 への資料提供	・コンテンツ(学習教材等)の開発

#### 5-3 基礎教育分野における官民連携のリスク・留意点

前述のとおり、民間企業と連携をした教育協力を行うことでより大きな開発効果を上げることが可能と思われるものの、その実施にあたっては、いくつか留意すべき点がある。

# (1) 途上国にとってのリスク

現地の民間企業と連携をした事業が実施されることで、特定企業の利益増大につながると 国内の他企業から批判を受ける可能性がある。連携にあたっては、競争性・透明性を十分に 確保し、公平な方法で連携企業を選ぶよう留意する必要がある。

また、民間企業が参入することにより、競争原理が働き、裕福な家庭の児童・生徒はより質の高い教育を受けられる一方、貧困にあえぐ児童・生徒はますます教育を受ける機会を剥奪されるといった教育格差が広がる可能性がある。民間企業との連携にあたっては、公平性が担保された教育サービスを提供できるよう十分に留意する必要がある。

#### (2) 民間企業にとってのリスク

協力を継続していくうちに、民間企業の経営方針・経営状況が変わるといった可能性があるが、途上国においては、日本とは異なるスピード感で事業が進んでいくことが多い。また、途上国の不安定な政治・治安状況等が官民連携事業に影響を与える可能性もあり、民間企業の強みでもある迅速な経営判断・方向性の変更等に支障を来す可能性がある。

## (3) JICA にとってのリスク

日本の民間企業あるいは現地の民間企業と連携を行うことで、連携した特定企業の利益増大につながるとの批判を招く可能性がある。連携にあたっては、競争性・透明性を十分に確保し、公平な方法で連携企業を選ぶよう留意する必要がある。

国により基礎教育分野における民間企業の参入度、規制はさまざまであり、協力実施段階で、規制による制限がかかり実施が阻まれるという可能性もある。調査段階で、各国の民間企業の参入規制・制度等を十分に調査したうえで協力を行うことが重要である。

協力を継続していくうちに、JICA 側と企業側の実施目的・方向性などが乖離していく、 あるいは企業側の経営方針・経営状況が変わる、といった可能性もある。連携を開始する段 階で、何が達成されたら連携を終わりにするのか、JICA と企業のそれぞれの役割、などに ついて両者で合意をしておくことが重要である。

# 5-4 官民連携実施のために必要な環境整備

5-2にて官民連携が考えられる具体的事例を提案したが、第4章に記載の民間企業に対するインタビュー及びアンケート等の調査結果でも明らかにされているとおり、ODA事業やJICAの取り組みが日本の民間企業に十分に理解されているとはいえず、また、JICAとしても、日本の民間企業の途上国進出に関する動向や課題を十分に把握しているとはいえないのが現状である。

官民連携の第一歩として、まずは JICA の民間企業に対する戦略的な情報発信を進めていくことが重要である。また、日本の民間企業との情報共有及び意見交換を活発に行い、双方の利益・目的が合致する点を見つけていくことが必要である。

以下、短期間で実施可能なこと、及び、ある程度の時間を要するが実施していくことが望ましい点に分けて記載する。また、民間企業との情報共有・意見交換の活発化に向けた具体的方法についても提案する。

#### 5-4-1 短期的視点

- ・まずはJICA 自身が日本国内の教育現場における官民連携の優良事例を理解する必要がある。 官民連携優良事例の背景や教訓を理解したうえで、途上国の教育開発において活用可能なも のを検討する。
- ・日本の教育産業において民間企業が果たしている役割を継続的に把握する。
- ・日本の民間企業に対し、途上国の教育事情に関する情報提供を積極的に行い、民間企業側の 途上国に対する関心度を高める。
- ・案件策定時点において、官民連携の視点をもち、日本あるいは現地の民間企業と連携した事業の実施可能性や、途上国における民間企業の参入規制・制度などを十分に調査する。

## 5-4-2 中長期的視点

- ・途上国の要請内容に応じ、具体的な官民連携の事例を提示する。上記5-2では既に JICA が実施している教育協力事業を前提とした連携事例案を記載したが、既存の事業にとらわれることなく、新たな教育協力の形を積極的に模索していきたい。その際、JICA が現在実施している BOP 協力準備調査や中小企業支援事業などとの重複の有無や違いについて整理しつつ、企業の規模や対象顧客を限定しない形での官民連携が可能な既存スキームの柔軟な活用あるいは新しい協力スキーム創設の検討も必要と思われる。
- ・途上国の基礎教育分野における民間企業 (途上国内・国外含む) の参入や官民連携促進のための政策環境の整備に取り組むことも重要と思われる。

#### 5-4-3 民間企業との情報共有・意見交換に向けた具体的方法

(1) 民間企業に向けた戦略的な情報発信及びコミュニケーションの促進

# 1)情報発信

日本の民間企業が途上国における事業展開を検討するにあたり、その検討材料として教育政策や制度、教育指標など当該国の教育セクターに関する各種情報が必要となるが、これら情報の収集には多くの労力と時間を要するとの声が聞かれている。また、

現地の土地勘や商習慣といった情報は、資料からだけでは読み取ることが難しい。一方、JICA はこれまでさまざまな国で調査や協力事業を実施し、教育セクターに関する各種情報を収集・蓄積してきた。また、現地にJICA 事務所がある国では、いま現地で求められている教育協力、現地の慣行として留意すべきことなど、暗黙知としての情報も有している。これら収集・蓄積してきた情報を民間企業と広く共有することで、民間企業の途上国進出の壁を低くする効果が期待される。具体的には、民間企業の情報ニーズなどを踏まえた各国の教育情報を整理し、簡便に検索・閲覧できる形でJICAウェブサイトに掲載することで、より民間企業の利活用を促進できると考えられる。

また、日本の民間企業による事業実施段階においては、基本情報のみならず、より詳細かつ実践的な情報が有益となる。この場合、JICAが取り組んできた具体的な協力事業の実施プロセス、その結果発現した成果や課題、実施に際する教訓や留意点などが活用できると思われる。これら情報も民間企業と広く共有することが望ましい。なお、民間企業が事業実施を考えている国における JICA 協力事業からの教訓はもちろんのこと、他国の協力事業からでも類似の事例があればその教訓も参考になると考えられる。

#### 2) 情報収集及び意見交換

これまでにも教育分野における途上国進出を検討している企業から照会があり、対象国の教育事情や現地の状況などにつき JICA から情報提供を行ってきたが、JICA 人間開発部として包括的に民間企業側の関心事項や問題意識について情報収集を行ったのは本プロジェクト研究が初めてである。本プロジェクト研究が終了した後も、引き続き民間企業側と情報共有を行い、開発効果が最大限発揮されるよう、途上国のニーズ発掘とともに民間企業の関心を把握していくことが重要である。

なお、JICA 人間開発部では、コンサルタント会社と定期的に勉強会を開催し、より良い教育協力のあり方につき議論を重ねてきた。本勉強会の対象者を広げる、あるいはイベントを開催することで民間企業との交流の場を設け、双方の関心事項を共有することが期待される。また、他団体が実施している既存のフォーラム・シンポジウムなどに JICA としても積極的に参加をすることが望ましい。

#### 3)情報・ノウハウの共有

コンテンツの開発及びそれらの途上国の教育制度への導入・普及を民間企業が独自に行うことは、コスト負担が大きく、かつ、必ずしも受け入れられるとは限らないという大きなリスクを抱えており、このことが多くの民間企業の途上国進出の障壁となっていると考えられる。他方、JICAは、各プログラム・プロジェクトを通じて制度の構築、研修教材等の開発、途上国の行政官や教員等の人的リソースの育成等を行ってきた。カリキュラムや教科書のみならず、JICA事業で開発を支援した教員用指導書や研修教材等の成果品、さらには、研修受講者に対する理解度テストや児童・生徒に対する学力テストの結果を取りまとめた報告書なども、コンテンツ開発に際する参考資料・情報として効果を発揮すると思われる。

JICA が有しているこれら情報・ノウハウ・成果品を上述のイベントなどを通じて民間企業に提供・開示することで、まずはそれらを民間企業に理解してもらうことが可能となる。そのうえで彼らが有しているコンテンツの強みを生かしつつ、その効果実証及び普及への見通しの検証を支援し、民間企業が抱えるリスクを軽減することが期

待できる。また、JICAにとっても、民間企業から学び、その知見やノウハウを現行・新規案件に取り入れることによって、より大きな成果・インパクトの発現を導くことが可能になる。

# (2) 途上国と民間企業の橋渡し

日本の民間企業は、途上国での基礎教育分野における事業を実施するにあたり、途上国側の教育セクターを担当する窓口機関や関係機関等の特定・連絡に難渋することが考えられる。

このような状況においては、JICAが民間企業と途上国側との橋渡しとしての役割を果たすことが期待される。具体的には、途上国側窓口機関の紹介や先方実施体制の説明、現地 JICA 関係者の紹介など、基礎教育分野の協力における現場の知見や専門性を生かした側面支援としての位置づけが期待される。

# 参考文献

- 1. OECD 著『世界の教育改革 OECD 教育政策分析-』、明石書店、2002 年 10 月
- 2. OECD 著『世界の教育改革 4 OECD 教育政策分析 「非大学型」高等教育、教育と ICT、 学校教育と生涯学習、租税政策と生涯学習-』、明石書店、2011 年 11 月
- 3. アイ・シー・ネット株式会社『企業の社会的責任 (Corporate Social Reponsibility: CSR) に関する基礎調査』、独立行政法人国際協力機構、2005 年 3 月
- 4. 伊藤 解子・澤村 信英「NGO と大学の連携協力による新たな国際教育協力活動の模索」(広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』第9巻第2号、2006年)
- 5. 株式会社エヌジェーエス・コンサルタンツ/プライスウォーターハウスクーパース株式会社 『水道セクターにおける官民連携に係る情報収集・確認調査最終報告書』、独立行政法人国際 協力機構、2011 年 3 月
- 6. 大田 直子・黒崎 勲『学校をよりよく理解するための教育学① 教育の原理』、学事出版、 2005年7月
- 7. 大田 直子・黒崎 勲編著『学校をよりよく理解するための教育学④ 教育行政と学校経営』、 学事出版、2007 年 2 月
- 8. 小川 啓一・西村 幹子・北村 友人編著『国際教育開発の再検討 -途上国の基礎教育普及に向けて-』、東信堂、2008 年 4 月
- 9. 外務省ウェブサイト
- 10. 勝野 正章・藤本 典裕編『教育行政学』、学文社、2005 年 10 月
- 11. 金子元久・小林雅之『教育の政治経済学』、放送大学教材、2000年3月
- 12. 木戸 裕(国立国会図書館調査及び立法考査局『「ドイツの教員養成法」外国の立法 立法 情報・翻訳・解説- No. 234』 2007 年 12 月
- 13. 黒石 憲洋・高橋 誠「学校教育と塾産業の連携についての一研究:現状の分析と今後の展望」 (日本教育大学院大学『教育総合研究』第2号、2009年3月)
- 14. 独立行政法人国際協力機構「開発途上国における社会起業および CSR 活動 JICA 事業との連携-」、2009 年 9 月
- 15. 独立行政法人国際協力機構「コミュニティ開発支援無償を中心とした無償資金協力と CSR 事業の連携に関する基礎研究報告書」、2009 年 3 月
- 16. 独立行政法人国際協力機構編著『日本の教育経験 -途上国の教育開発を考える』、東信堂、 2005 年 3 月
- 17. 独立行政法人国際協力機構ウェブサイト
- 18. 独立行政法人国際特殊教育総合研究所ウェブサイト
- 19. 柴田 義松・斉藤 利彦編『教育史』、学文社、2010年3月
- 20. 下條 美智彦『ヨーロッパの教育現場から ーイギリス・フランス・ドイツの義務教育事情』、 春風社、2003 年 4 月
- 21. 鈴木 友紀「教育基本法の全面改正をめぐる国会論議 ~教育基本法案、日本国教育基本法案 案~」(『立法と調査』260 号、参議院常任員会調査室・特別調査室、2006 年 10 月)
- 22. 諏訪 英広・福本 昌之編著『現場と結ぶ教職シリーズ 5 教育制度と教育の経営 学校 家庭 地域をめぐる教育の営みー』、あいり出版、2011 年 11 月

- 23. 玉井 克哉・宮田 由紀夫『日本の産学連携』(高等教育シリーズ 141)、玉川大学出版部、2007 年 5 月
- 24. 東洋大学 PPP 研究センター編著『公民連携白書 -新しい公共と PPP 2010  $\sim$  2011 -』、時事通信社、2010 年 12 月
- 25. 並木 智美「チリにおける教育バウチャー制度の導入」、2009 年度三田祭論文
- 26. 成松 美枝『米国都市学区における学校選択制の発展と限界』、溪水社、2010年1月
- 27. 二宮 皓編著『世界の学校 -教育制度から日常の学校風景まで-』、学事出版、2011年5月
- 28. 株式会社日本総合研究所『本邦企業の BOP ビジネスと ODA 連携に係る調査研究報告書』、 独立行政法人国際協力機構、2010 年 1 月
- 29. 葉養 正明 (研究代表者) 『学校組織開発と教職員配置の在り方に関する総合的研究』 (平成 22 年度プロジェクト研究報告書)、国立教育政策研究所、2011 年 3 月
- 30. 福井秀雄編『教育バウチャー 学校はどう選ばれるか』、明治図書出版、2007年6月
- 31. 町田 裕彦『PPP の知識』(日経文庫)、日本経済新聞出版社、2009 年 11 月
- 32. 三橋 良士明・榊原 秀訓『行政民間化の公共性分析』、日本評論社、2006年5月
- 33. 文部科学省ウェブサイト
  - http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/04083001/002.pdf#search=' 各国の義務教育制度の概要」
- 34. 文部科学省「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について(報告)」、教育行政機関と教育事業との連携方策に関する調査研究協力者会議、1998 年 3 月
- 35. 文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』、明石書店、2011 年 11 月
- 36. 文部省『学制百二十年史』、ぎょうせい、1992年9月
- 37. 文部省『我が国の文教施策』(平成元年度・平成5年度)、1989年11月・1993年11月
- 38. 吉田 多美子「イギリス教育改革の変遷 ーナショナル・カリキュラムを中心に一」(国立国会図書館『レファレンス』 平成 17 年 11 月号)
- 39. C.K. Prahalad, "The Fortune at the Bottom of the Pyramid: Eradicating Poverty through Profits", Pearson Education, Inc.
- 40. DfID, "The engine of development: The private sector and prosperity for poor people", 2011
- 41. DfID Web-site
- 42. George Ingram, Annababette Wils, Bidemi Carrol, and Felicity Townsend, "The Untapped Opportunity: How Public-Private Partnership can advance education for all", AED
- 43. GIZ Web-site
- 44. Harry Anthony Patrinos, Felipe Barrera-Osorio, Juliana Guaqueta, "The Role and Impact of Public-Private Partnership in Education", World Bank, 2009
- 45. IIEP Web-site
- 46. Laura Lewis and Harry Anthony Patrinos, "Framework for Engaging the Private Sector in Education", CfBT Education Trust and World Bank SABER, May 2011
- 47. Laura Lewis and Harry Anthony Patrinos, "Impact evaluation of private sector participation in education: Research report", CfBT Education Trust and World Bank SABER, January 2012
- 48. OECD, "PISA in focus", January 2012
- 49. UNDP Web-site

- 50. UNESCO Web-site
- 51. UNICEF Web-site
- 52. USAID Web-site
- 53. World Bank Web-site

